

第 63 回

事 務 年 報

平成 25 年度

国 税 庁

は し が き

国税庁におきましては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現に向けて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）をはじめ様々な納税者サービスの充実に努めております。

このような取組の一環として、毎年、国税庁が取り組んでいる事務運営の状況や各種計数を「事務年報」として取りまとめ、納税者の皆様に税務行政の現状をお知らせしており、もって行政の透明性の確保を図ってまいりたいと考えております。

この冊子は、平成 25 事務年度（平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月）について取りまとめたものでありますが、今後様々な分野で参考とされ、税務行政に対するご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成 26 年 12 月

国税庁長官 林 信 光

目 次

第1部 総 説	1
第1章 平成25事務年度（平成25.7.1～平成26.6.30）の主要事項	3
1 東日本大震災への対応	3
2 改正消費税法への対応	3
3 外国税務当局との執行協力の促進	4
4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けた取組	4
5 日本産酒類の輸出環境整備	4
第2章 租税収入状況	6
第1節 経済概況	6
1 国内総生産	6
2 個人消費	6
3 住宅投資	6
4 設備投資及び鉱工業生産	6
5 国際収支	6
6 労働力需要	6
7 物価動向	6
第2節 租税収入状況	7
1 平成25年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況	7
2 主要税目別収入状況（平成25年度一般会計分）	7
第2部 税務行政の現況	9
第1章 申告、調査及び指導の状況	11
第1節 各税共通	11
1 資料情報事務	11
2 電子商取引への取組	12
第2節 申告所得税	12
1 概要	12
2 確定申告の状況	12
3 調査及び指導等の状況	13
4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務	16
第3節 源泉所得税	16
1 概要	16
2 課税の状況	17
3 調査及び指導の状況	17
第4節 法人税	18
1 概要	18

2	申告の状況	19
3	調査及び指導の状況	19
4	税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組	23
5	適格退職年金契約に係る届出の受理	24
第5節	相続税	24
1	概要	24
2	申告の状況	24
3	調査及び指導の状況	24
4	財産評価事務	25
第6節	贈与税	25
1	概要	25
2	申告の状況	25
3	調査及び指導の状況	25
第7節	地価税	26
第8節	酒税	26
1	概要	26
2	課税の状況	27
3	調査及び指導の状況	27
4	関税割当に関する事務	27
5	酒類の公正な取引環境の整備に関する事務	28
6	免許に関する事務	28
7	酒類の表示等に関する事務	29
8	清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の安定に関する事務	29
9	酒類業者の経営改善等に関する事務	29
10	酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務	29
11	社会的要請への対応に関する事務	29
12	輸出環境の整備に関する事務	30
13	酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務	30
14	酒類の分析及び鑑定に関する事務	30
15	独立行政法人酒類総合研究所との連携	30
第9節	消費税	30
1	概要	30
2	申告・届出の状況	31
3	調査の状況	32
第10節	その他の諸税	32
1	揮発油税及び地方揮発油税	32
2	印紙税	33

3	たばこ税及びたばこ特別税	33
4	石油ガス税	34
5	航空機燃料税	34
6	自動車重量税	35
7	電源開発促進税	35
8	石油石炭税	35
第2章	犯則の取締り	37
第1節	直接税	37
1	査察制度	37
2	国税査察官の職務	37
3	関係省庁との連絡	37
4	査察事務の状況	38
5	脱税の手段・方法等	38
第2節	間接税	39
1	犯則取締制度	39
2	通告処分制度	39
3	関係省庁との連絡	40
4	犯則取締りの状況	40
第3章	債権管理事務及び徴収事務	41
第1節	債権管理事務	41
1	概要	41
2	事務処理の状況	41
第2節	徴収事務	43
1	概要	43
2	滞納の状況	43
3	滞納整理事務の実施状況	45
第4章	国際税務	47
1	概要	47
2	外国税務当局との相互協議	47
3	国際的な情報交換	47
4	国際会議への参加	47
5	技術協力	47
第5章	広報	49
第1節	広報広聴事務	49
1	概要	49
2	納税道義の高揚に関する事務	49
3	税に関する知識の普及と向上に関する事務	50

4	広聴に関する事務	51
5	報道に関する事務	51
6	その他	51
	第2節 刊行物等	51
第6章	税務相談等及び苦情	56
	第1節 税務相談等	56
1	概要	56
2	税務相談等の状況	56
	第2節 苦情	56
第7章	情報公開・個人情報保護及び実績の評価	57
	第1節 情報公開	57
1	概要	57
2	施行状況	57
	第2節 個人情報保護	58
1	概要	58
2	施行状況	58
	第3節 実績の評価	59
1	概要	59
2	平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画	59
3	平成24事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書	59
第8章	税務協力体制	60
	第1節 関係民間団体	60
1	日本税理士会連合会	60
2	日本税務協会	60
3	全国青色申告会総連合	60
4	全国法人会総連合	62
5	酒類業組合等	62
6	全国間税会総連合会	65
7	全国納税貯蓄組合連合会	66
8	納税協会連合会	67
	第2節 表彰	68
1	叙勲及び褒章	68
2	納税表彰	68
3	感謝状の贈呈	68
第9章	権利救済	69
	第1節 不服申立て	69
1	概要	69

2	異議申立て	69
3	審査請求	69
第2節	訴訟	71
1	課税関係訴訟	71
2	徴収関係訴訟	73
第10章	税理士制度	75
1	概要	75
2	税理士の登録等	75
3	書面添付制度の普及に向けた取組	75
4	税理士業務の適正な運営の確保	76
第3部	税務行政の組織等	77
第1章	組織及び管理	79
第1節	機構及び定員	79
1	機構	79
2	定員	80
第2節	任用及び採用試験	81
1	任用	81
2	採用試験	81
第3節	給与及び福利厚生	82
1	給与	82
2	福利厚生	82
3	公務員宿舎	83
第4節	国税庁特定事業主行動計画	83
1	概要	83
2	具体的な子育てと仕事の両立支援策	83
第5節	規律	83
1	服務	83
2	監察	83
第6節	事務の管理・企画	84
1	事務処理の情報システム化	84
2	電子申告等の運用	84
3	事務の監察	85
4	提案制度	85
第7節	会計	86
1	予算	86
2	営繕	88
第2章	特別の機関等	89

第1節 国税不服審判所	89
1 概要	89
2 審査請求の状況	89
3 審査請求の処理状況	90
4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟	90
第2節 税務大学校	90
1 概要	90
2 長期研修	90
3 短期研修	93
4 通信研修	94
5 その他	94
第3節 国税審議会	95
1 概要	95
2 所掌事務	95
3 委員	95
4 国税審議会の開催状況	96
5 税理士試験	96
第4節 土地評価審議会	96
1 概要	96
2 審議の状況	96

〔付録〕

1	用語の解説	97
2	付表	111
第1表	平成25年度租税及び印紙収入決算額調	113
第2表	申告所得税の課税状況	114
第3表	譲渡所得の課税状況	114
第4表	青色申告の承認申請状況	115
第5表	記帳制度の適用者数（個人）の状況	115
第6表	小企業者に対する記帳指導の状況	115
第7表	源泉徴収義務者の状況	116
第8表	源泉所得税の課税状況	116
第9表	法人数の状況	117
第10表	資本階級別普通法人数	117
第11表	法人税の申告状況	118
第12表	法人税実地調査の状況	118
第13表	相続財産の種類別価額表	119
第14表	相続税の課税状況	119
第15表	平成26年分都道府県庁所在都市の最高路線価	120
第16表	土地の評価に係る標準地数	121
第17表	贈与税の課税状況	121
第18表	酒税の課税状況	122
第19表	酒類の生産状況	123
第20表	酒類の製造及び販売業の免許場数	124
第21表	揮発油税及び地方揮発油税の課税状況	125
第22表	現金納付による印紙税の課税状況	126
第23表	たばこ税の課税状況	127
第24表	石油ガス税の課税状況	128
第25表	航空機燃料税の課税状況	128
第26表	自動車重量税の課税状況	129
第27表	電源開発促進税の課税状況	129
第28表	石油石炭税の課税状況	130
第29表	査察事件の処理事績	131
第30表	間接国税犯則事件の処理事績	131
第31表	物納（物納の撤回）の処理状況	132
第32表	延納の処理状況	132
第33表	平成25年度徴収決定等の状況	133
第34表	平成25年度還付金等の支払決定の状況	133

第 35 表	平成 25 年度税目別徴収決定等の状況	134
第 36 表	振替納税利用状況	135
第 37 表	滞納の発生及び整理状況	136
第 38 表	1 億円以上の滞納整理中のものの業種別状況	137
第 39 表	相互協議事案発生件数の推移	138
第 40 表	納税者支援調整官の派遣先税務署等の状況	139
第 41 表	電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数	139
第 42 表	叙勲及び褒章の状況	140
第 43 表	納税表彰の実施状況	140
第 44 表	国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況	140
第 45 表	異議申立ての処理状況	141
第 46 表	審査請求の処理状況	141
第 47 表	訴訟事件の終結状況	142
第 48 表	国税庁職員定員表	143
第 49 表	提案受理件数及び国税庁入賞件数	143
第 50 表	平成 25 年度予算の事項別内訳	144
第 51 表	徴税費及びその使途別構成のすう勢	145
第 52 表	国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要	146
3	参考資料	147
	国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令	149
	国税庁の使命	151
	税務運営方針（昭和 51 年 4 月 1 日）	152
	平成 25 年度税制改正の大綱の概要	169
	平成 25 事務年度国税庁関係主要日誌	172

本文中の計図表目次

表 1	平成25事務年度の主な法定資料の監査事績	12
表 2	個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況	14
表 3	寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況	16
表 4	給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳	17
表 5	源泉所得税の調査状況	18
表 6	法人数の内訳	19
表 7	法人税の申告状況	20
表 8	法人税の調査状況	23
表 9	消費税の課税事業者（選択）届出書等の提出件数	31
表10	消費税の課税件数	31
表11	消費税の課税額	32
表12	消費税の調査等状況	32
表13	新規発生滞納の税目別内訳	43
表14	整理済滞納の税目別内訳	44
表15	滞納整理中のものの税目別内訳	44
表16	1億円以上の滞納整理中のものの業種別内訳	45
表17	開示請求件数	57
表18	開示決定等の内訳	57
表19	開示請求件数	58
表20	開示決定等の内訳	58
表21	全国青色申告会総連合の組織	61
表22	酒類に関する公正競争規約等一覧表	64
表23	全国間税会総連合会の組織	65
表24	全国納税貯蓄組合連合会の組織	66
表25	納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）	67
表26	異議申立事案の税目別申立て及び処理状況	70
表27	異議申立事案の税目別・態様別処理状況	70
表28	課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況	71
表29	税理士登録者数等の状況	75
表30	税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（法人税）	76
表31	機構改正主要事項一覧表	80
表32	級別定数（税務職）	82
表33	e-Taxの利用状況	85
表34	予算の執行状況	88
表35	徴税コスト	88

表36	審査請求の状況	89
表37	審査請求の処理状況	90
表38	税務大学校の研修人員	94

第 1 部

総 説

第1章 平成25事務年度（平成25.7.1～平成26.6.30）の主要事項

1 東日本大震災への対応

(1) 福島県下12市町村に係る国税の申告・

納付等の期限延長措置の終了

東日本大震災の発生を受け、平成23年3月15日付告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の5県について同月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じ、その後、各地域の復興等の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了してきた。

残る福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村についても、平成26年1月31日付告示により当該期限延長措置を同年3月31日をもって終了した。ただし、この期限延長措置の終了により、当該12市町村の納税者が複数年分の申告・納付等をしなければならなくなることを考慮して、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続をしていただくこととした。

(2) 確定申告期の仙台国税局支援

平成24年分確定申告期に引き続き、特に被害の大きかった仙台国税局においては、確定申告期に多数の来署者が見込まれたことから、平成26年2月13日から3月18日までの間、仙台国税局管内税務署に関東信越国税局を除く10局（沖縄国税事務所を含む。）から、延べ約1,300名の職員を派遣したところである。

(3) 酒類業関係

平成24事務年度に引き続き、被災した

酒類製造場等に対する免許手続の弾力的な取扱いを実施するとともに、酒類の安全性確保のため酒類等の放射性物質に関する調査を実施した。

2 改正消費税法への対応

平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の改正が行われた。

(1) 改正消費税法に関する広報・相談対応

消費税法の改正については、多くの事業者に影響を及ぼすものであることから、事業者が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付を行えるよう、平成25年10月に各税務署に「改正消費税相談コーナー」を設置して改正消費税法等に関する相談に対応したほか、消費税率引上げに伴う経過措置や適用税率に関するQ&A等を国税庁ホームページに掲載するなど改正内容の広報周知に努めた。

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしている。

国税庁では、総額表示義務の特例について、本特例の適用要件である「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）の具体例をまとめた事例集を作成して国税庁ホームページに掲載したほか、消費税転嫁対策特別措置法に関する事業者向け説明会等において本特例を周知してきた。

また、「改正消費税相談コーナー」では、改正消費税法や価格表示（総額表示義務

の特例)に関する相談に適切に対応したほか、消費税の転嫁に関する相談にも丁寧に対応した。

さらに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定を遵守するよう周知・指導を行うなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めた。

3 外国税務当局との執行協力の促進

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識の高まる中、我が国においても租税条約の締結を進めるとともに、我が国が過去に締結した租税条約の中で、情報交換規定が現在の国際基準を満たしていないものについては、最新の内容への改正が引き続き進められている。平成25事務年度には、サモア、ポルトガル、ガーンジー、ジャージー、マカオとの租税条約が発効し、平成26年6月末現在、発効済みの租税条約等は61（平成25年6月末時点で55）、適用対象国・地域は83か国・地域（平成25年6月末時点で66）に増加している。

こうした情報交換ネットワークの拡大を背景に、情報交換ミーティングの実施、国際タックスシェルター情報センター（JITSIC）の活用等を通じて、事案内容に応じた情報交換実施手法の開発・利用を進めた。

また、平成25年10月に、税務当局間で徴収共助等の行政支援を相互に行うための多国間条約である「税務行政執行共助条約」が我が国について発効しており、同条約及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく情報交換・徴収共助等の実施が可能となっている。

4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、平成24年5月に策定した国税庁における「業務プロセス改革計画」（以下「改革計画」という。）に基づき、その普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つと位置付け、各種施策に取り組んだ。

具体的には、関係民間団体と連携しつつ納税者への個別勧奨や税理士に対する代理送信の協力要請を行った。

また、以前から行っている所得税の確定申告時期の24時間受付に加えて確定申告時期以外の受付時間の24時までの延長や納税証明書をオンライン請求し、税務署窓口で書面で受け取る場合の電子署名を省略するなどの利用者利便の向上に取り組んだほか、e-Taxで提出された還付申告書の処理期間の見直しを行った。

さらに、近年、タブレット端末等のスマートデバイスの急速な普及が進んでいることから、これまでパソコンでの利用を前提としていたe-Taxのサービスのうち、納税手続等について、スマートデバイス向けのサービスを開始した。

なお、平成25年度が計画最終年度である改革計画について、この計画に掲げる成果指標の実績値は、いずれも前年度を上回り、着実にe-Taxの普及及び定着が図られている。

5 日本産酒類の輸出環境整備

日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパン推進の一環として、関係府省が連携して取組を進めている。国税庁では、海外のワイン専門家を対象とする酒類

教育機関における日本酒講座に協力するなど酒類の専門的知識の普及・啓発を行うほか、日本産酒類が提供される国際的なイベント等に専門的知識を有する技術系職員を派遣するなどの協力を行った。また、輸出に取り組む事業者を支援するため、日本貿易振興機構（JETRO）と協力して輸出ハンドブックの作成などを行った。

さらに、福島第一原子力発電所事故後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所の分析・研究結果を活用して、継続的に規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っているほか、関係府省と連携しながら国際交渉等の機会を通じて貿易障壁の除去を働きかけている。

各国税局・沖縄国税事務所においても、輸出に対する酒類業者のニーズの把握や情報提供を目的として、輸出に関するアンケートや輸出セミナーを実施した。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の平成25年度の経済動向については「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成26年1月24日閣議決定）」において『『大胆な金融政策』、『機動的な財政政策』、『民間投資を喚起する成長戦略』の『三本の矢』による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく下で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。』とされている。

なお、平成25年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

平成25年度の実質国内総生産は、実額で529.3兆円（平成24年度517.6兆円）、成長率は2.3%増（平成24年度0.7%増）となった。

名目国内総生産は、実額で481.4兆円（平成24年度472.6兆円）、成長率は1.9%増（平成24年度0.2%減）となった。

2 個人消費

平成25年度の実質民間最終消費支出は、実額で316.2兆円（平成24年度308.5兆円）、前年度比2.5%増（平成24年度同1.5%増）となった。

3 住宅投資

平成25年度の新築住宅着工件数は98.7万戸（平成24年度89.3万戸）で前年度比10.6%増（平成24年度同6.2%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で14.9兆円（平成24年度13.6兆円）、前年度比9.5%増（平成24年度同5.4%増）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成25年度の実質民間企業設備投資は、実額で70.3兆円（平成24年度68.5兆円）、前年度比2.7%増（平成24年度同0.7%増）となった。

鉱工業生産指数は98.9（平成24年度95.8）となり、前年度比3.2%増（平成24年度同2.9%減）となった。

5 国際収支

平成25年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で69.8兆円（平成24年度63.7兆円）、前年度比9.5%増（平成24年度同2.7%減）となり、輸入は実額で81.2兆円（平成24年度70.7兆円）、前年度比14.9%増（平成24年度同3.8%増）となった。

この結果、平成25年度の貿易収支（国際収支ベース）は11.0兆円の赤字（平成24年度5.2兆円の赤字）、経常収支は0.8兆円の黒字（平成24年度4.2兆円の黒字）となった。

6 労働力需要

平成25年度の有効求人倍率は0.97倍（平成24年度0.82倍）と0.15ポイント上昇し、完全失業率は3.9%（平成24年度4.3%）と0.4ポイント低下した。

7 物価動向

平成25年度の国内企業物価指数は102.4（平成24年度100.5）となり、前年度比1.9%増（平成24年度同1.1%減）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）は100.4（平成24年度99.6）となり、前年度比0.8%増（平成24年度同0.2%減）となった。

第2節 租税収入状況

1 平成25年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成25年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、46兆9,529億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）45兆3,540億円に対して1兆5,989億円（3.5%）の増収となり、前年度の決算額43兆9,314億円に対して3兆215億円（6.9%）の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

- (1) 源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は33.1%と前年度の31.9%を上回っており、法人税の一般会計分税収に占める割合も22.3%と前年度の22.2%を上回った。
- (2) 直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税並びに復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は56.9%と前年度の55.2%を上回った。

2 主要税目別収入状況（平成25年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、12兆7,592億円であり、予算額に対して6,032億円（5.0%）の増収、前年度決算額に対して1兆2,866億円（11.2%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、2兆7,717億円であり、予算額に対して1,427億円（5.4%）の増収、前年度決算額に対して2,517億円（10.0%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は10兆4,937億円であり、予算額に対して4,287億円（4.3%）の増収、前年度決算額に対して7,354億円（7.5%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆5,743億円であり、予算額に対して793億円（5.3%）の増収、前年度決算額に対して704億円（4.7%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、10兆8,293億円であり、予算額に対して1,803億円（1.7%）の増収、前年度決算額に対して4,789億円（4.6%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,709億円であり、予算額に対して239億円（1.8%）の増収、前年度決算額に対して212億円（1.6%）の増収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆5,743億円であり、予算額に対して83億円（0.3%）の増収、前年度決算額に対して477億円（1.8%）の減収となった。

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と税務指導の展開に直接役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能を持っており、税務の運営にとって必要不可欠である。社会の国際化・高度情報化の進展に伴い、不正取引、不正経理等不正の手口も巧妙化しているところであり、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

法定資料は、所得税法で44種類、相続税法で4種類、租税特別措置法で7種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で2種類、合計57種類の資料について提出が義務付けられている（平成26年6月30日現在）。

これら法定資料については、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

また、法定資料のうち、平成26年1月から施行された国外財産調書制度については、その円滑な導入に向けて、ポスター・パンフレット等による周知・広報を行った。

なお、平成25事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料24,633万枚、相続税法による法定資料115万枚、租税特別措置法による法定資料6,695万枚、国外送金等調書提出法による

法定資料632万枚であり、合計32,075万枚（対前事務年度比109.2%）であった。

また、法定監査を行った結果、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」において非違が多く把握されている。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、局署の実情に即した調査及び指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、平成25事務年度における法定外資料の収集枚数は、13,355万枚（対前事務年度比144.3%）となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。平成25事務年度は、これらの資料センターにおいて3,245万枚（対前事務年度比66.9%）の資料情報を処理した。

(4) 資料情報事務の機械化

資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。平成25事務年度においても、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に努めた。

表 1

平成25事務年度の主な法定資料の監査実績

資料の種類	監査件数 (A)	非違のあった 件数 (B)	非違割合 (B) / (A)
	件	件	%
不動産の使用料等の支払調書	4,734	1,454	30.7
不動産等の譲受けの対価の支払調書	4,601	3,536	76.9
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の 支払調書	2,389	669	28.0
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	6,168	2,073	33.6
給与所得の源泉徴収票	6,318	1,770	28.0

2 電子商取引への取組

近年、インターネットを利用した取引は著しく拡大し、国境を越えた電子商取引が法人のみならず、個人レベルでも日常的に行われるなど、電子商取引の形態はますます多様化している。また、電子マネーや電子決済の利用も急速に増加している。

このような電子商取引への対応として、「電子商取引専門調査チーム」(Professional Team for E-Commerce Taxation、通称「プロテクト (PROTECT) 」) を、平成12年2月以降、全国の国税局・沖縄国税事務所に配置し、電子商取引事業者などに関する情報を専門的に収集し、収集した情報に基づいて税務調査を行うなど、電子商取引に対する課税の適正化に取り組んでいる。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整等によって納税が完結している場合を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞ

れ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、平成25年分は、原則として5%から40%までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から各種税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者622万人、還付申告をした者1,240万人、その他の者281万人の計2,143万人であり、前年分に比べ9万人(0.4%)減少している。

(2) 納税人員等

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員(申告納税額のある者)は、622万人であり、前年分に比べ、13万人(2.1%)増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.2%増加、農業所得者は8.9%減少、その他所得者は2.6%増加し

ている。

また、還付申告をした者は1,240万人であり、前年分に比べ17万人（1.4%）減少している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、95万人（対前年比195.2%）であり、このうち、平成15年分から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡者は、66万人（対前年比289.1%）である。

（注）所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

(3) 所得金額

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、38兆4,838億円（納税者1人当たり619万円）であり、前年分に比べ、3兆8,534億円（11.1%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は3.0%増加し、農業所得者は10.6%減少し、その他所得者は13.2%増加している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は8兆2,530億円（対前年比183.9%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は865万円（対前年比94.2%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は4兆8,357億円（対前年比338.0%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は、732万円（対前年比116.9%）である。

(4) 申告納税額

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、2兆7,093億円（納税人員1人当たり44万円）であり、前年分に比べ、3,074億円（12.8%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は4.5%増加、農業所得者は13.6%減少、その他所得者は15.5%増加している。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者19.4%、農業所得者1.1%、その他所得者79.5%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高い者を対象に実施した。

また、経済社会の国際化、高度情報化、広域化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、高度情報化に伴う事案に積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

平成25事務年度の実地調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に留意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(イ) 調査等件数

調査等の件数は、89万8,777件である。そのうち実地調査を行ったものは6万1,635件であり、簡易な接触を行ったものは、83万7,142件である。

(ロ) 調査等事績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、59万486件である。このうち実地調査によるものが、5万744件であり簡易な接触によるものが、53万9,742件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は8,216億円であり、このうち実地調査によるものが、4,137億円、簡易な接触によるものが、4,078億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,020億円であり、このうち実地調査によるものが696億円、簡易な接触によるものが324億円である。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は、91万円（実地調査によるもの671万円、簡易な接触によるもの49万円）、1件当たりの追徴税額は、11万円（実地調査によるもの113万円、簡易な接触によ

るもの4万円）である。

（注）消費税については、第1章第9節を参照。

表2 個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況

項目		区分		実地調査	簡易な接触	調査等合計
		調査等件数	件	61,635	837,142	898,777
申告漏れ等の非違件		件		50,744	539,742	590,486
申告漏れ所得金額		億円		4,137	4,078	8,216
追徴税額	本税	億円		592	318	910
	加算税	億円		104	6	110
	計	億円		696	324	1,020
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円		671	49	91
	本税	万円		96	4	10
	加算税	万円		17	0.1	1
	計	万円		113	4	11

（注）1 平成25年7月から平成26年6月までの実績である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は27,918件（前年31,323件）である。このうち申告漏れ所得のあった件数は19,220件（前年21,739件）であり、申告漏れ所得金額は1,357億円（前年1,443億円）である。

また、調査対象者1件当たりの申告漏れ所得金額は486万円（前年461万円）である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

申告納税制度が円滑に機能するように、平成10年分から全国的に納税者自身に申告書を作成していただく「自書申告」の推進に取り組んできた。平成25年分の確定申告においては、適切な申告相談体制の構築を図り、自宅等からのICTを利用した申告の推進を図るとともに、内部事務を円滑かつ効果的に処理することに努めた。また、各種施策の実施に当たっては、納税者利便の確保も考慮しながら、事務の効率化を図り、確定申告事務全体が円滑かつ効率的に進むよう配慮した。

(イ) ICTを利用した申告の推進を図るための施策として、①自宅で申告書を作成する納税者に対しては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」によるe-Taxを、②相談来署される納税者に対しては、税務署に設置したパソコンによるe-Taxを、③税理士に対しては、関与先納税者の申告の代理送信によるe-Taxを、利用していただくよう取り組んだ。

(ロ) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に2回、確定申告の相談などを実施している。

平成25年分の確定申告期においては、平成26年2月23日と3月2日に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問

について、確定申告期間中の日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

(ハ) 駅や街の中心部など便利な場所にとなたでも利用することのできる広域センターを設置し納税者利便の向上に努めた。

(ニ) 年金受給者や医療費控除の適用を受ける者などからの相談については、地方公共団体や税理士会等の協力を得て申告相談の円滑な実施に努めた。

(ホ) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ 青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に申告できる納税者の増大が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

(イ) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、584万人となり、前年に比べて約14万人(2.4%)増加している。

青色申告の普及割合(申告納税額のある事業所得者)をみると、57%となっている。

(ロ) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や個別の記帳指導を通じて積極的に行い、青色申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した個別の記帳指導人員は、約48万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

公益法人等に対して、譲渡所得の基因となる財産の寄附があった場合には、時価により譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることになっているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

平成25事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表3 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況

区 分	件 数
	件
学校法人	41
財団法人	19
社会福祉法人	81
医療法人	6
宗教法人	38
その他の法人	82
合 計	267

第3節 源泉所得税

1 概要

(1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所得は、おおむね次のとおりである。

支 払 を 受 ける 者	源泉徴収の対象とされている所得
居 住 者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補填金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内 国 法 人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補填金等、特定の報酬・料金等
非居住者 外国法人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

(2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象

となる所得を支払った日の翌月 10 日まで
に「納付書（所得税徴収高計算書）」を添
えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10
人未満である源泉徴収義務者については、
所轄税務署長の承認を受けることにより、
源泉徴収をした所得税を7月10日と翌年
1月20日にまとめて納付することができ
るいわゆる「納期の特例」の制度が設け
られている。

2 課税の状況

平成25事務年度の源泉所得税の課税状況
等について前事務年度と比較してみると、
源泉徴収義務者数は減少しており、徴収税
額は増加している。

(1) 源泉徴収義務者数

イ 平成25事務年度末（平成26年6月30
日）現在における給与所得の源泉徴収
義務者数は、354万2,779件であり、前
事務年度に比べて、0.5%減少してい
る。

これを組織区分別にみると、本店法
人は0.1%、支店法人は0.2%、公益法

人等は0.1%それぞれ増加しており、官
公庁は1.5%、個人は1.9%それぞれ減
少している。

ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務
者数をみると、前事務年度に比べて、
配当所得は1.9%増加しており、利子所
得等は0.8%、報酬・料金等は0.3%そ
れぞれ減少している。

(2) 源泉所得税の徴収税額

平成25事務年度における源泉所得税の
徴収税額は14兆8,343億円（本税額14兆
8,243億円、加算税額100億円）であり、
前事務年度（13兆3,634億円）に比べて、
14,709億円（11.0%）増加している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみ
ると、給与所得は4,199億円（4.6%）、配
当所得は4,836億円（22.6%）、報酬・料
金等所得は79億円（0.7%）、特定口座内
保管上場株式等の譲渡所得等は4,711億円
（1048.9%）、非居住者等所得は804億円
（29.9%）、利子所得等は240億円
（5.5%）それぞれ増加しており、退職所
得は161億円（6.7%）減少している。

表 4 給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
件数	件 2,301,543	件 27,920	件 11,500	件 116,746	件 1,085,070	件 3,542,779

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、
配当、給与、退職手当、報酬・料金など
広範囲にわたっているばかりでなく、か
つ、その内容も多様化していることから、
一部には適正に源泉徴収義務を履行して
いない源泉徴収義務者もみられるところ

である。

このため、源泉所得税事務の運営に当
たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる
接触の機会を捉えて、この制度に関する
指導を行い、これにより優良な源泉徴収
義務者の育成に努め、また、適正に源泉
徴収義務を履行していない者に対しては、
法人税等の調査の際に、併せて源泉所得

税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制をとっている。

以上の基本的体制の下で、平成25事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、前事務年度に引き続き未納税額の多寡等に応じて重点的かつ効率的に実施することとした。

特に、多額の未納税額を有する納付遅延者に対しては反復継続して納付指導を行うとともに、前年以前分の未納税額がある納付遅延者に対しては、未納が長期間滞留することのないよう、その早期処理を図った。

ロ 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

平成25事務年度に調査を行った件数は、11万7千件である。

ロ 調査の事績

調査を行った11万7千件のうち、課税漏れ等の非違があったものは3万2千件で、調査による追徴税額は254億円となっている。

表5 源泉所得税の調査状況

区 分	調 査	対 前 事 務 年 度 比
	千件	%
調査件数	117	86.0
非違件数	32	95.8
	億円	
追徴税額	254	89.0

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	(納税義務者)	(課税所得の範囲)
内 国 法 人	普通法人	全ての所得 (清算所得を除く。)
	協同組合等	全ての所得 (清算所得を除く。)
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
	外 国 法 人	国内に源泉がある所得

(注) 1 法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。

2 企業グループが連結納税の承認を受けた場合には、その親法人を納税義務者として、連結所得に対して法人税が課税される。

3 これらの法人は、原則としてその法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後2か月以内に、確定した決算に基

づくその事業年度の所得の金額、税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。

- 4 平成22年10月1日前に解散した法人については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

平成25事務年度末現在の法人数は、300

万7,011件であり、10年前（平成15事務年度末）の292万290件と比べて86,721件増加しており、前事務年度（298万5,176件）に比べて、0.73%増加している。

なお、平成25事務年度末の青色申告法人数は264万9,737件で、全法人数の88.1%を占めている。

表 6 法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
	件	件	件	件	件	件
法人数	2,893,509	44,206	49,992	13,736	5,568	3,007,011

(注) 1 平成26年6月30日現在の法人数である。

2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

平成25年4月から平成26年3月末までに事業年度が終了し、平成26年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は277万939件で、その申告割合は89.9%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は29.1%で、前年度の27.4%に比べて1.7ポイント増加している。

(注) 平成25年度に提出された連結確定申告書の提出件数は1,425件である。

(3) 申告所得金額

平成25年度に黒字申告をした法人の所得金額は53兆2,780億円で、前年度の45兆1,874億円に比べて8兆906億円（17.9%）増加している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額で見ると、6,619万円で、前年度（5,966万円）に比べて10.9%増加している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額

は12兆7,744億円で、前年度の16兆8,226億円に比べて4兆482億円（24.1%）減少している。

これを赤字申告1件当たりの欠損金額で見ると、650万円で、前年度（840万円）に比べて22.6%減少している。

(4) 申告税額

平成25年度における申告税額は、10兆9,403億円で、前年度10兆105億円に比べて9,298億円（9.3%）増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金1億円以上の大法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管している。

表 7 法人税の申告状況

区分	年度等	税 務 署 所 管 法 人	調 査 部 所 管 法 人	合 計
所 管 法 人 数	24 25	千件 2,955 2,977	千件 30 30	千件 2,985 3,007
申 告 割 合	24 25	% 89.7 89.8	% 95.4 95.7	% 89.7 89.9
黒 字 申 告 割 合	24 25	% 27.2 28.8	% 58.2 64.7	% 27.4 29.1
申 告 所 得 金 額	24 25	億円 142,140 156,486	億円 309,734 376,293	億円 451,874 532,780
黒 字 申 告 1 件 当 たり 所 得 金 額	24 25	千円 19,107 19,805	千円 2,294,330 2,534,987	千円 59,660 66,185
赤 字 申 告 1 件 当 たり 欠 損 金 額	24 25	千円 4,506 4,222	千円 806,801 556,616	千円 8,396 6,498

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配意して、調査と指導の一体的運営に努め、全体の申告水準の向上を図っている。

連結グループに対する調査についても、単体法人への調査と同様に調査必要度の高いグループから実施し、調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調のもと、一体的な調査に努めている。

また、消費税については、平成3年7月以降、広報、相談、指導を基本とした施策に調査を加えた執行方針に移行し、法人税との同時調査を行うことで、納税者の利便と調査事務の効率的な運営を図りつつ、適正・公平な課税の実現に努めている。

イ 大法人

大法人は、全法人の1%にすぎない

が、申告所得金額は全法人の2/3を占めているなど、その社会的、経済的な影響力は極めて大きく、全納税者の納税道義に多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化することであって、とりわけ大法人においては、経済取引の複雑化・国際化の中で、組織形態・事業形態が大きく変動しているところである。

このため、国税局の調査部では、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案的確な選定を行うとともに、調査展開に応じた的確な事案の進行管理により、一層効果的・効率的な事務運営の実施に努めることとしている。

このような方針の下、平成25事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(イ) 連結法人管理・調査の充実

増加する連結法人に的確に対応するため、子法人が複数局に跨る大規模連結グループについて、調査計画を早期化することにより、子法人の調査事務量の確保や事前の情報収集による調査企画の充実を図るとともに、親法人所轄部署と子法人所轄部署が緊密に調査情報の交換を行うことにより、波及効果の高い調査の実施に努めた。

また、連結法人の更なる増加を見据え、大規模連結グループの一体的な管理・調査の試行を行った。

(ロ) 重点化を通じた深度ある調査の実施

調査必要度が高く、通常の調査日数・調査方法では問題点の把握・解明が困難な事案について、入念な準備調査により重点調査項目を明確化した上、これに応じた必要十分な調査事務量を投下することにより深度ある調査の実施に努めた。

特に、大口・悪質な不正計算や租税回避スキームの利用が想定される事案については、企画型調査として、事前に情報収集・分析を入念に行った上で事案組成し、適切な調査体制を編成の上、深度ある調査を実施した。

(ハ) 国際課税への適切な取組

複雑な国際課税事案については、審理担当部局を含めた関係部署が協力し、多角的な視点から幅広く課税上の問題点を検討し、適正な課税処理に努めた。

国際的租税回避については、関係各部の連携の下、資料収集を積極的に実施し、その活用を通じて取引実態の解明に努めた。その結果、課税上問題があると認められる場合には、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の積極的な活用などによる、深度ある調査を実施した。

移転価格事案については、企業の予測可能性を確保するため、運用の明確化や必要な体制整備を行うなど、的確な執行に努めている。

具体的には、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針の整備・公表を通じて適用基準や執行方針の明確化を図っており、平成25事

務年度においては、移転価格税制の対象となる第三者介在取引の範囲について、具体的な取引を通達で例示した。また、税務当局が納税者の申出による独立企業間価格の算定方法等を事前に確認し、納税者がこれに基づく申告を行っている限り移転価格課税を行わないとする事前確認について、効率的な審査に努めた。

(ニ) 調査審理の充実

調査における的確な事実認定とこれに基づく適切な法令の適用を行うために、審理担当部局が調査の早い段階から積極的に関与し、課税上の問題点の早期の把握や論点整理など、調査担当部門に対する支援を行った。

ロ 中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に当たっては、法人税・源泉所得税・消費税の同時調査体制の下において、引き続き法人の実態を的確に把握し、その管理を充実させるとともに、調査と指導の適切な運営に努め、全体の申告水準の向上を図ることとしている。

特に調査の実施に当たっては、最近の経済状況等の著しい変化などを踏まえ、業界の概況、企業動向の変化等を把握するように努める一方、申告内容や各種の資料情報を総合検討して、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点を置いて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調査が必要と認められる者に対して的確な調査を実施していくこととしている。

このような方針の下で平成25事務年

度においては、一層効果的な事務運営に努めるとともに、特に、次のとおり課税の充実に努めた。

(イ) 稼働無申告法人に対する課税の充実
事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼働無申告法人）については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との連絡・協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(ロ) 法人・個人を通じた課税の充実

同族会社の調査に当たっては、代表者等の個人の申告内容や資産形成等も視野に、代表者やその家族の個人的費用の会社経費への算入、法人所有資産の個人的使用及び勤務実態に見合わない高額な報酬の支給など、不適正な経理の厳正な是正に努めた。

(ハ) 組織力を生かした広域的調査の実施

多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っていると思定される法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っていると思定される法人等に対処するため、特別調査情報官を中心として、関係各部課（部門）、関係国税局・沖縄国税事務所及び税務署間の緊密な連携の下に、国税組織を挙げての効果的な調査を実施した。

(ニ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人や、海外に支店などを有する法

人が増加傾向にあるため、これらの法人の実態を的確に把握するとともに、租税条約等に基づく情報交換制度及び海外情報入手手段の積極的な活用などによる調査の充実に図った。

(ホ) ICT調査の充実等

経済社会の高度情報化は、業務のICT化・ネットワーク化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存などの形で著しく進展しており、これらに対応するために、情報技術専門官等を中軸に、より高度なICT調査に取り組むほか、業種、業態等に応じた実態研究や調査手法の開発・蓄積を組織的に行うことにより、調査の充実に図った。

また、電子帳簿保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

(ヘ) 公益法人等に対する調査の充実

公益法人等に対しては、各種資料情報の収集に努め、納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると思えられる場合には実地調査を行うなどにより、その課税の適正化に努めた。

(ト) 消費税還付申告法人等に対する調査の充実

消費税の不正還付防止等の観点から、「消費税の還付申告に関する明細書」を活用し、必要な内部チェックを確実に行之、適正な課税処理に努めるとともに、意図的な無申告、多額の不正還付や消費税額の圧縮など消費税固有の不正計算を行っていると思えられる法人に対しては、的確に調査を実施した。

(2) 調査の状況

平成25事務年度中に実地調査をした件数は9万688件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は6万5,659件となっている。

また、隠ぺい又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正申告件数は1万6,825件で、これは実地調査件数の18.6%に当たっている。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は7,515億円で、前事務年度の9,992億円に比べて2,477億円（24.8%）減少している。このうち不正所得金額は2,184億円で、前事務年度の2,758億円に比べて574億円（20.8%）減少している。

表8 法人税の調査状況

区分	事務 年度	税 務 署 所 管 法 人	調 査 部 所 管 法 人	合 計
実施調査件数	24 25	千件 90 88	千件 3 3	千件 93 91
申告漏れ 所得金額	24 25	億円 5,362 4,300	億円 4,629 3,215	億円 9,992 7,515
不正所得金額	24 25	億円 2,464 1,992	億円 295 192	億円 2,758 2,184

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税道義の高揚と税知識の普及を図り、申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、特に指導を専門に担当する調査官を全国の主要税務署に配置し、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税に関する認識が高まるよう、トップマネジメントの積極的な関与により、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが効果的である。

こうした認識の下、この取組に関する説明会を実施するとともに、大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上で、調査終了時にトップマネジメントと意見交換を図るなど、その充実に向けた企業の自主的な取組を促進しているところである。

なお、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人については、調査省略時に税務リスクの高い取引の自主開示を受け、その適正処理の確認を条件に調査間隔を延長することとしており、調査間隔を延長した法人から提出された税務リスクの高い取引を目標の期間内に確認したところである。

また、移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上について、企業自身に移転価格に関する取組状況の確認を促していくとともに、移転価格上の税務コンプライアンスに係る取組一般について意見交換を実施しているところである。

5 適格退職年金契約に係る届出の受理

平成24年度税制改正において、平成24年4月1日以降も契約が継続する既存の適格退職年金契約のうち、いわゆる閉鎖型で事業主が倒産等により存在しないなどの事情により他の企業年金制度への移行が困難なものについて、適格退職年金契約に係る税制上の優遇措置を継続する措置が講じられた。これらの契約に係る届出の受理を行っている。

第5節 相続税

1 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

2 申告の状況

平成24年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人の数は14万8,024人であり、前年（14万6,366人）に比べて1.1%増加している。これを被相続人の数でみると、5万2,572人であり、前年（5万1,559人）に比べて2.0%増加している。

次に、申告による課税価格は、10兆7,827億円であり、前年（10兆7,397億円）に比べて0.4%増加している。これを被相続人1人当たりでみると2億510万円であり、前年（2億830万円）に比べて320万円減少している。

また、納付すべき税額は、1兆2,514億円であり、前年（1兆2,520億円）に比べて0.05%減少している。

これを被相続人1人当たりでみると、2,380万円であり、前年（2,428万円）に比べて48万円の減少となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地45.8%、有価証券12.2%、現金、預貯金等25.6%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.4%である。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

平成25事務年度において実地調査を行った件数は1万1,909件（前年1万2,210件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は9,809件（前年9,959件）であり、これは実地調査を行った件数の

82%（前年82%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では3,087億円（前年3,347億円）であり、納付すべき税額では、467億円（前年527億円）である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このためパンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税法等の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、申告書の用紙及び説明書「相続税の申告のしかた」を送付するなどして、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配慮した。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。
（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格

の80%により評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

平成25年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は49万1千人であり、前年（43万7千人）に比べて12.6%増加している。納付すべき税額は1,718億円であり、前年（1,311億円）に比べて31.1%増加している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、5万2千人であり、前年（4万6千人）に比べて13.6%増加している。納付すべき税額は205億円であり、前年（162億円）に比べて26.6%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、多額の申告漏れがあると認められるものについて実施した。

平成25事務年度において実地調査を行った件数は3,786件（前年4,599件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は3,424件（前年4,152件）である。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では216億円（前年223億円）であり、納付すべき税額では、63億円（前年53億円）である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみの薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税が行われるよう配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設（地価税法の公布は平成3年5月2日）され、平成4年1月1日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）された。

地価税は、個人又は法人がその年の1月1日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月1日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の2分の1相当額を、翌年3月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税さ

れないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保税地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時までに所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

平成25年度の課税数量は、903万9,565キロリットル（うち輸入品に係る課税分67万779キロリットル）であり、前年度に比べて2.0%増加している。酒類ごとにみると、前年度に比べて課税数量が増加した酒類は、清酒58万7,461キロリットル（0.8%増）、連続式蒸留しょうちゅう43万9,393キロリットル（微増）、単式蒸留しょうちゅう51万1,976キロリットル（1.1%増）、みりん10万5,659キロリットル（1.5%増）、ビール284万1,702キロリットル（1.4%増）、果実酒36万4,260キロリットル（5.8%増）、甘味果実酒8,854キロリットル（12.0%増）、ウイスキー10万9,575キロリットル（8.8%増）、ブランデー6,366キロリットル（0.6%）、スピリッツ37万4,641キロリットル（12.4%増）、リキュール226万7,690キロリットル（6.1%増）である。前年度に比べて課税数量が減少した酒類は、合成清酒3万7,792キロリットル（3.4%減）、発泡酒76万1,486キロリットル（3.1%減）、その他の醸造酒62万889キロリットルで（7.3%減）である。また、平成25年度の課税額は、1兆3,708億円（うち輸入品に係る課税分810億円）であり、前年度に比べて1.6%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目標として、効果的・効率的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税事務所長が指定する大規模な酒類製造場等は国税局・沖縄国税事務所が、それ以外の酒類製造場等は、広域運営体制の下、

各税務署の酒類指導官が担当している。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。平成25事務年度においては、調査対象場数3,720場のうち1,250場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、442場に2億7百万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導を行った。また、酒類販売業者に対しては、集合方式による記帳指導を行った。

4 関税割当に関する事務

(1) 麦芽

ビール等用及びウイスキー用の主原料には、国産大麦及び輸入大麦から製造される麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

輸入麦芽については、関税割当制度が採られており、農林水産省が割当官庁となっているが、農林水産大臣が関税割当証明書を発給するに当たっては、国税庁長官が各企業に内示した数量を限度とすることとされている。

平成25年度の割当数量は、ビール等用490千トン、ウイスキー用41千トンである。

(2) とうもろこし

ウイスキー等用の原料には、とうもろこしが使用されている。

輸入原料のとうもろこしについては、関税割当制度が採られており、農林水産省が割当官庁となっているが、割当数量の決定及び各企業別の内示については、麦芽と同様の方法で国税庁が行うことと

されている。

なお、平成25年度の割当数量は47千トンである。

5 酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思慮される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成26年2月に、平成24事務年度の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表した。

6 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、製造しようとする酒類の品目別に取得する必要があるため、人的要件や需給調整要件等の審査を経て免許を付与している。

平成25年度は196場に対して酒類製造免

許を付与しており、平成26年3月末現在付与している酒類製造免許場数は13,230場である。

また「構造改革特別区域法」及び「総合特別区域法」の規定により酒税法の特例措置の適用を受けて、特区内において特定農業者がその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を製造するために製造免許を受けようとする場合は最低製造数量基準が適用されないため、小規模なその他の醸造酒や果実酒の製造が可能となっている。

平成25事務年度においてはこのその他の醸造酒の製造免許を8場に、果実酒の製造免許を1場に対し付与した。この結果、平成26年3月末現在特定農業者に付与しているその他の醸造酒の製造免許場数は177場、果実酒の製造免許場数は4場となっている。

このほか「構造改革特別区域法」及び「総合特別区域法」では、地域の特産品を原料として製造する果実酒やリキュールについても最低製造数量基準を引き下げる酒税法の特例措置が設けられている。

平成25事務年度においては、この果実酒の製造免許を1場、リキュールの製造免許を8場それぞれ付与した。この結果、平成26年3月末現在地域の特産品を原料として製造する果実酒の製造免許場数は7場、リキュールの製造免許場数は25場となっている。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成25年度は、10,219場に対して酒類販売業免許を付与しており、このうち酒

類卸売業免許は271場、酒類小売業免許は9,948場である。また、平成26年3月末現在付与している酒類販売業免許場数は192,596場であり、このうち酒類卸売業免許は11,490場、酒類小売業免許は181,106場である。

なお、酒類販売免許については、その免許要件について累次の規制緩和を行っており、直近では酒類卸売業免許について、経営基礎要件における基準数量の引下げ又は廃止、新たな免許区分の設定、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の免許可能件数に係る計算方法の変更等を行うとともに、酒類販売媒介業免許について、経営基礎要件における基準数量を廃止している。

7 酒類の表示等に関する事務

消費者保護、未成年者の飲酒防止及び酒税の課税の適正を期するため、国税庁ホームページに「酒類の容器の表示のQ & A」を掲載するほか、酒類業者に対して、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に規定する酒類の表示義務、「清酒の製法品質表示基準」、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」、「地理的表示に関する表示基準」、「酒類における有機等の表示基準」等を遵守するよう調査・指導等に努めた。

また、平成23年7月から全面施行された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう調査・指導等に努めた。

8 清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の安定に関する事務

「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づく、日本酒造組合中央会の清酒

製造業に係る信用保証事業及び近代化事業並びに単式蒸留しょうちゅう製造業に係る近代化事業の平成26事業年度（平成26年4月～平成27年3月）の事業計画、収支予算及び資金計画について、平成26年3月25日に認可した。

9 酒類業者の経営改善等に関する事務

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援した。

10 酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるとともに、関係法令が適切に遵守されるよう、引き続き周知・啓発に努めた。

また、国税庁ホームページの活用により、酒類業界をはじめ広く国民に対して、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への意識の高揚を図ることに努めた。

11 社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に因應するため、酒類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

12 輸出環境の整備に関する事務

日本産酒類の輸出環境整備のため、酒類の専門的知識等の普及・啓発に努めるほか、国際的なイベント等に職員を派遣して日本産酒類の魅力を海外に発信するなどの取組を行った。

また、貿易障壁となっている各国の規制等について、関係府省と連携しながら国際交渉等の場を利用しつつ、その見直しに向けた働きかけを行っている。

さらに、輸出環境整備の取組を効果的に行っていくために、関係府省等との意見交換を行うとともに、各国税局・沖縄国税事務所においても、関係府省の出先機関、地方自治体、JETROなどの関係機関等と連絡会議を開催するなど、より一層の連携強化を図っている。

13 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

平成25事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した（指導相談件数2,303件）。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射

性物質に係る調査（平成23年6月の分析開始以来の累積分析点数9,022点）を行った。

14 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い（分析点数401点）、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った（品質審査点数501点）。

また、全国市販酒類調査においては、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行う（分析点数3,058点）とともに、技術指導・相談の実施において必要な酒造用原料及び中間製品等に対する分析を行った（分析点数397点）。

15 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所は、財務省所管の独立行政法人として平成13年4月に発足し、国税庁と連携しつつ、酒税に関する任務のうち酒類に関する高度な分析及び鑑定、分析手法の開発や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行っている。

また、国税庁と研究所は双方の効率的及び効果的な運営に資するため定期的に技術情報の交換の場を設けている。

第9節 消費税

1 概要

消費税は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から適用された。

その後、平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月より施行された。

また、平成6年秋の税制改革及び平成8年度税制改正により、消費税率は3%から4%（新たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%）となるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等の中小事業者に対する特例制度の見直しが図られ、平成9年4月1日から適用された。

平成15年度税制改正では、中小事業者に対する特例措置（事業者免税点制度及び簡易課税制度）等について抜本的な改革が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

さらには、平成24年の社会保障と税の一体改革により消費税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率は4%から6.3%（地方消費税率と合わせた税率は8%）に引き上げられた。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

消費税の納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から2月以内に（個人事業者については翌年の3月31日までに）申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時（特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日）までに消費税を申告・納付する。

なお、原則として、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

2 申告・届出の状況

(1) 届出状況

平成26年度末までに、下表のとおり314万9千件（前年度約317万3千件）の課税

事業者届出書及び約8万5千件（前年度約8万1千件）の課税事業者選択届出書並びに約1万3千件（前年度約1万3千件）の新設法人に該当する旨の届出書が提出された。

表9 消費税の課税事業者（選択）届出書等の提出件数

（平成26年3月末日現在）

区 分	課 税 事 業 者 届 出 書	課 税 事 業 者 選 択 届 出 書	新 設 法 人 届 出 書
個 人	千件 1,194	千件 21	千件 —
法 人	1,954	65	13
計	3,149	85	13

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある（以下、表12まで同じ）。

(2) 課税状況

課税期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了したものの課税状況をみると、下表のように課税件数は、個人事業者115万7千件（前年度117万3千件）、法人194万7千件（前年度195万件）であった。

表10 消費税の課税件数

（平成26年10月末日現在）

区 分	納 税 分	還 付 分	合 計
個 人	外 1,124 千件 1,124	外32 千件 33	外 1,157 千件 1,157
法 人	外 1,834 1,834	外 113 113	外 1,947 1,947
計	外 2,958 2,958	外 145 145	外 3,104 3,104

（注）1 国・地方公共団体等については平成26年9月30日までの申告分が含まれる。

2 外書は地方消費税分である。

また、課税額（納税分）は、個人事業者3,728億円（前年度3,738億円）、法人9兆98億円（前年度8兆9,398億円）、合計9兆3,826億円（前年度9兆3,135億円）であった。

表11 消費税の課税額
(平成26年10月末日現在)

区分	納税分	還付分
個人	外 931 億円 3,728	外 43 億円 171
法人	外 22,522 90,098	外 5,093 20,373
計	外 23,453 93,826	外 5,136 20,544

(注) 1 国・地方公共団体等については平成26年9月30日までの申告分が含まれる。
2 外書は地方消費税分である。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、平成25事務年度の個人事業者に対する調査等件数は7万6千件であり、法人に対する調査件数は8万7千件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が5万2千件で、その追徴税額は加算税を含め209億円であり、法人が4万9千件で、その追徴税額は加算税を含め378億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調 査 等 件 数	件 75,658	件 86,705	件 162,363
申告漏れ等の 非 違 件 数	52,487	49,037	101,524
追 徴 税 額 (含・加算税)	億円 209	億円 378	億円 587

(注) 追徴税額については、地方消費税を含む。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この1において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌

月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(注) 道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年4月1日から、地方道路税の名称が地方揮発油税に改正された。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、平成25年度末現在で5,771場（前年度末現在5,712場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場275場及び石油化学工場283場が含まれている。

平成25年度の揮発油税等の課税標準数量は5,315万キロリットル（前年度5,402万キロリットル）、課税額は2兆8,546億9,869万円（前年度2兆9,014億3,400万円）であり、課税額のうち334億663万円（前年度394億5,400万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、平成25事務年度で5,086場（前事務年度5,006場）である。

平成25事務年度においては、281場（前事務年度327場）に対して調査を実施した。

調査の結果、14場（前事務年度18場）について更正又は決定（調査を実施した結果修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は6,100万円（前事務

年度2,000万円)である。

(4) 揮発油類の分析

混和密造による揮発油税等の脱税事案の取締りに関し、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析し混和密造揮発油の解明を行っている。平成25事務年度に分析した揮発油類は、延べ4,285点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、手形、株券、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、現金で納付する方法もある。

(注) 平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」については、非課税の範囲が、受取金額5万円未満に拡大された。

(2) 課税の状況

印紙税は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法により納付することとされており、税務署に対する申告、納付を要しない全く自主的な納付形態を採っている。

印紙税の納付形態としては、このほかに税務署に所定の手続をして現金で納付するいくつかの方法、例えば、税務署に課税文書を提示して税印を押してもらう方法や一定の書式表示をして申告納税する方法があるが、平成25年度のこの現金納付分の課税額は1,891億512万円(前年度1,896億4,200万円)であり、課税人員は16万6,469人(前年度16万4,620人)で

ある。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼り付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不足税額の3倍相当額(印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の1.1倍)が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

平成25事務年度においては、3,398場(前事務年度3,332場)に対して調査等を行い、その結果、3,023場(前事務年度2,887場)において収入印紙の貼り付け不足等が発見され、その不足税額は34億2,700万円(前事務年度30億2,700万円)であった。

また、そのうち現金納付の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成25事務年度において、19,261場(前事務年度18,935場)であるがこのうち724場(前事務年度752場)に対して調査を行い、その結果、101場(前事務年度122場)につき、7,700万円(前事務年度4,900万円)の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたることから、PR文書の配付、説明会の開催など諸種の方法による指導に重点を置くとともに、日常の電話等による極めて多数の照会に対して、的確な回答ができるよう体制を整えている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税(以下この

3において「たばこ税等」という。)の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(注) たばこ特別税は一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)の規定に基づき、平成10年12月1日から課税されている。

(2) 課税の状況

平成25年度末の製造場数は300場(前年度末300場)である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場235場が含まれている。

平成25年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,983億6,790万本(前年度1,971億3,715万本)、課税額は1兆1,866億1,960万円(前年度1兆1,812億5,800万円)であり、課税額のうち4,938億7,719万円(前年度4,910億3,400万円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ(税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ)の貯蔵場所があり、これらの場数は、平成25事務年度で177場(前事務年度174

場)であるが、このうち、114場(前事務年度18場)に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者(石油ガスタンク)であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

平成25年度末の充てん場数は2,762場(前年度末2,746場)であり、平成25年度の課税標準数量は118万トン(前年度123万トン)、課税額は206億円(前年度215億円)である。

(3) 調査の状況

平成25事務年度における調査対象場数は2,865場(前事務年度2,836場)であるが、このうち、299場(前事務年度318場)に対して調査を行い、その結果、72場(前事務年度53場)につき2,100万円(前事務年度1,200万円)の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり航空機燃料を航空機に積み込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その

承認を受けた場所（多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。）とすることができる。

平成25年度末現在、この承認を受けた納税地数は578場（前年度末586場）、その他の納税地数は1,367場（前年度末1,325場）である。

平成25年度の航空機燃料税の課税標準数量は494万キロリットル（前年度470万キロリットル）で、課税額は776億5,999万円（前年度741億4,900万円）である。

（注）平成9年7月から沖縄航空路線に係る軽減税率が適用され、平成11年4月から特定離島路線に係る軽減税率が適用されている。

(3) 調査の状況

平成25事務年度における調査対象場数は1,679場（前事務年度1,775場）であるが、このうち、70場（前事務年度74場）に対して調査を行い、その結果、22場（前事務年度27場）につき、3億8,300万円（前事務年度400万円）の更正・決定等を行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

(2) 課税の状況

平成25年度における自動車重量税の課税額は、6,819億9,605万円（前年度7,013

億9,200万円）である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般電気事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般電気事業者であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

平成25年度末の納税義務者数は10社であり、平成25年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,734億6,726万キロワット時（前年度8,799億6,018万キロワット時）、課税額は3,275億5,022万円（前年度3,299億8,500万円）である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで）に申告し、納税する。

（注）平成15年10月から新たに石炭を課税対象としたことに伴い、従来の石油税が改称された。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの

採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

平成25年度末現在この承認を受けた納税地数は16場（前年度末16場）、その他の納税地数は162場（前年度末161場）である。

平成25年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が1億7,514万キロリットル、石油製品が1,520万キロリットル、ガス状炭化水素が1億922万トン、石炭が1億2,205万トン、課税額は合計6,727億9,663万円（前年度6,241億5,100万円）であり、課税額のうち6,653億4,147万円（前年度6,169億5,800万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

平成25事務年度における調査対象場数は391場（前事務年度469場）であるが、このうち、7場（前事務年度16場）に対して調査を行い、その結果、2場（前事務年度4場）につき、400万円（前事務年度8,300万円）の更正・決定等を行った。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、反社会的な行為に対する責任を迫及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続を定めた国税犯則取締法があり、その執行には各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所に約1,400人が配置されており、所得税、法人税等の悪質な脱税の摘発という重要な犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が国税通則法に規定されている質問検査権に基づく調査を行うのに対し、国税犯則取締法に基づく特別の調査権限が与えられている。すなわち、国税査察官は、脱税の疑いがある納税者について、本人及

び取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。また、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、搜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限が与えられている。

査察調査の手順としては、脱税の疑いのある者を発見すると、まず、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する嫌疑者について、その脱税の嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受ける。その許可状に基づいて強制調査に着手するが、着手に当たって各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官は統率のとれた行動をとる。さらに、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得の計算とその存在を立証するための証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

平成25年9月には、国税庁及び法務省主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察庁の財政経済担当検察官が参加して合同

中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

平成25年10月には、東京国税局及び東京高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに東京高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、大阪国税局及び大阪高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局、沖縄国税事務所の国税査察官並びに大阪高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

平成25年度における査察事務の運営に当たっては、有効な資料情報の収集に向けた体制の整備や適切な調査体制の構築を図るなど、各国税局・沖縄国税事務所の実情に応じた効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、消費税事案、相続税事案、源泉所得税事案のほか、脱税請負人関与事案など社会的に波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に重点的に取り組んだ。

また、経済取引等のICT化に的確に対応するため、査察部の専門部署による調査支援及びデジタルフォレンジック用機材を活用するとともに、関係機関と連携して電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析に取り組んだ。

平成25年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は185件、処理件数は185件でこのうち118件を告発しており、処理件数に対する告発件数の割合は63.8%である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は

117億円であり、告発1件当たりの脱税額は9,900万円となっている。

なお、脱税額が5億円以上のものは2件である。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は18件で20億2,700万円、法人税に係る事件は64件で53億5,400万円、相続税に係る事件は6件で19億2,300万円、消費税に係る事件は16件で9億1,100万円、源泉所得税に係る事件は14件で15億1,600万円となっている。

また、告発の多かった業種は、クラブ・バー（12者）、不動産業（9者）となっている。

5 脱税の手段・方法等

(1) 脱税の手段・方法としては、売上除外や架空原価・経費を計上したものが多く見受けられた。そのほか、

○ 相続税事案では、相続財産の一部が相続人名義で預金されていたことを奇貨として当該預金を相続財産から除外していたもの

○ 消費税事案では、顧客から受領した飲食代金に係る消費税について申告書を一切提出せず不正に納付を免れていたもの、課税売上となる建物の売却収入を非課税売上となる土地の売却収入に仮装していたもの

○ 源泉所得税事案では、従業員に対する給料を支払手数料に仮装する方法で源泉所得税を徴収せずこれを納付していなかったもの、従業員等から源泉所得税を徴収していたにもかかわらず、これを一切納付せず海外のカジノ等のギャンブルで費消していたもの

○ 国際事案では、海外の取引先と通謀して仕入代金を水増しして送金し、水

増し分をバックさせていたもの

- 複数の納税者に脱税を持ち掛け成功報酬を得ていた、いわゆる脱税請負人関与事案では、実態のない法人に対して架空の経費を計上して所得を少なくする方法を指南していたもの

- 脱税の手段・方法をデジタルフォレンジック用機材を活用して解明した事案では、パソコンのハードディスクから消去された会計データを復元し証拠化を行い、真実の取引金額を把握したもの

があった。

- (2) 脱税によって得た不正資金については、

- 現金
 - 海外の預金
 - 金地金、金貨
 - 別荘
- などで留保されていた事例や、
- 高級外車を購入
 - FX取引等への投資
 - 海外のカジノで遊興し費消
- していた事例があった。

- (3) 脱税によって得た不正資金等の隠匿場所は様々であったが、

- 台所の床下貯蔵庫に置かれた段ボール内の金庫
 - 寝室のベッドのマットレスの下に保管された紙袋
- に現金を隠していた事例があった。

第2節 間接税

1 犯則取締制度

間接税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえない状況にある。

ない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、一般的PRに力を注ぐ一方、課税の公平を実現するため悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への誘惑が強い。また、間接税のほ脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りをを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者に重点を置いて効果的に実施している。

間接税の犯則取締りは、国税犯則取締法に定める手続により行われ、国税通則法に定める調査権限とは明確に区分されている。

2 通告処分制度

犯則事件の調査手続は、直接税と間接税との間にそれほど差異はないが、犯則事件の処分については両者の間に著しい差異がある。すなわち、直接税に関する犯則事件にあつては、収税官吏が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、間接税に関する犯則事件にあつては収税官吏から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

なお、この通告を履行しないときは、通告不履行による告発の手続を採ることとなっている。

（注）消費税については、賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限り、通告処分制度を採用している。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と国税局・沖縄国税事務所及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、基本的には、真に社会的非難に値する大口・悪質な脱税の摘発に重点を置くとともに、課税部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

平成25年度における間接税の犯則事件の検挙件数は73件であり、これを税目別に見ると酒税が71件、揮発油税及び地方揮発油税が1件及びたばこ税が1件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長が申告税額の更正等をしたことなどにより納付することとなった税金の額を「徴収決定済額」という区分により、また、これらの税金の納付された額を「収納済額」という区分により、納税者ごとに記録して管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金は、原則として金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署に納めることになっているが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納があり、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納がある。また、税金の種類によっては、印紙による納付が認められる。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、いったん国税収納金整理資金に受け入れられ、その中から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年6月導入）、コンビニ納付（平成20年1月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成

16年6月導入）、ダイレクト納付（平成21年9月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者利便性の向上を図るとともに、収納に関する事務処理の効率化を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の平成25年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

平成25年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

平成25年度における徴収決定済額は、総額52兆156億円で、これを前年度と比較すると3兆1,548億円（6.5%）の増加となっている（前年度は3.2%の増加）。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額50兆1,801億円で、収納割合は、96.5%（前年度96.0%）となっている。

これを前年度と比較すると3兆2,621億円（7.0%）の増加となっている。

ハ 不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分

の停止をした後、その停止が3年間継続したこと又はその国税が限定承認に係るものであることなどの理由に基づき、納税義務が消滅したことにより不納欠損額として処理したものは、総額1,373億円である。

これを前年度と比較すると228億円(19.9%)増加している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、平成25年度中に収納済等とならなかったため翌年度に繰り越して徴収することとなったものは、総額1兆6,982億円(うち滞納処分の停止中のものは、1,652億円(9.7%))である。

これを前年度と比較すると1,300億円(7.1%)減少している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

平成25年度における振替納税の利用状況は、申告所得税及び復興特別所得税(第3期分)において59.3%(納税人員589万人のうち利用人員349万人)、個人事業者の消費税及び地方消費税(確定申告分)において77.1%(納税人員106万人のうち利用人員82万人)となっている。

これを前年度の振替納税の利用状況と比較すると、申告所得税及び復興特別所得税では利用人員は横ばいであり、利用率で1.2ポイント下回った。

また、消費税及び地方消費税では利用人員で1万人、利用率で0.1ポイントそれぞれ下回った。

ロ コンビニ納付

平成25年度におけるコンビニ納付の利用件数は、140万件となっており、前

年度と比較すると5万件(3.9%)増加している。

ハ 電子納税(ダイレクト納付を含む)

平成25年度における電子納税の利用件数は、177万件となっており、前年度と比較すると27万件(17.7%)増加している。

(3) 還付金

平成25年度における還付金等の支払決定済額は、総額で6兆2,110億円であり、これを前年度の決算額と比較すると、総額で309億円(0.5%)の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

平成25年度中に相続税の物納申請(前年度以前の物納申請に対する許可未済を含む。)があったものは件数で279件、金額で137億円であり、これに対して申請取下げ等を除き、物納の許可をしたものは件数で132件、金額で54億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で80件、金額で62億円である。

ロ 延納の処理状況

平成25年度中に相続税及び贈与税の延納申請(前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。)があったものは、件数で2,082件、金額で567億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で1,236件、金額で336億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で456件、金額で135億円である。

(5) 納税貯蓄組合との連絡・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基

づき設立された団体であり、現在では、振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進（とりわけ中学生の「税についての作文」の募集）等納税道義の高揚を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連絡・協調に努めた。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第2節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続を採ることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続を採ることが適当でないと認められるときは、①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 滞納の概況

イ 発生等の状況

平成25年度において新規に発生した滞納は、件数133万件、税額5,477億円であり、前年度に比べ、件数では11万件（7.6%）減少し、税額では458億円（7.7%）減少している。

さらに、新規発生滞納額5,477億円を税目別にみると、源泉所得税が472億円（全税目に占める構成割合は8.6%）、申告所得税が1,145億円（同20.9%）、法人税が691億円（同12.6%）、相続税が305億円（同5.6%）、消費税が2,814億円（同51.4%）で、この5税目で全体の99.1%を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数519万件、税額1兆8,178億円であり、前年度に比べて、件数は27万件（5.0%）減少し、税額は1,374億円（7.0%）減少している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

区 分	新規発生滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	14	472	10.7	8.6	85.0	83.9
申告所得税	56	1,145	42.0	20.9	95.5	101.1
法人税	7	691	4.9	12.6	85.9	100.7
相続税	2	305	1.1	5.6	87.7	85.5
消費税	52	2,814	38.9	51.4	88.0	88.5
その他	3	49	2.3	0.9	658.3	303.3
計	133	5,477	100.0	100.0	92.4	92.3

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

ロ 整理の状況

平成25年度中に整理した滞納（整理済滞納）は、件数159万件、税額6,765億円であり、前年度に比べて、件数は1万件（0.7%）減少し、税額は85億円（1.3%）減少している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合（整理割合）は、件数30.7%、税額37.2%であり、前年度に比べて、件数は1.3ポイント増加し、税額は2.2ポイント増加している。

表14 整理済滞納の税目別内訳

区 分	整理済滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	19	729	12.1	10.8	95.6	94.1
申告所得税	67	1,345	41.8	19.9	99.0	99.0
法 人 税	8	907	4.9	13.4	94.6	112.8
相 続 税	2	526	1.1	7.8	90.4	103.8
消 費 税	62	3,210	38.6	47.5	99.0	94.7
そ の 他	2	47	1.5	0.7	419.8	263.5
計	159	6,765	100.0	100.0	99.3	98.7

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

ハ 滞納整理中のものの状況

平成25年度末における滞納整理中のものは、件数359万件、税額1兆1,414億円であり、前年度に比べて、件数は27万件（6.8%）減少し、税額は1,288億円（10.1%）減少している。

なお、滞納整理中のもの1兆1,414億円を税目別にみると、源泉所得税が2,145億円（全税目に占める構成割合は

18.8%）、申告所得税が3,320億円（同29.1%）、法人税が1,419億円（同12.4%）、相続税が936億円（同8.2%）、消費税が3,564億円（同31.2%）で、この5税目で全体の99.7%を占めている。

表15 滞納整理中のものの税目別内訳

区 分	滞納整理中		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	67	2,145	18.7	18.8	93.0	89.3
申告所得税	140	3,320	38.9	29.1	92.9	94.3
法 人 税	13	1,419	3.5	12.4	91.2	86.8
相 続 税	2	936	0.6	8.2	88.2	80.9
消 費 税	136	3,564	37.9	31.2	93.3	90.0
そ の 他	1	29	0.4	0.3	226.0	106.6
計	359	11,414	100.0	100.0	93.2	89.9

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(2) 1億円以上の滞納整理中のものの状況

平成25年度末における1億円以上の滞納整理中のものは、人員897人（社）（前年度1,009人（社））、税額2,630億円（前年度2,851億円）であり、滞納整理中のものに占める割合は、人員では全体の0.02%（前年度0.03%）にすぎないが、税額では23.0%（前年度22.4%）を占めている。

なお、1億円以上の滞納整理中のものを業種別にみると、不動産・建設業が人員で26.1%（前年度27.1%）、税額で22.9%（前年度24.2%）を占めている。

表16 1億円以上の滞納整理中のものの業種別内訳

区 分	人 員	税 額	構 成 比		対前年度比	
			人 員	税 額	人 員	税 額
	人 (社)	億円	%	%	%	%
製 造 業	30	60	3.3	2.3	78.9	78.9
販 売 業	58	181	6.5	6.9	90.6	98.4
不動産・建設業	234	602	26.1	22.9	85.7	87.4
料 理 飲 食 業	58	99	6.5	3.8	85.3	86.8
金 融 業	22	122	2.5	4.6	95.7	98.4
その他の事業	280	701	31.2	26.7	86.4	84.5
そ の 他	215	865	23.9	32.8	98.2	103.7
計	897	2,630	100.0	100.0	88.9	92.2

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 平成25事務年度の取組

平成25事務年度の徴収事務の運営に当たっては、(2)に掲げる重点課題に適切に対応するとともに、(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

(2) 重点課題

滞納整理に当たっては、以下のとおり取り組むとともに、特に、累積・長期化している事案については、早期かつ的確に処理方針を見極めた上で、適時・適切な滞納処分を実施するなどにより、その整理促進を図った。

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、適時の

財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記ロにより組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

なお、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、厳正に対処した。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税滞納については、消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に努めた。

(3) 効果的・効率的な事務運営

イ 滞納整理事務量の確保

事務量配分に当たっては、内部事務の合理化、効率化を図るなどにより、滞納整理事務量の確保に努めた。

ロ 個別的進行管理の充実

個々の滞納事案の処理に当たっては、管理者と担当者の双方からの的確な期日管理を行うとともに、管理者による早期かつ的確な処理方針の見極め、明確な指示及び処理状況の確認等を通じて個別的進行管理の充実を図った。

ハ 徴収システムを活用した事務運営

滞納事案の進行管理や優先的に処理

すべき事案の選定及び事務監査の実施を通じた事務の適正性の確保など、徴収システムを効果的に活用した事務運営の定着に向けた取組を行った。

ニ 少額滞納事案に対する効果的・効率的処理

少額滞納事案については、集中電話催告センター室において集中的に処理することを基本としつつ、署において一定の時期に量的滞納整理を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理に努めた。

ホ 審理の充実

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理態勢の下、的確な事実認定、法令要件の充足性及び処分理由の適正性についての審理を適切に実施するなど、審理の充実を図った。

第4章 国際税務

1 概要

近年、我が国経済の国際化の進展に伴い、納税者が国際取引を通じて脱税や租税回避を図るケースが増加する傾向にある。

また、一方では、企業の海外進出の増加に伴い、これらの進出企業と進出先の税務当局との間で課税上の問題が発生するといったケースも増加してきている。

このような現状を踏まえ、外国税務当局との租税条約等に基づく国際税務協力の推進により、国際的脱税や租税回避の防止に努めるとともに、相互協議等を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

2 外国税務当局との相互協議

国際的な二重課税の排除等の観点から、相互協議を通じた国際的な課税問題の円滑な処理を図っている。平成25事務年度の相互協議事案発生件数は197件となっている。

3 国際的な情報交換

国際取引を通じた脱税や租税回避を防止する観点から、外国税務当局との間で租税条約等に基づく情報交換の充実を図っている。

我が国は、平成26年6月末現在61の租税条約等（適用対象国・地域は83か国・地域）を締結している。平成25事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき約8百件、自発的に約9千件、自動的に約25万件の情報の交換を行った。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参画している。平成25事務年度においては、アジア税務長官会

合（SGATAR；メンバーは、日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム、モンゴルの16か国・地域）等に参加した。

5 技術協力

開発途上国の税務職員等を対象として、我が国の税制及び税務行政に関する専門的知識・技術を移転し、税制及び税務行政の改善に資するとともに、我が国の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、国際協力機構（JICA）の枠組み等の下、技術協力を実施している。

(1) 職員派遣

税務当局のニーズを踏まえて開発途上国で実施される研修に、職員を派遣している。平成25事務年度は、中国、インドネシア、マレーシア、モンゴル、韓国、チュニジア、ベトナムへ派遣した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、平成25事務年度においては、インドネシア、ベトナムに職員が常駐した。

(2) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般についての講義等を行っている。

イ 一般コース

税務当局の中堅職員を対象としたコースであり、平成25事務年度においては16か国から16人が参加した。

ロ 上級コース

税務当局の本庁課長クラス以上の幹部職員を対象にしており、平成25事務

年度においては13か国から13人が参加した。

(3) 国別税務行政研修、カウンターパート研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義等を行っている。平成25事務年度においては、カンボジア、インドネシア、モンゴル、タンザニア、ベトナムの税務職員を対象に行った。

(4) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。平成25事務年度においては、6か国から12名が参加した。

(5) 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修科目の一つとなっている。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、平成25事務年度中に行われた研修には、留学生17名が参加した。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴は、納税者及び小学生から社会人になる手前までの若年層を含めた国民各層（以下この章において「納税者等」という。）との重要なコミュニケーション手段の一つであり、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ための納税環境を整備することを目的として行うものである。

このため、広報広聴事務の実施に当たっては、納税者等の視点に立って、国税庁の取組、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、分かりやすくて確かな周知・広報を行い、租税の役割、税務行政について、納税者等及び関係省庁からの幅広い協力及び参加の確保に努めたほか、納税者等の意見や要望等を聴取し事務の改善に努めた。

なお、各種広報施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる訴求対象を明確にし、コスト意識を持ち、費用対効果を十分に検証した上で、効果的・効率的に実施した。

2 納税道義の高揚に関する事務

(1) 納税道義の高揚に向けた税の啓発活動

納税道義の高揚に向けた税の啓発活動については、租税の役割や適正かつ公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組について、納税者等に理解を深めてもらえるよう、年間を通じて、以下の広報広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）による情報提供（国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等）
 - ・ YouTube「国税庁動画チャンネル」やTwitter「@NTA_Japan」の活用
- ロ 国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策
- ・ 講演会、説明会等
 - ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

納税道義の高揚に向けた税の啓発活動としての広報広聴施策は、年間を通じて行うほか、短期間に広報を集約することで、職員の広報意識の醸成や関係民間団体等との連携・協調を促進しつつ、広報施策の訴求効果も高めることができることから、「税を考える週間」（以下「週間」という。）を中心に、集中した広報広聴施策を実施した。

なお、平成25年度の週間においては、テーマを「税の役割と税務署の仕事」とし、テーマに即した情報を提供するほか、広く国民から国税庁の広報施策に対する要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ（以下「取組紹介ページ」という。）を更新するとともに、スマートフォン版の取組紹介ページを開設
- ・ 取組紹介ページへの誘引を目的としたインターネット広告
- ・ 週間の広報施策等に関する意見・要望等を聴取するためのアンケート

窓口の設置

ロ 国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会等の集中的な実施
- ・ 地元マスメディアに対し週間の行事等に関する情報を積極的に提供
- ・ 週間の行事等における地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、次のような施策を実施した。

イ 租税教育推進協議会の運営等

租税教育の推進のための環境を整備し、租税教育の充実を図るため、国、地方税当局及び教育行政機関等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設立し各種事業を行っており、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、都道府県単位で47会、市区町村等单位で721会が設立されている（平成26年3月末現在）。

租推協では、租税教育推進施策として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催及び参加者の募集等の事業を行っている。

ロ 児童・生徒に対する租税教室の開催

教育機関との連携により、児童・生徒を対象とした社会科教育の一環として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を実施しており、平成25年度は、全国の小・中・高等学校等1万6,805校で実施した。

ハ 租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報や租税教育用ビデオ、ゲームを掲載している。

ニ 高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実を目的として、昭和37年度以来全国の高校生から税に関する作文の募集を行っており、平成25年度は、1,485校から18万1,500編の応募があった。

ホ 学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催

国税局及び税務署においては、財政や租税に関する理解を深め、社会科等の授業に役立ててもらうことを目的に、社会科担当教師等を中心に、租税や税務行政等に関する情報を提供する研修会などを地域の実情に即して実施しており、平成25年度は1万8,700人の参加があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

平成25年分の確定申告期においては、国税庁ホームページ内のコンテンツ「確定申告書等作成コーナー」及びe-Taxの利用拡大を図るための広報を実施した。また、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税期限の周知と閉庁日対応に関する情報等の提供も併せて行った。

具体的に使用した媒体は、ポスター、テレビCM、新聞広告、インターネット広

告等であり、それらを効果的に組み合わせて広報展開を図った。

(2) 各種媒体を活用した広報

イ ホームページによる情報提供

国税庁ホームページ（平成10年11月開設）では、身近な税の情報や業務内容、統計資料、報道発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

また、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」（平成17年8月開設）を配信し、税務手続に関する情報等を動画で分かりやすく解説するほか、国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組も配信している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性及び高齢者、障害者等に配慮したホームページ作成に努めた。

なお、平成25年度のアクセス数は、1億6,641万件となっている。

ロ 税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法など実務上必要な知識を平易な表現で広く国民一般に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報（パンフレット、リーフレット）」を作成し、配布した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税道義の高揚を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 窓口等における意見・要望等の集約

納税者利便の向上や事務運営の改善に資するため、広く国民各層から国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた意

見・要望等を集約し、関係部署に連絡した。

(2) 国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税モニターを通じて国税に関する納税者等の意見・要望等を収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報、資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。平成25年度は、全国81署で392人を国税モニターに委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、国税局及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁においては、租税滞納状況など31件の報道発表を行ったほか、48件の資料提供を実施した。

また、国税局・沖縄国税事務所においても、それぞれ都道府県単位で路線価の公表他、報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に関連窓口を併設し、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを行っており、閲覧文書目録を備え付けるなど、閲覧を希望する者の利用の便に供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税者意識の高揚、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレット、リーフレット等の作成、監修等を行い一般納税者に提供している。

また、毎年実施している会社標本調査や民間給与実態統計調査、申告所得税標本調査な

どの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

平成25年度中に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第62回事務年報 平成24年度 (A4 174P)	平成26. 1	ホームページに公表	平成24事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
国税庁統計年報書 平成23年度版 (A4 384P)	平成25. 6	ホームページに公表	平成23年度における国税庁主管の各税の申告、処理、納税及びこれらに関連する計数を収録したもの
民間給与実態統計調査 平成24年分 (A4 211P)	平成25. 9	ホームページに公表	平成24年分の民間企業の給与等の実態を明らかにしたもの
申告所得税標本調査 平成24年分 (A4 86P)	平成26. 2	ホームページに公表	平成24年分の申告所得税について、所得者区分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実態を明らかにしたもの
会社標本調査 平成24年度分 (A4 159P)	平成26. 3	ホームページに公表	平成24年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの
国税庁レポート2013 (A4 57P)	平成25. 6	4,500部	国税庁の取組について、納税者に分かりやすく説明したもの
National Tax Agency Report 2013 (A4 57P)	平成25. 9	930部	国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報聴官〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報リーフレット			
①所得税のしくみ/②記帳や記録保存・青色申告 (A4 2P)	平成25. 7	19万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明したもの
③消費税のしくみ (A4 2P)	平成25. 7	18万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税/⑤家族と税 (A4 4P)	平成25. 7	24万部	給与所得者の確定申告や配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税 (年金と税) (A4 2P)	平成25. 7	27万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税 (A4 2P)	平成25. 7	14万部	障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑨医療費を支払ったとき (A4 2P)	平成25. 7	27万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いについて説明したもの
⑩保険と税 (A4 2P)	平成25. 7	24万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険金を受け取った場合の取扱いについて説明したもの
⑪寄附金を支払ったとき (A4 2P)	平成25. 7	13万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いについて説明したもの
⑫災害等にあったとき (A4 2P)	平成25. 7	14万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの

⑬株式・配当・利子と税 (A4 2P)	平成25. 7	23万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係について説明したもの
⑭マイホームを持ったとき① (A4 4P)	平成25. 7	39万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合の取扱いについて説明したもの
⑮マイホームを持ったとき② (A4 2P)	平成25. 7	30万部	住宅ローン等を利用しない場合の取扱いについて説明したもの
⑯土地や建物を売ったとき (A4 2P)	平成25. 7	38万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの
⑰財産をもらったとき (A4 2P)	平成25. 7	43万部	贈与税について分かりやすく説明したもの
⑱財産を相続したとき (A4 2P)	平成25. 7	41万部	相続税について分かりやすく説明したもの
⑲申告と納税 (A4 2P)	平成25. 7	17万部	申告と納付の期限や税金の納付と還付について説明したもの
⑳確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム) (A4 2P)	平成25. 7	20万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム (e-Tax) について説明したもの
㉑税に関する相談をするには/情報公開や個人情報の開示を請求するには/㉒税務署の処分不服があるときは (A4 2P)	平成25. 7	10万部	税務相談、情報公開、異議申立て及び審査請求について説明したもの
㉓個人で事業を始めたとき 法人を設立したとき/㉔公売に参加するには (A4 2P)	平成25. 7	16万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出及び公売の手続について説明したもの
暮らしの税情報パンフレット (A4 44P)	平成25. 7	64万部	暮らしの税情報リーフレットをまとめたもの
私たちの税金 (点字本 B5 150P)	平成25. 7	1,369部	目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金 (墨字本 A4 72P)	平成25. 7	1,369部	目の不自由な方 (弱視) のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金 (DAISY図書 CD 2時間13分)	平成25. 7	630枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、税に関する参考資料として税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成25年分 所得税の改正のあらまし (A4 12P)	平成25. 5	40万部	所得税に関する税制改正事項を解説したもの
青色申告者のための貸借対照表作成の手引き (A4 24P)	平成25. 11	24万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの
記帳制度適用者の決算の手引き (一般用) (農業所得用) (A4 28P)	平成25. 11	36万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算の仕方について説明したもの
帳簿の記帳のしかた (事業所得者用等) (A4 32P)	平成26. 4	65万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳の仕方を説明したもの

〔課税部法人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
法人税関係法令の改正の概要 (A4 39P)	平成25. 5	26万部	法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの
法人税申告書の記載の手引 (A4 93P)	平成25. 6	12万部	法人税の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引(単体法人用)(A4 100P)	平成25. 7	20万部	適用額明細書(単体法人用)の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引(連結法人用)(A4 102P)	平成25. 7	ホームページに公表	適用額明細書(連結法人用)の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
源泉徴収のあらまし(A5 324P)	平成25. 11	35万部	源泉徴収に関する主要事項を解説したもので主として大規模徴収義務者に配布するもの
年末調整のしかた(A4 104P)	平成25. 10	556万部	平成25年分の年末調整の仕方について、改正点、年末調整に当たっての注意点及び具体的な計算方法を説明するとともに、併せて年末調整関係の税額表等を掲載したもので、徴収義務者などに配布するもの
給与所得者と年末調整(A5 4P)	平成25. 10	194万部	配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除等について分かりやすく説明したもので給与所得者に配布するもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり(A4 125P)	平成26. 3	7,050部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成25年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(一般用)(簡易課税用)(個人事業者用) (A4 各28P)	平成25. 11	105万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
2013 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) (A4 各28P)	平成25. 12	3万部	「平成25年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者用)」の英語翻訳版
法人用消費税及び地方消費税の申告書(一般用)(簡易課税用)の書き方 (A4 16P)	平成26. 1	19万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法等を説明したもの
法人用消費税及び地方消費税の申告書(一般用)(簡易課税用)の書き方 (A4 16P)	平成26. 4	144万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法等を説明したもの
消費税のあらまし(A4 64P)	平成26. 6	66万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税(A4 64P)	平成26. 6	12万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの

契約書や領収書と印紙税（A4 4P）	平成26. 4	44万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの
印紙税の手引（A4 36P）	平成25. 10	17万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの

〔徴収部管理運営課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引（A4 64P）	平成26. 1	6,300部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引（手続・様式編）（整備編）（A4 100P・52P）	平成26. 1	各4,700部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
審判所ってどんなところ？～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～（A4 9P）	平成25. 7	10,240部	国税不服審判所の概要、不服申立ての制度及び審査請求手続について説明したもの

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局及び沖縄国税事務所に設置した電話相談センターに税務相談官を集中的に配置して、税務署に寄せられる税に関する一般相談に対し、原則として税目別に対応を行っている。なお、東京、名古屋、大阪の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページ及び携帯サイトでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」の設置により、情報提供を行っている。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

平成25年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は519万件で、対前年度比103.7%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別にみると、所得税関係256万件（49.4%）、資産税関係95万件（18.3%）、法人税関係27万件（5.2%）、消費税関係28万件（5.3%）となっている。

(2) タックスアンサー

平成25年度のタックスアンサーの利用件数は6,527万件であり、対前年度比122.4%となっている。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、平成25年度における苦情の3日以内の処理件数割合はおよそ86.6%となっている。

なお、この苦情処理を専担する納税者支援調整官が平成13年7月に設置され、平成25年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、主要税務署（52署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護 及び実績の評価

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年4月1日から施行されている。

情報公開法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

平成25年度における国税庁の開示請求件数は、3,612件であり、前年度に比べ、89件（2.5%）増加している。

なお、国税庁の開示請求件数は、全省庁の開示請求件数の3.5%を占めている。

表17 開示請求件数

（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	（対前年比）
国税庁	3,523	3,612	（102.5%）
全省庁	100,286	103,457	（103.2%）

(2) 開示決定等の内訳

平成25年度における国税庁の開示決定等件数は、3,592件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は96.4%となっている。

表18

開示決定等の内訳

（単位：件）

	平成24年度				平成25年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	3,568	744 (20.9%)	2,712 (76.0%)	112 (3.1%)	3,592	557 (15.5%)	2,906 (80.9%)	129 (3.6%)
全省庁	94,133	47,627 (50.6%)	44,465 (47.2%)	2,041 (2.2%)	95,464	39,398 (41.3%)	53,801 (56.4%)	2,265 (2.4%)

（注）（ ）内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合であり、四捨五入の関係から、合計が100にならない場合がある。

第2節 個人情報保護

1 概要

行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が、平成17年4月1日から施行されている。

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

平成25年度における国税庁の開示請求件数は、63,109件であり、前年度に比べ、3,098件（4.7%）減少している。

なお、国税庁の開示請求件数は全省庁の開示請求件数の54.3%を占めている。

表19 開示請求件数

（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	（対前年比）
国税庁	66,207	63,109	（95.3%）
全省庁	109,210	116,253	（106.4%）

(2) 開示決定等の内訳

平成25年度における国税庁の開示決定等件数は、62,836件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は98.8%となっている。

表20 開示決定等の内訳

（単位：件）

	平成24年度				平成25年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	66,152	10,073 （15.2%）	55,243 （83.5%）	836 （1.3%）	62,836	10,019 （15.9%）	52,039 （82.8%）	778 （1.2%）
全省庁	106,916	45,315 （42.4%）	59,376 （55.5%）	2,225 （2.1%）	119,417	58,496 （49.0%）	57,062 （47.8%）	3,859 （3.2%）

（注）（ ）内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合であり、四捨五入の関係から、合計が100にならない場合がある。

第3節 実績の評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る観点等から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

2 平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画

「平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）については、平成25年6月に策定・公表された。

この実施計画では、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」の3つの実績目標を設定し、このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その細目として「税務行政の適正な執行」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済」、「国際化への取組」という4つの目標を設定している。さらに「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済」の下にそれぞれ3つの業績目標を設定している。

また、目標の達成度等を測定するため122の業績指標等が設定されている。

3 平成24事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書

「平成24事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」については、平成25年11月に財務大臣により作成・公表された。

なお、作成に当たっては、評価の客観性と質を高めるために、有識者の方々から成る「財務省政策評価懇談会」（座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授（平成26年6月現在））において御意見を頂いている。

国税庁としては、この評価を今後の事務運営に的確に反映することとしている。

第8章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の法人で、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、各国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署単位ごとに支部を設置している。

なお、支部のほかに支部協議会等を県等单位ごとに設置しているところもある。

平成26年3月31日現在における税理士登録者数は74,501人である。

(3) 平成25年度の主な活動状況

平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として税理士法改正を始めとした税理士制度が見直されたことから、日本税理士会連合会では、会則・規則等の変更について検討を開始した。

書面添付制度については、制度の周知に努めるとともに、国税庁と書面添付制度の普及・定着に向けた協議を行った。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、電子申告制度の更なる普

及・促進を図るため、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁に提出するとともに、平成26年1月に「税理士のための電子申告Q & A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

このほか、「税制改正に関する建議書の提出」、「中小企業支援施策の推進」、「税理士の資質の向上及び研修制度の拡充へ向けた対応」、「税務支援事業への対応」、「租税教育への取組」、「税理士の綱紀保持、品位の向上及び職業倫理の高揚への対応」、「東日本大震災への対応」等の活動を行った。

2 日本税務協会

(1) 設立の目的

日本税務協会は、政府の税務に関する施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上を図ることを目的として昭和19年4月に設立された財団法人であり、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

(2) 組織の状況

日本税務協会は、東京都に本部を置いている。

(3) 平成25年度の活動状況

税に関する図書の出版及び幹旋や日本税務協会のホームページを通じて、税制・税務行政に関する広報活動等を実施した。

3 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、青色申

告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日に任意団体として設立され、平成25年5月1日に一般社団法人となった。

(2) 組織の状況

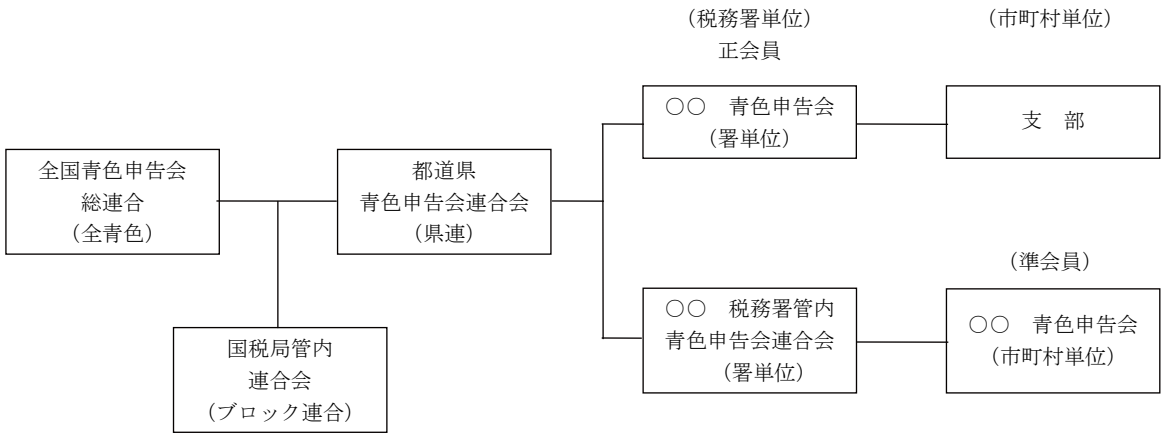
全国青色申告会総連合は、署単位の正会員、市町村単位の準会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、各都道府県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く）・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合）を組織しており、加入単位会数は約2,000会、その単位会に加入している青色申告者数は約69万人である。

なお、公益活動の一層の拡大・強化を図るため、青色申告会の公益法人化の推進・検討を行い、平成21年6月末までに82の各青色申告会と東京、神奈川県、千葉県の青色申告会連合会が社団法人として設立されたほか、平成26年6月末までに83会が公益社団法人又は一般社団法人に移行し、全国青色申告会総連合を含む10会が新たに一般社団法人として設立された。

(3) 平成25年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、税法説明会などの指導事業などを行った。

表21 全国青色申告会総連合の組織



(注) 単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

4 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、国税局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、併せてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する「法人会」と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

平成26年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道府県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は441会であり、これを加入法人数でみると、約82万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道府県連合会及び単位法人会の社団化を達成しているほか、平成26年4月までに全ての県連・単位会が公益社団法人又は一般社団法人へ移行した。

(3) 平成25年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言や租税教育など税を中心とした公益活動を展開したほか、社会の要請に応じて、節電行動を呼びかけるなど、社会貢献活動にも取り組んだ。さらにホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、ラジオCMや新聞広告を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を開始し、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成の上、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。

また、東日本大震災からの復旧・復興のための財政支援のほか、中国地方における豪雨被害に対して、災害見舞金を拠出するなど、被災地に対して積極的な支援を行った。

5 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この5において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

平成26年1月1日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあっては単位組合（税務署及び道府県単位）73、連合会（都道府県単位）7及び中央会（全国単位）1の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界

にあつてはそれぞれ全国単位で1組合、果実酒業界にあつては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で1組合の組織となっている。

ロ 酒販関係

平成26年3月31日現在における酒販関係の組合組織は、卸売業界にあつては単位組合（税務署、都道府県及び複数府県単位）42、連合会（県単位）1及び中央会（全国単位）1の組織となっている。

また、小売業界にあつては単位組合（税務署及び都単位）426、連合会（道府県単位）46及び中央会（全国単位）1の組織となっている。

なお、沖縄県における酒販関係の組合組織（卸売業界にあつては単位組合（税務署単位）6、連合会（県単位）1、小売業界にあつては単位組合（税務署単位）6、連合会（県単位）1）は、中央会に加入していない。

(3) 平成25年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあつては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、その他国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

なお、このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

表22

酒類に関する公正競争規約等一覧表

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

実施団体	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合 中 央 会	清 酒 製 造 業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49. 10. 16第29号 (平21. 9. 1)
日本酒造組合 中 央 会	単式蒸留しょう ちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56. 10. 13第25号 (平21. 9. 1)
日本蒸留酒 造 組 合	合成清酒及び連 続式蒸留しょう ちゅうの製造業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49. 10. 16第31号 (平22. 8. 4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 18第55号 (平21. 9. 1)
日本洋酒酒造組合	洋 酒 製 造 業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 19第57号 (平21. 9. 1)
日本ワイナリー 協 会	果 実 酒 製 造 業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第58号 (平21. 9. 1)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第59号 (平21. 9. 1)

○表示に関する公正競争規約

区 分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
全国小売酒販組合 中 央 会	酒 類 小 売 業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55. 4. 3第7号 (平23. 2. 10)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第60号 (平21. 9. 1)
日本洋酒酒造組合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第22号 (平24. 10. 4)
日本洋酒輸入協会	輸入ウイスキー 販 売 業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第23号 (平24. 10. 4)
日本洋酒輸入協会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57. 3. 12第5号 (平21. 9. 1)
日本酒造組合 中 央 会	泡 盛 製 造 業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58. 11. 30第29号 (平25. 10. 10)
日本酒造組合 中 央 会	単式蒸留しょう ちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅうの表示に関する公正競争規約	昭61. 6. 18第7号 (平21. 9. 1)

(注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

2 この表は平成26年3月末現在による。

6 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

個別消費税は、税目が多く種々の業種に関係するため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国間税協力会総連合会（任意団体）が結成された。さらに、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組織されている。

全国間税会総連合会は、平成26年4月1日現在、その傘下に564団体、会員数にして約9万を擁している。

(3) 平成25年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関

する調査研究、啓蒙宣伝、関係納税者に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の具申などを行うこととしている。

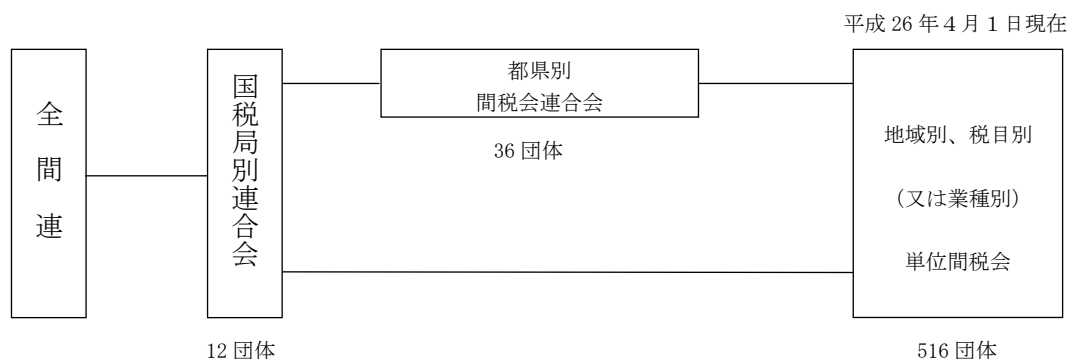
平成25年度においては、組織の拡充・強化及び財政基盤の確立のための活動を更に進めながら、①e-Taxの普及に向けた会員等への利用促進及び研修会の開催、②傘下各団体の意見を集約した平成26年度税制改正要望の具申、③消費税中央セミナーをはじめとする経済・税制に関する講演会、研修会の開催、④消費税完納運動の推進などを行った。

傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を活発に行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表23

全国間税会総連合会の組織



7 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月7日に設立されたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。

平成24年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（平成25年3月末調査）。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会1、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会44、税務署単位の連合会476、市町村単位の連合会257、合計790連合会となっている。

ロ 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約3万4千組

合である。

(3) 平成25年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行、各種説明会・研修会の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

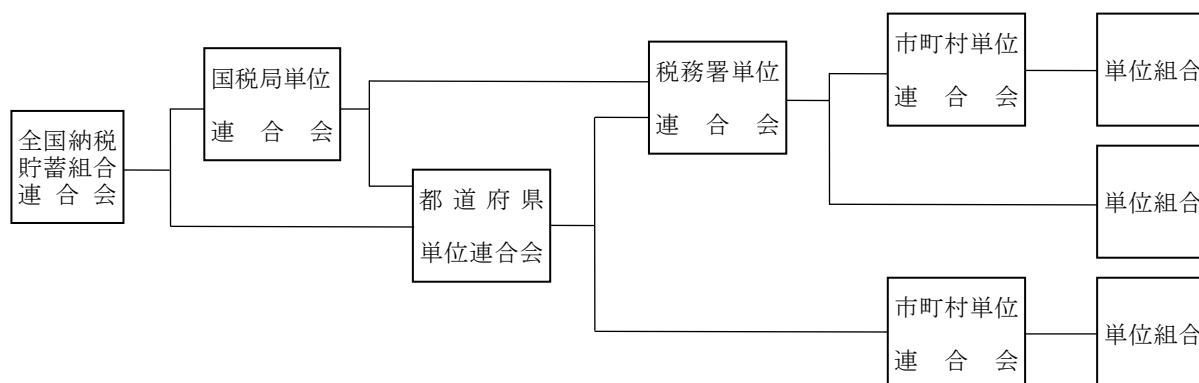
イ 総会を1回、全国役員会を1回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ 消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ 中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約58万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品をホームページに掲載した。

表24

全国納税貯蓄組合連合会の組織



8 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等と連携協調の下に、すべての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

なお、納税協会連合会は、昭和49年6月26日財団法人として設立が許可された。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての事業者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を置いている。

なお、平成23年4月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成し、平成24年4月には納税協会連合会の公益財団法

人化を達成している。

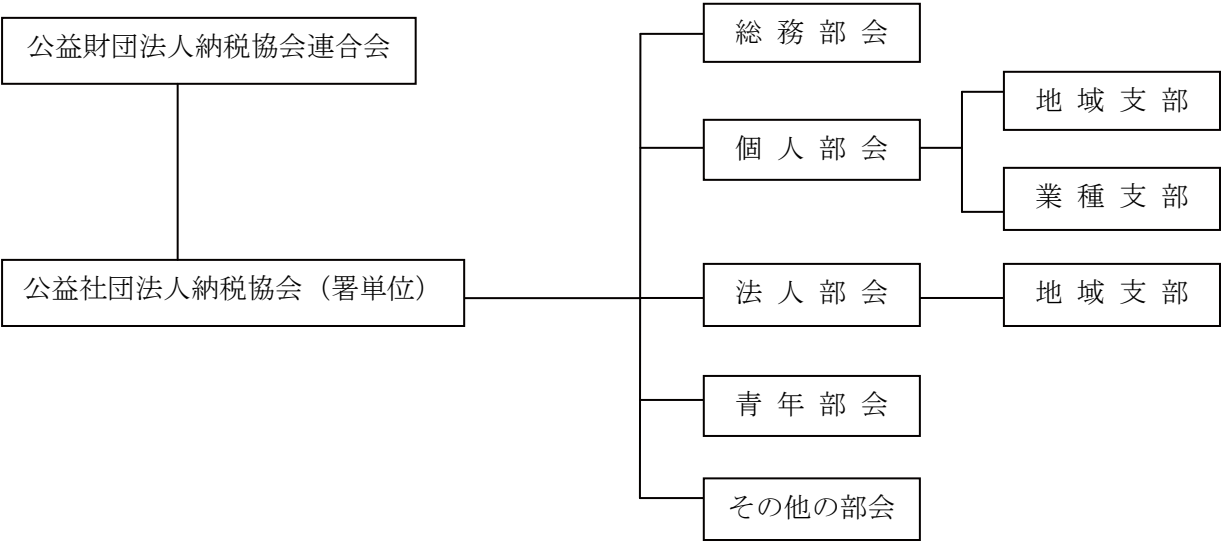
また、平成26年3月31日現在の会員数は約17万人社である。

(3) 平成25年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax研修会」の開催を支援するとともに、月刊誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上並びに学術研究の助成に寄与することを目的とした「税に関する論文」の募集や、全青年部会員が交流できる場を提供し参加者の納税協会活動への参画意識を高め事業活動の活性化を図ることを目的として「青年の集い」を開催した。

表25 納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年5月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月3日（文化の日）に発令されている。

平成25年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で54人、秋の叙勲で50人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は255人であった。

(2) 褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、11月3日（文化の日）に発令されている。

平成25年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章3人、黄綬褒章7人であった。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

平成25年度の受彰者数は、財務大臣表彰50人、国税庁長官表彰84人、国税局長表彰339人、税務署長表彰1,809人である。

なお、財務大臣及び国税庁長官の納税表彰式は、平成25年10月23日に行われた。

また、国税局長表彰式及び税務署長表彰式は、それぞれの国税局及び税務署において行われた。

3 感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締の実

施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

平成25年度においては、国税庁長官感謝状を各国税局長から推薦のあった23団体に対して贈呈し、また、各国税局長・沖縄国税事務所長感謝状を118団体に対して贈呈した。

第9章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審査し救済する制度として、不服申立制度と訴訟がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採られている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「異議申立て」と「審査請求」の二審的構造となっている。

2 異議申立て

異議申立ては、争いの対象となった処分をした行政庁（通常は税務署長）に対して行うものである。異議申立てがなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、申立てに理由があるかどうかを審査し、決定する。

(1) 異議申立ての状況

平成25年度における異議申立ての件数は、2,358件で、前年度（3,424件）に比べて1,066件（31.1%）減少している。

申立件数を税目別にみると、消費税（地方消費税を含む。）が756件（対前年比42.9%減）、申告所得税が617件（対前年比26.2%減）、法人税が396件（対前年比13.0%減）、相続税・贈与税が170件

（対前年比49.3%減）、徴収関係が356件（対前年比9.0%減）となっている。

(2) 異議申立ての処理状況

平成25年度において処理した件数は、2,534件で、前年度（3,286件）に比べて752件（22.9%）減少した。この処理件数は、平成25年度の申立件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数3,174件の79.8%に当たる。

なお、平成25年度末における処理未済件数は640件で、前年度末（816件）に比べて176件（21.6%）減少している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、却下（異議申立てが法定期間経過後にされたものであるとき等、申立てが適法性を欠くもの）が全体の10.7%（前年度12.1%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が全体の65.3%（前年度60.5%）である。一方、全部認容（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の2.9%（前年度2.0%）、一部認容（納税者の主張の一部が認められたもの）は7.1%（前年度7.9%）であり、納税者が取下げなどしたものは14.0%（前年度17.5%）となっている。

3 審査請求

審査請求は、一般的には異議申立てに対する決定を経た後の処分になお不服があるときに、処分をした行政庁の上級行政庁に對し行うものであるが、国税の場合には、特にそのための第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

表26

異議申立事案の税目別申立て及び処理状況

(平成25年度)

区 分	要 処 理 件 数			処 理 件 数	処 理 未 済 件 数	申立件数 構成割合	申立件数 対前年度比
	繰越件数	申立件数	計				
課 税 関 係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	110	617	727	638	89	26.2	73.8
源泉所得税	21	42	63	48	15	1.8	56.8
法 人 税	239	396	635	422	213	16.8	87.0
相 続 税	53	143	196	164	32	6.0	58.1
贈 与 税	18	27	45	38	7	1.1	30.3
消 費 税	324	756	1,080	854	226	32.1	57.1
そ の 他	3	21	24	19	5	0.9	269.6
徴 収 関 係	48	356	404	351	53	15.1	91.0
合 計	816	2,358	3,174	2,534	640	100.0	68.9

- (注) 1 申告所得税には、譲渡・山林所得が含まれる(表27同じ)。
2 法人税には、法人臨時特別税が含まれる(表27同じ)。
3 消費税には、地方消費税が含まれる(表27同じ)。
4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

表27

異議申立事案の税目別・態様別処理状況

(平成25年度)

区 分	みなす 取下げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 認	部 容	一 認	部 容	み な す 審 査	変 更 そ の 他	計
課 税 関 係	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
申告所得税	2	116	17	401	23	74	5	—	—	—	638
源泉所得税	—	12	8	17	—	9	2	—	—	—	48
法 人 税	—	81	15	287	11	28	—	—	—	—	422
相 続 税	—	21	12	112	6	13	—	—	—	—	164
贈 与 税	—	5	2	24	2	5	—	—	—	—	38
消 費 税	—	50	18	688	28	50	20	—	—	—	854
そ の 他	—	4	1	11	3	—	—	—	—	—	19
徴 収 関 係	—	37	199	114	1	—	—	—	—	—	351
合 計	2	326	272	1,654	74	179	27	—	—	—	2,534
構 成 割 合	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.0	12.9	10.7	65.3	2.9	7.1	1.1	—	—	—	100.0

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、平成25年度当初において294件係属していたが、平成25年度中に230件提起され、267件終結した結果、平成25年度末における係属件数は257件となり、年度当初に比べて37件の減少となっている。

平成25年度末における係属件数の内訳は、所得税105件、法人税88件、相続税等45件、消費税9件、その他（損害賠償等）10件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

平成25年度における訴訟の発生件数は230件で、前年度（271件）に比べて41件（15.1%）減少している。

発生件数の内訳は、所得税94件（前年度128件）、法人税61件（前年度78件）、相続税等44件（前年度34件）、消費税10件（前年度15件）、その他21件（前年度16

件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審99件、控訴審69件、上告審62件である。

控訴及び上告された131件のうち、国側から上訴したものは8件である。

(3) 訴訟の終結状況

平成25年度における訴訟の終結件数は267件（前年度300件）で、その内訳は、所得税121件（前年度132件）、法人税72件（前年度92件）、相続税等41件（前年度38件）、消費税13件（前年度14件）、酒税0件（前年度1件）、その他20件（前年度23件）である。

また、これを終結事由別にみると、取下げ12件、判決言渡し等255件である。判決言渡し等のうち、処分の適否を判断したものは237件で、却下15件、その他3件である。

処分の適否を判断したもののうち、国側勝訴は215件（90.7%）、国側一部敗訴は8件（3.4%）、国側敗訴は14件（5.9%）である。

表28

課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

（平成25年度）

区 分	前年度末	発 生 係属件数	終 結 件 数							年 度 末 係属件数
	係属件数		取 下 げ	却 下	国側勝訴	国側一部敗訴	国側敗訴	そ の 他	計	
所 得 税	132	94	5	3	98	5	7	3	121	105
法 人 税	99	61	4	7	57	2	2	—	72	88
相 続 税 等	42	44	1	3	35	1	1	—	41	45
消 費 税	12	10	—	2	9	—	2	—	13	9
酒 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の間接税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	9	21	2	—	16	—	2	—	20	10
計	294	230	12	15	215	8	14	3	267	257

(4) 判決の内容

平成25年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔納税者（米国籍）の祖父が、納税者を受益者とする信託を設定したことにより、納税者は、平成19年3月改正前の相続税法（以下「相続税法」という。）4条1項に規定する信託受益権の贈与を受けたものとみなされる場合に該当するとされた事例〕

イ 概要

祖父は、A社との間で、米国ニュージャージー州法に準拠して、祖父を委託者、A社を受託者、納税者を受益者とする信託契約（以下「本件信託契約」、本件信託契約によって設定された信託を「本件信託」）を締結し、米国財務省証券を信託財産としてA社に引き渡した。A社は、信託財産の運用として生命保険契約を締結した。

課税庁は、納税者が相続税法4条1項に規定する信託受益権の贈与を受けたものとみなされる場合に該当するとして、贈与税の決定及び無申告加算税の賦課決定を行った。

ロ 判決要旨

(イ) Xが相続税法4条1項という「受益者」に当たるか否か。

相続税法4条1項は、いわゆる他益信託の場合において、受益権（信託受給権及び信託監督的権能）を有する者に対し、信託行為があった時において、受益者が、その受益権を委託者から贈与により取得したものとみなして、課税する旨の規定であると解される。

本件信託契約は、受託者は、自己

の裁量により、Xが生存する限りにおいて、Xの教育、生活費、健康、慰安及び安寧のために妥当と思われる金額を、元本及び収益から支払うとしているのであるから、本件信託の設定時において、Xは、信託受給権を有するものとされていたと認められる。

また、本件信託契約によれば、受託者は、受益者の合理的な要請に対して、本件信託の財産、負債、収入及び支出に関する情報等の受益者の利益に関連する本件信託の管理に関する詳細事項を受益者に提供するものとされているほか、受託者は、最低限1年に1度の頻度で会計報告を行うものとされていることなどが認められ、これによってXは、信託監督的機能を有していたと認められる。

したがって、Xは、本件信託の設定時において、信託受給権及び信託監督的権能を有していたと認められる。

以上によれば、Xは相続税法4条1項という「受益者」に当たると認められる。

(ロ) 本件信託が相続税法4条1項の適用対象とならない生命保険信託に当たるか否か。

生命保険信託に当たるためには、委託者が生命保険契約を締結したのと実質的に同視できることを要するというべきであるから、信託契約において受託者に信託財産の運用方法についての裁量がなく、生命保険契約の締結が義務付けら

れているか、又は委託者の指図に基づいて生命保険契約を締結する場合に限られると解すべきである。

本件信託契約においては、受託者の権限は制限を受けず、受託者の合理的な裁量において行使することができることとされ、受託者は、あらゆる種類の投資対象に投資できるとされており、受託者は生命保険証券を購入するなどの権限を有するが、これらは指示されるものでも義務でもないとして記載されている上、受託者は生命保険契約の解約返戻金を自己の裁量によって運用することができる旨も定められている。

そうすると、本件生命保険契約は、受託者が委託者である祖父の意思に沿って締結したものではあるが、委託者の指示に基づいて締結したものではないから、信託財産の運用方法の一つとして締結したものであり、したがって、本件信託は、生命保険信託に当たらないと認められる。

(名古屋高裁平成25年4月3日判決(国側勝訴、上告棄却・確定))

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

(2) 訴訟の発生状況

平成25年度における訴訟の発生件数は202件で、前年度(217件)に比べて15件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件56件、国側原告事件146件で、前年度発生件数(国側被告事件62件、国側原告事件155件)に比べて、国側被告事件は6件の減少、国側原告事件は9件の減少となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた平成25年度中の要処理件数は288件で、前年度(341件)と比べて53件減少している。

その内訳は、国側被告事件97件、国側原告事件191件で前年度中の要処理件数(国側被告事件117件、国側原告事件224件)に比べて、国側被告事件は20件の減少、国側原告事件は33件の減少となっている。

(3) 訴訟の終結状況

平成25年度における訴訟の終結件数は、国側被告事件57件(前年度76件)、国側原告事件154件(前年度179件)となっている。

これを終結の態様別にみると、国側被告事件では、国側勝訴が41件(71.9%)と最も多く、却下6件(10.5%)がこれに次ぎ、国側原告事件では、国側勝訴33件(21.4%)が最も多く、取下げ8件(5.2%)がこれに次いでいる。

(4) 判決の内容

平成25年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

〔滞納者その他の者との共有に係る不動産につき、滞納者の持分が差し押さえられた場合における他の共有者は、差押処分の取消訴訟の原告適格を有するとされた

事例]

イ 概要

本件は、Xらと滞納者との共有に係る不動産につき、滞納者の滞納国税を徴収するために滞納者の持分が差し押さえられたことから、Xらが、その取消し及び損害賠償を求めた事例である。

ロ 判決要旨

国税徴収法 47 条 1 項に基づく差押処分は、滞納者の所有する特定の財産につき、その名宛人である滞納者に対して、その譲渡や用益権設定等の処分を禁止する効力を有するものであるから、滞納者との共有に係る不動産につき同項に基づき滞納者の持分が差し押さえられた場合には、滞納者持分と使用収益上の不可分一体をなす持分を有する他の者についても当該不動産に係る用益権設定等の処分が制約を受け、その処分の権利が制限されることとなる。加えて、滞納者の持分が差し押さえられた土地に建物を新築するなど、当該不動産の価値を著しく減耗させる使用又は収益に関しては、滞納者のみならず、他の共有者についても国税徴収法 69 条所定の制限が及ぶこととなる。

以上に鑑みると、滞納者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が国税徴収法 47 条 1 項に基づいて差し押さえられた場合における他の共有者は、その差押処分の法的効果による権利の制限を受けるものであって、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、その差押処分の取消しを求め、につき法律上の利益を有する者に当

たり、その取消訴訟における原告適格を有するものと解するのが相当である。

（熊本地裁平成23年3月23日判決（請求棄却・控訴）、〔控訴審〕福岡高裁平成23年12月22日判決（原判決一部取消し、訴え一部却下、控訴一部棄却・上告、上告受理申立て）、最高裁平成25年7月12日第二小法廷判決（上告棄却））

第10章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

なお、平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、平成26年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を

受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士及び税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所に長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、平成26年3月31日現在74,501人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所に長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は2,281人となっている。

（注）平成26年度税制改正における税理士法改正により、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を習得することができるものとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士とすることとされた（平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用）。

表29 税理士登録者数等の状況

	平成24年度末	平成25年度末
	人	人
税理士登録者数	73,725	74,501
通知弁護士数	2,139	2,281

（注）税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は税理士の立場を尊重し、

税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、国税庁はその普及・定着に努めている。

本制度の普及・定着のための取組として、平成21年7月から、記載内容の充実した添付書面について意見聴取した結果、実地調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとした。また、平成22年7月からは、意見聴取した結果、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への事前通知を行う前に、税理士等に意見聴取結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととした。

なお、平成25年度の当該書面の添付割合（税理士の関与がある法人数のうち、当該書面の添付のある割合）は、8.1%となっている。

（注）書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないというものである（平成14年4月1日施行）。

表30 税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（法人税）

	平成24年度	平成25年度
	%	%
書面添付割合	7.8	8.1

（注）平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書による。

4 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理士専門官及び局署の総務課を中心として税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会は、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士に対する指導、連絡及び監督に関する事務等を行っている。さらに国税庁は、これらの団体に対する指導監督も行っている。

なお、平成25年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は2,934件、平成25年度における税理士等に対する懲戒処分件数は50件となっている。

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員の教育機関である税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服申立事案の処理について学識経験者の公正な意見を反映させる国税審査分科会、税理士試験及び税理士の懲戒処分についての審議等を行う税理士分科会並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等に定める事項の調査審議等を行う酒類分科会を置いている。また、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価格に関し調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 平成25年度における主な機構改正

イ 税務調査手続の法定化等への対応

平成23年度税制改正において、国税通則法が改正され、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続について従来の運用上の取扱が法令上明確化されるとともに、不利益処分等に対する理由附記の実施が定められ、平成25年1月1日から施行された。この税務調査手続の法定化等に伴い、適法性・統一性を確実に確保するために国税局課税第一部資料調査課及び税務署に審理専門官を増設し、審理事務体制の充実・強化を図った。

ロ 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度の導入に当たり、国税庁が法人番号の指定等を行うこととされていることから、国税庁長官官房企画課に国税企画官1人を増設

し、事務運営の企画・立案等に係る責任者とした。

ハ 調査・徴収事務等の複雑化への対応

名古屋国税局調査部では、移転価格取引等に係る調査事務及び事前確認事務を国際調査課が所掌していたが、近年、海外取引を有する法人が増加しているほか、企業からの移転価格課税に係る事前確認に対応するための事務量が増加していることから、移転価格取引等に関する調査事務及び事前確認事務を所掌させるために国際情報課を増設し、高度な判断と的確かつ迅速な処理を行うための体制の充実・強化を図った。

また、大阪国税局査察部に査察広域課を増設し、機動的に他の国税局・沖縄国税事務所の査察事案に係る資料情報の収集分析を支援できる体制を確立して、査察情報事務の充実・強化を図った。

2 定員

(1) 概要

平成25年度における国税庁職員の定員は、5万5,856人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の97.2%に当たる5万4,269人が配置され、国税庁本庁787人（構成比1.4%）、国税不服審判所472人（同0.8%）、税務大学校328人（同0.6%）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の63.2%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、21.2%が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り15.6%は総務事務等に従事している。

(2) 平成25年度における定員の増減

平成25年度予算においては、税制改正に伴う執行体制の整備等のため、887人の定員増が認められた。一方で「新たな定員合理化計画」等に基づく定員合理化数が△1,225人であることから、平成25年度末の国税庁の定員は、338人の純減となった。

表31

機構改正主要事項一覧表

(平成25年7月改正分)

	機 構 名	設置数	備 考
国 税 庁	国 税 企 画 官	1	長官官房 企画課
国 税 局	国 際 情 報 課	1	調査部（名古屋）
	査 察 広 域 課	1	査察部（大阪）
	審 理 専 門 官	4	課税第一部資料調査課（札幌、仙台、広島、福岡）
税 務 署	特 別 国 税 徴 収 官	3	
	特 別 国 税 調 査 官	9	
	審 理 専 門 官	25	

第2節 任用及び採用試験

1 任用

- (1) 平成25年度の定期異動は、平成25年7月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配意の上実施した。

- (2) 平成25年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,678人

その他の職員 18,615人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 790人

仙台国税局 1,032人

関東信越国税局 1,990人

東京国税局 5,813人

金沢国税局 511人

名古屋国税局 1,998人

大阪国税局 3,005人

広島国税局 1,103人

高松国税局 549人

福岡国税局 881人

熊本国税局 759人

沖縄国税事務所 184人

合 計 18,615人

2 採用試験

- (1) 総合職試験等

平成25年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、平成26年4月1日付で12人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

大卒（法律） 5人

院卒（行政） 2人

大卒（経済） 1人

院卒（法務） 1人

大卒（農業科学・水産） 1人

院卒（農業科学・水産） 1人

大卒（化学・生物・薬学） 1人

計 12人

- (2) 国税専門官試験

平成25年度国税専門官採用試験は、第1次試験が平成25年6月9日に、第2次試験が7月16日から7月23日のうち第1次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者及び前年度合格者の中から平成26年4月1日付で1,068人（内女性248人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数 17,114人

1次合格者数 4,608人

最終合格者数 2,539人

採用者数 1,068人

国税局採用者数

札幌国税局 45人

仙台国税局 56人

関東信越国税局 125人

東京国税局 340人

金沢国税局 33人

名古屋国税局 105人

大阪国税局 178人

広島国税局 60人

高松国税局 32人

福岡国税局 45人

熊本国税局 41人

沖縄国税事務所 8人

- (3) 税務職員採用試験

平成25年度税務職員採用試験は、第1次試験が平成25年9月8日に、第2次試験が平成25年10月17日から10月25日のう

ち第1次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成26年4月1日付で393人（内女性132人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	4,719人
1次合格者数	1,193人
最終合格者数	686人
採用者数	393人

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

- (1) 人事院は、平成25年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の公務員給与についての報告を行った。その中で、月例給については官民給与の較差が小さく、また、期末・勤勉手当については、官民給与の較差が均衡しており、平成25年度末までの間、給与減額支給措置が臨時特例として行われていることを勘案し、給与の改定は行わないことが報告された。

その後、平成25年11月15日の閣議で、人事院勧告どおり給与の改定は行わないことと決定し、併せて、東日本大震災からの復興財源を確保するため国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき実施されている給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了することとされた。

また、総人件費の抑制など行財政改革を引き続き推進するため、国家公務員の給与については、給与体系の抜本改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すため、早急に具体的な措置を取りまとめ

るよう、人事院に要請する等の措置を講ずることとされた。

(2) 級別定数

職員の処遇改善を図るため、職員構成及び職務の実態を考慮し、上位級定数の拡大に努めた。

なお、平成25年度における級別定数（税務職）は表32のとおりである。

表32 級別定数（税務職）
（単位：人）

10級	3
9級	120
8級	578
7級	1,687
6級	12,030
5級	13,689
4級	10,107
3級	5,433
2級	5,429
1級	5,158
計	54,234

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康の保持増進等を通じた福利厚生施策の充実、共済組合事業の適切な運営に努めた。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、専門医等による相談体制や職場復帰支援体制を整備するとともに、正しい理解と知

識の普及のため職場研修等を計画的に実施し、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行っており、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に努めた。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適正な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直しを行うとともに、「安心子育て応援プラン」という愛称を付与した。

平成22年3月31日で当初の5年の計画期間の満了を迎え、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする「第Ⅱ期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

これまでの具体的取組としては、各種会議、研修等を通じた本計画の周知徹底、小

学生を対象とした制度の拡充等に向けた関係機関への積極的な働きかけ、職員の情報交換会の開催、両立支援の重要性等を集中的に啓発する期間として「安心子育て応援プラン推進週間」などを実施している。

2 具体的な子育てと仕事の両立支援策

職員のライフサイクルの各局面（結婚・出産、育児休業、職場復帰、子育て期間等）に応じた各支援策（①職場の子育てと仕事の両立に関する意識の醸成、②管理者等による職員のニーズの適切な把握、③情報交換会の実施等、④子育ての状況に応じた人事上の配慮、⑤研修参加への配慮、⑥超過勤務の縮減、⑦管理者等による事務計画、事務分担の見直し等、⑧年次休暇の取得の促進、⑨テレワークの導入、⑩宿舎の貸与に関する配慮、⑪保育施設や子育てに関する情報提供等及び⑫地域関係機関への働きかけ）を実施し、より一層、子育てと仕事の両立支援の推進に努めた。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、平成25年中35人（前年29人）に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、

次の事項に重点を置いて監察官事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

監察官及び局署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に部下職員に対する指導監督の重要性を認識させ、身上把握や業務の進行管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員動向の把握に努め、庁局署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の防止策としても重要であることから、効果的な資料情報の収集を行うとともに、目的に応じた戦略的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 事務処理の情報システム化

国税庁においては、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を平成18年3月に策定・公表し、事務処理の簡素化・効率化、納税者利便性の向上及びシステムの高度化等の観点から、情報システム化に係る各種施策に取り組んでいる。

(1) 国税総合管理（KSK）システム

国税庁においては、経済取引の複雑化・広域化、情報化などの税務行政を取り巻く環境の変化に対応するとともに電子申告や電子納税等の税務行政のICT化を支える情報通信基盤としてKSKシステムを

導入している。KSKシステムは税務行政の根幹となる各種事務処理を総合的に処理するシステムであり、税務行政の高度化・効率化や納税者利便の向上に寄与している。

平成25年度においては、平成26年1月に導入された「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」等の制度改正に対応するためのシステム開発を行った。

また、前年度に引き続きKSKシステムの安定的な運用に努めるとともに、税制改正等に伴うシステム修正のための開発を行った。

(2) 行政の情報化

税務署を含めた国税庁WANなどの安定的な運用を図り、全庁的視点から積極的に行政情報化の推進を行った。

また、情報セキュリティ対策として、外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、その結果を踏まえた必要な対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修の内容の充実を図った。

2 電子申告等の運用

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者の利便性の向上及び事務の効率化を図る観点から、所得税、法人税、消費税などの申告、全税目の納税（手数料の納付を含む。）、申請・届出等（電子納税証明書の請求及び発行を含む。）の手續について、インターネット等を利用して電子的に行うことを可能としたシステムであり、平成16年6月から全国での運用を開始した。

平成25事務年度においては、以前から行っている所得税の確定申告時期の24時間受

付に加えて確定申告時期以外の受付時間の24時までの延長や納税証明書をオンライン請求し、税務署窓口で書面で受け取る場合の電子署名を省略するなどの利用者利便の向上に取り組んだほか、e-Taxで提出された還付申告書の処理期間の見直しを行った。

さらに、納税手続等について、タブレット端末等のスマートデバイス向けのサービスを開始した。

表33 e-Taxの利用状況

① 公的個人認証の普及割合等に左右される3手続

(単位：千件)			
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	9,506	9,717	10,014
利 用 率	44.2%	46.9%	48.6%

② 法人税申告等の12手続

(単位：千件)			
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	7,510	7,579	7,694
利 用 率	73.1%	75.7%	77.8%

3 事務の監察

国税庁の所掌事務について、事務運営の現状を把握するとともに、その問題点及び改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として事務の監察を実施している。

(1) 長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税庁の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

平成25事務年度は、「内部事務一元化の現状と今後の在り方」をテーマとして、

内部事務一元化による事務処理体制の現状を把握し、「更なる事務の効率化・納税者利便の向上」に資するため、①内部事務一元化の現状、②各事務処理の現状及び③人材育成の状況等の検証といった観点から事務監察を実施した。

(2) 長官特命特別監督以外の事務の監察

国税局・沖縄国税事務所又は税務署の事務運営等を検討するため、局長要請特別監督（国税局長・沖縄国税事務所長から特定の事項に関して実施要請があった場合の事務監察）を実施したほか、行政文書等の不適切事例に係る対応状況を全派遣監督評価官室共通のテーマとして事務監察を実施した。

(3) 行政文書等の事務監察

国税庁、各国税局・沖縄国税事務所、各税務署、税務大学校及び国税不服審判所における行政文書等の管理の状況について、現状を把握し、適切に実施されているかを確認し、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号）に定める総括文書管理者等へ行政文書等の管理状況の事務監察の結果を報告した。

4 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図るほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の

整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

平成25年度に各国税局・沖縄国税事務所が受理した提案件数は、4,488件であった。

また、応募された提案のうち、127件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長 国税庁次長）が審査を行い、17件の入賞提案を決定した（優秀1件、佳作16件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

（注）付表第49表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、予算編成の基本的な考え方として、「緊急経済対策との一体的な編成、財政に対する信認の確保、『復興・防災対策』等3分野への重点化、実効性の高いPDCAサイクルの確立等行財政改革に取り組む」等が示された。この基本方針に基づき、国税庁

関係予算については、税務行政の円滑かつ効率的な事務運営の確保、納税者利便向上、納税者及び職員の安全確保、税制改正に対応するための経費など必要な予算が措置された。

特に、国税総合管理（KSK）システムの運用経費、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用経費及び納税者等利便向上のための経費、電話相談事務の集中化のための経費、国税庁情報ネットワーク運用経費、消費税法の一部改正等税制改正に伴う経費、東日本大震災復旧・復興経費及び社会保障・税番号制度関係経費が措置された。

なお、行政事業レビュー公開プロセスの対象となった国税庁の広報活動経費は、評価結果に基づく見直しを行った。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理の情報化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、国税総合管理（KSK）システムの全国運用、国税電子申告・納税システム（e-Tax）全国運用、国税庁情報ネットワークの整備等を行った。

また、税務署における内部事務の効率化による調査事務の充実を図るためアルバイトの積極的な活用に努めた。さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、電話相談を集中的に処理する電話相談センターの全国運用を行った。

ロ 調査・指導事務の充実

適正・公平な課税を期するため、局署における調査等旅費については、効率的な使用に努めるとともに、取引の広域化に対応できるよう配慮した。また、申告納税制度の充実を図るため、納税者に対する継続記帳指導等を前年に引き続き実施するとともに、税理士に依頼して実施する記帳指導及び納税相談等も行った。

ハ 国際化への対応

最近における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舍の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

ホ 東日本大震災への対応

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）を踏まえ、庁舎が被災した場合の業務継続体制の強化及び防災機能の強化を図ることを目的とした庁舎の耐震改修を行った。

ヘ 社会保障・税番号制度への対応

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い必要となる、法人番号の付番システムの開発等を行った。

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の平成25年度一般会計当初予算の総額は、6,701億6,158万円であったが前年度からの繰越額が15億1,280万円あり、その後、人件費、行政経費の減額等を内容とする141億2,118万円の減額補正が行われたため、補正後の予算現額は、6,572億3,099万円となった。

また、平成25年度特別会計当初予算の総額は、3億2,221万円であったが前年度からの繰越額が1億2,544万円あり、その後、行政経費の減額を内容とする2,520万円の減額補正が行われたため、補正後の予算現額は、4億2,245万円となった。

表34

予 算 の 執 行 状 況

【一般会計】

項	区 分	当 初 歳 出 予 算 額	繰 越 額	補 正 増 △ 減 額	流 用 等 増 △ 減 額	予 備 費 使 用 額	歳 出 予 算 現 額	支 出 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁										
(項) 国 税 庁 共 通 費		550,826	0	△12,699	(±8)	0	538,127	531,165	0	6,962
(項) 税 務 業 務 費		110,627	0	△1,382	0	0	109,244	105,604	0	3,640
(項) 国 税 庁 施 設 費		2,628	1,513	0	0	0	4,140	3,012	1,032	97
(項) 国 税 不 服 審 判 所		4,472	0	△40	(±0)	0	4,432	4,287	0	145
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費		965	0	0	0	0	965	965	0	0
(項) 防災対策推進東日本大震災 復興特別会計へ繰入		322	0	0	0	0	322	322	0	0
計		669,839	1,513	△14,121	(±8)	0	657,231	645,356	1,032	10,844

【特別会計】

項	区 分	当 初 歳 出 予 算 額	繰 越 額	補 正 増 △ 減 額	流 用 等 増 △ 減 額	予 備 費 使 用 額	歳 出 予 算 現 額	支 出 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁										
(項) 国 税 庁 施 設 費		322	125	△25	0	0	422	413	0	10
計		322	125	△25	0	0	422	413	0	10

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 決算

平成25年度の執行状況は、表34のとおりである。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表35のとおりである。

表35 徴税コスト

区 分	平成24年度	平成25年度
決 算	1.60	1.47

2 営繕

(1) 庁舎等建替関係

平成25年度には、立川税務署、中京税務署及び呉税務署が入居する合同庁舎が整備された。

(2) 施設整備関係

庁舎については、耐震改修を実施したほか、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施した。

宿舎については、外壁や屋上防水等の改修を実施し、安全対策を行ったほか、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内にお

ける公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、それを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

イ 争点主義的運営

ロ 審理の透明性の確保

ハ 簡潔・明瞭な裁決書の作成

2 審査請求の状況

平成25年度における審査請求事件の請求件数は2,855件で、前年度（3,598件）に比べて743件（20.7%）減少している（表36参照）。

その税目別の構成割合をみると、申告所得税事件が11.2%、源泉所得税事件が0.8%、法人税事件が12.0%、相続税・贈与税事件が4.5%、消費税等（地方消費税を含む）事件が63.9%、徴収関係事件が5.4%、その他の税目の事件が2.1%となっている。

表36 審査請求の状況

区 分	平成24年度		平成25年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申 告 所 得 税	521	14.5	321	11.2
源 泉 所 得 税	51	1.4	22	0.8
法 人 税	362	10.1	344	12.0
相 続 税 ・ 贈 与 税	149	4.1	128	4.5
消 費 税 等	2,254	62.6	1,825	63.9
徴 収 関 係	214	5.9	155	5.4
そ の 他	47	1.3	60	2.1
合 計	3,598	100.0	2,855	100.0

（注1）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

（注2）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

3 審査請求の処理状況

平成25年度において処理した件数は、3,073件で、前年度（3,618件）に比べて545件（15.1%）減少している（表37参照）。

その処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が6.4%（前年度10.5%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が80.7%（前年度68.6%）である。一方、全部認容及び一部認容（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は7.7%（前年度12.5%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが5.2%（前年度8.4%）となっている。

また、平成25年度末の未済件数は2,570件であり、前年度末の未済件数（2,788件）に比べて218件（7.8%）減少している。

表37 審査請求の処理状況

区 分	平成24年度		平成25年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取 下 げ	304 ^件	8.4 [%]	159 ^件	5.2 [%]
却 下	381	10.5	197	6.4
棄 却	2,482	68.6	2,481	80.7
全部認容及び一部認容	451	12.5	236	7.7
変 更	—	—	—	—
合 計	3,618	100.0	3,073	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほか行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、平成25年度当初の係属件数が2件であったところ、当年度中に新たに4件が提起され、4件が終結（国側勝訴3件、取下げ1件）したため、年度末において2件が係属している。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、平成25年度当初の係属件数が7件であったところ、当年度中に新たに10件が提訴され、9件が終結（国側勝訴8件、取下げ1件）したため、年度末において8件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、平成25年度当初の係属件数が1件であったところ、当年度中に新たに2件が提起され、2件が終結（国側勝訴）したため、年度末において1件が係属している。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

（1）税務職員採用試験（旧国家公務員採用Ⅲ種試験（税務））の採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、採用直後の４月から１年間、全寮制により２か所の地方研修所において行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要となる実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、普通科第73期生180人が修了した。

ロ 初任者基礎研修

初任者基礎研修は、普通科修了後１年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、４月から３か月間４か所の地方研修所において行っている。

初任者基礎研修の研修目的は、税務職員として必要な知識、技能等を習得させるとともに、社会人としての良識及び公務員としての自覚を高めさせることにある。

初任者基礎研修の教育課程は、税法科目を中心とした専門科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、平成23年度に普通科を修了した第71期生338人が修

了した。

ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから７年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、７月から１年間本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、個人課税班47人、資産課税班21人、法人課税班90人、管理運営班17人、徴収班19人、計194人が本科第50期生として修了した。

(2) 国税専門官採用試験の採用者を対象とする研修

イ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、４月から３か月間本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、専門官基礎研修第43期生567人が修了した。

ロ 専攻税法研修

専攻税法研修は、専門官基礎研修修了後1年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から2か月間8か所の地方研修所において行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目により編成している。

平成25年度においては、専攻税法研修第4期生742人が修了した。

ハ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等（部内任用者を含む。）に対して実施する研修であり、8月から7か月間本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、個人課税班279人、資産課税班96人、法人課税班398人、徴収班90人、計863人が専科第40期生として修了した。

(3) 国家公務員採用総合職試験（旧国家公務員採用Ⅰ種試験）の採用者を対象とする

る研修（税務理論研修）

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて一定期間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広く、かつ、高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

平成25年度においては、税務理論研修第32回生8人が修了した。

(4) その他の研修

イ 国際科

国際科（旧国際租税セミナー実務コース）は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）修了後の経験年数2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間本校において行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、国際科第35期生99人が修了した。

ロ 専攻科

専攻科は、部内経験年数が12年以上（国税専門官試験採用者は8年以上）の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、9月から4か月間本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、専攻科第7期生98人が修了した。

ハ 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめて発表させることにより、高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、研究員を東京大学、一橋大学、京都大学大学院及び神戸大学大学院に聴講生として、並びに一橋大学大学院、早稲田大学大学院及び大阪大学大学院に博士前期（修士）課程受講者として派遣した。

平成25年度においては、研究科第49期生20人が修了した。

ニ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が11年以上（国税専門官試験採用者は7年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、8月から5か月間本校において行っている。

評価特別研修の目的は、不動産その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

平成25年度は、評価特別研修第1期生19人が修了した。

ホ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上かつ、酒税行政事務の経験年数が2年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、9月から5か月間本校において行っている。

酒税行政研修の目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得及び②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

平成25年度は、酒税行政研修第1期生13人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視

野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

平成25年度においては、28コースで1,981人が受講した。

(2) 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、主として税務署の職員に対して、経験年数別又は官職別の階層区分により、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として実施している。

平成25年度においては、52コースで2,820人が受講した。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、窓口英語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ及び中国語Ⅰを実施している。

平成25年度においては、2,773人が修了した。

表38 税務大学校の研修人員

(単位：人)

研修の種類	平成24年度	平成25年度
普通科	356	180
初任者基礎研修	510	338
本科	196	194
専門官基礎研修	728	567
専攻税法研修	805	742
専科	1,070	863
税務理論研修	9	8
国際租税セミナー基礎コース	199	-
国際科（旧国際租税セミナー実務コース）	99	99
専攻科	99	98
研究科	22	20
評価特別研修	-	19
酒税行政研修	-	13
本校短期研修	1,894	1,981
地方短期研修	7,831	2,820
通信研修	594	2,773

(注) 研修人員は修了者を示す。

国際租税セミナー基礎コースは、平成24年度に廃止。

国際科は、平成25年度から国際租税セミナー実務コースから名称を変更。

評価特別研修及び酒税行政研修は、平成25年度に新設。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、ODAの一環として、国際協力機構（JICA）等の枠組みの下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、税務大学校が保有する税に関する専門的な教育機能を利用して、平成6年度から、納税者のみならず国民各層を対象とした公開講座を実施している。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、国税審査分科会、税理士分科会、酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会に試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第12条、第47条）
- (3) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (4) 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令に当たり意見を述べること、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等

の場合及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令に当たり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第5項、第19条の2第1項及び第64条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）。

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)、酒類分科会は(3)及び(4)の事務を所掌している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

平成26年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである。

会 長 井堀 利宏

会長代理 岩崎 政明

委 員 青山理恵子 飯村 穰

潮田 道夫 尾原 榮夫

角田 光代 河村小百合

木村 光雄 神津 十月

篠原 成行 須磨佳津江

田嶋 尚子 辻山 栄子

中村 豊明 林 菜つみ

三村優美子 山田 洋

吉村 典久

臨時委員 池田 隼啓

4 国税審議会の開催状況

平成25年7月1日から平成26年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおり。

本会

平成26年4月8日開催（第15回）

税理士分科会

平成25年10月18日開催（第59回）

平成25年12月5日開催（第60回）

平成25年12月26日開催（第61回）

平成26年5月23日開催（第62回）

平成26年5月27日開催（第63回）

平成26年6月23日開催（第64回）

酒類分科会

平成26年4月8日開催（第14回）

5 税理士試験

平成25年度（第63回）税理士試験

平成25年8月6日から8月8日まで実施し、同年12月13日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 55,332人

受験者数 45,337人

合格者数 905人

一部科目合格者数 7,443人

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

平成26年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、各国税局・沖縄国税事務所において、平成26年5月に審議された。

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

〔付 録〕

1 用語の解説

用語の解説

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年（1950年）に、シャープ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人又は法人があらかじめ税務署長の承認を受けて、青色申告を行うことができることとし、このような納税者には、帳簿書類を備え付け、一定水準の記帳を継続的に行うとともにこれを保存することが義務付けられる一方、青色申告者及び青色法人以外の納税者に比し税制上有利な所得金額の計算や取扱いが認められることを骨子とするもので、我が国の申告納税制度において中心的役割を担っている。

【異議申立て】

異議申立ては、処分を行った行政庁（通常は税務署長）に対して行われる。これは、争いの当事者である行政庁自らが処理することによって、簡易迅速な手続により国民の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内にしなければならない。異議申立てがされると、行政庁（通常は税務署長）はその事案の調査、審理を行い、申立てに理由がない場合には、その申立てを棄却する決定をし、また、申立てに理由がある場合には、その申立ての全部又は一部を認容し、それに係る処分を取り消す等の決定をする。

なお、異議申立てに係る事案の調査、審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされ

るよう更正・決定や差押えなどの処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

異議申立てがされた場合でも、その申立ての対象となっている処分の効力は、その申立てを認容し、その処分を取り消す決定がなされるまでは失われない（執行不停止の原則）。

【移転価格税制】

移転価格税制は、企業活動の国際化の進展に伴い、法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引を通じた所得の海外移転に適切に対処し、適正な課税の実現を図ることを目的として設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

- ① 法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引に付された価格が、第三者間の取引においても通常付された価格かどうか十分に検討し、問題があると認められる取引については、移転価格の観点から幅広い事実の把握に努め、的確な調査を実施する。
- ② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。
- ③ 移転価格税制に基づく課税により生じる国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考とし、適切な執行に努める。

【間接税の犯則取締制度】

間接税の犯則者に対する取締制度は、直接税における査察制度よりも古い歴史を持っている。明治16年（1883年）に酒造税及びたば

こ税のほか2税目の間接国税について、犯則があれば税務官吏が特別に取り調べることを定めて以来、他の間接税の犯則者についても同じ扱いをする慣例となり、明治23年（1890年）には間接税全般の犯則者について特別の処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制定された。以後数回の改正を経て、昭和23年（1948年）には、この法律に直接税についての犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯則取締法と改められ今日に至っている。法律制定当時は、間接税の犯則処分件数が多く、これを効果的に処理するため、間接国税には通告処分制度が設けられている。

この通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等及び没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

また、消費税については、輸入取引に係るもの（申告納税方式により関税額が確定する課税貨物に課される消費税を除く。）に限り、通告処分制度を採用している。

【技術協力】

技術協力とは、我が国の税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転を目的として、職員の開発途上国への派遣、開発途上国の税務職員を日本に受け入れて行う研修の実施をいう。

【記帳制度等】

昭和59年（1984年）度の税制改正において、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推

進を図るため、白色申告者に対しても記帳制度等が設けられた。その内容は、事業等を行う個人の白色申告者については、①取引に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する（記録保存制度）、②事業等の所得金額が一定額（300万円）を超える者については、取引に関し簡易な記帳をしなければならない（記帳制度）、③確定申告書を提出する場合には、事業等の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない（収支内訳書添付制度）というものであった。そして、平成23年（2011年）度の税制改正により、平成26年1月からは、記帳制度及び記録保存制度の対象が事業等を行う全ての個人の白色申告者に拡大された。

また、いわゆる白色申告法人については、帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記帳するとともに、当該帳簿並びに当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を保存しなければならないというものである。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、国税に関する争訟については、処分が大量かつ反復してなされること、また、専門的であることなどの特殊性を考慮し、国税通則法において特例規定が定められている。

すなわち、行政不服審査法では審査請求中心主義を採用しているのに対し、国税通則法では原処分庁に再調査の機会を与えるのが適当であるとの趣旨等から、処分に対して不服がある者は、まず異議申立てを行うことを原則としている一方で、「審査請求」は直近上級行政庁に対して行うのではなく、それを専門に処理するために設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うこ

ととされている。

また、行政事件訴訟法では不服申立てを経ずに訴訟を提起することができるとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復してなされるものであることから、異議審理庁・国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることにより、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【源泉徴収制度】

所得税及び法人税については、納税義務者（所得者）自身が、課税期間の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納税する、いわゆる「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子・配当・税理士報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度である。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付することになっ

ている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みとなっている。

これは、主として、徴税の確実性と納税義務者の煩雑な納税手続を省くために設けられているものである。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年（1899年）の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年（1940年）であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・レコード吹き込みの報酬その他各種の人的役務の報酬（例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受ける報酬、さらに、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、バーのホステスの報酬等）など広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用されるもの、賞与に対して適用されるものなどからなっており、それぞれの給与の性格に即して一定の前提の下に複雑な方法でその税額が計算されている。これらの税額表によって徴収された税額の年間合計額は、概算的にはその給与所得について納付しなければならない

い年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている（年末調整）。

この年末調整を行った給与所得については、源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が徴収されるので、給与以外に一定額以上の所得を有する場合など特別な場合を除いては、税務署に確定申告書を提出する必要があることから、給与所得者の負担をかなり軽減するものとなっている。現在、給与所得者の大部分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を行っている。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立て」と「訴訟」がある。

不服申立ては、更正・決定や差押えなどの処分がなされた場合に、その処分に不服がある者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度で、まず、処分を行った行政庁に対して不服を申し立てる。これが「異議申立て」であり、国税に関する行政争訟の第一段階である。

なお、この異議申立てに対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、「審査請求」を行うことができる。これは、一般的には処分庁の直近上級行政庁に対して行うものであるが、国税についての審査請求は、特にそのための第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うこととなっている。

次に、国税不服審判所長の裁決を経た後の

処分になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

【国外財産調書制度】

その年の12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者（非永住者を除く。）は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、税務署長に提出しなければならないとする制度をいう。

【国際会議】

国際会議とは、国際的課税ルール策定への協議や、各国税務当局間での協力・経験共有の促進を図るための場であり、主なものとして、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合（SGATAR）、OECD租税委員会等がある。

【国税総管理（KSK）システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

KSKシステムは、

- ① 入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能となる。
- ② 決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援等各種施策の充実が図られる。
- ③ 納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる。また、随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問合せに対して、よりの確かつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府が進めている

電子政府の実現の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【国税電子申告・納税システム（e-Tax）】

e-Taxは、政府全体として進めている電子政府の実現の一環として、国税庁が構築したシステムであり、平成16年2月に名古屋国税局で運用を開始し、同年6月から全国に運用を拡大した。

e-Taxでは、国税関係法令に基づき書面で行われている申告、納税及び申請・届出等手続について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことが可能であり、納税者等はe-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく申告や納税などの手続を行うことが可能となるなど、利便性の向上等を図ることができる。

また、国税当局においては、申告書データを紙に打ち出すことなく電子的な処理を行うことが可能となるなど、事務の簡素化・効率化を図ることができる。

なお、納税者等への情報提供やパソコン操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

【国税のコンビニ納付】

納税者利便の向上を図るための納付手段の多様化の一つとして、金融機関や税務署の窓口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗において、国税の納付を可能とするコンビニ納付を平成20年1月に導入した。

これにより、納付額が30万円以下で、コンビニ納付用のバーコード付納付書の送付又は交付を受けた納税者であれば、従来の金融機関のほか、4万か所を超えるコンビニ店舗において、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の主張の食い違う点（「争点」という。）を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、事件の公正妥当な結論を得るため、担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を進めることとしている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がないときはこれを棄却し、理由があるときはその請求の全部若しくは一部を認容し、又は変更する裁決を行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴えを提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることができる。ただし、同一の法令について、税務の執行機関と審査請求の裁決機関とが異なった解釈をすることは、税務行政の統一ある運用が阻害されることとなりかねない。そこで

国税不服審判所長は、このような裁決を行うときは、あらかじめその意見を国税庁長官に通知することとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見の通知があった場合において、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときを除いて、国税不服審判所長と共同して当該意見について民間の学識経験者によって構成される国税審議会に諮らなければならないこととされている。

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時における時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通達において各財産の評価に共通する原則や評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一している。

また、各国税局・沖縄国税事務所では、路線価等や立木の標準価額などの財産評価基準を定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【査察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を基としたいわゆる任意

調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、社会的責任を追及するため、正当な税を課すほかに刑罰を科すことが税法に定められている。こうした者に対しては、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める制度（査察制度）がある。

査察制度は、この意味において申告納税制度を基本的に支え、納税秩序を維持するために必要な制度である。

査察制度の具体的な手続は、国税犯則取締法に定められており、その執行には、各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。さらには、酒類の品質についても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するお

そのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免許を受けなければならない。税務署長は、申請内容が酒税法第10条各号に列举する拒否要件のいずれかに該当するときには免許を拒否することができるが、これらの要件は以下の5つに大別できる。

- ① 人的要件：例えば、申請者が免許を取り消されたことがある者であること、申請者に一定の犯罪歴があること、等である。
- ② 場所的要件：例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。
- ③ 経営基礎要件：経営の基礎が薄弱であること、等である。
- ④ 需給調整要件：新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。
- ⑤ 技術・設備要件（製造免許のみ）：製造設備が不十分であること、等である。

【情報交換】

情報交換とは、租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報など、税務当局の職務の遂行に資すると認められる情報を相互に提供することである。

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続的かつ正しい記帳を行い、客観的な係数に基づいて所得を計算するということが

基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年（1947年）に、アメリカ税制の強い影響の下に採用されたもので、それまでは、税務官庁の行政処分によって納付すべき税額が決定される賦課課税制度を採っていた。この新しい制度を日本に定着させるには、特に個人所得税の分野においてかなり困難があったが、申告納税制度が導入されてから半世紀を経た現在ではかなりの定着をしているといえる。その背景には、①申告納税制度の基盤を築くために、昭和25年（1950年）に青色申告制度が創設されたこと、②昭和59年（1984年）には申告納税制度の一層の定着を図るため、白色申告者に対する記録保存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設けられたこと、③これら制度の定着を図るため、税理士会、青色申告会等関係民間団体等の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要とする納税者に対して適切な指導に努めてきたこと、さらに、申告漏れが多額であると認められる者等を対象として徹底した税務調査を行ってきたことなど、制度・執行両面からこの制度の定着に努めてきたことがあるといえる。

【審査請求】

異議申立てに対する税務署長（又は国税局長）の決定を経た後の処分になお不服がある場合には、異議決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内に、国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

なお、異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても異議申立てについての税務署長（又は国税局長）の決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

ただし、次のような場合のうち、①から④については選択により異議申立てを経ないで、

また、⑤については、異議申立てはできず、直接、審査請求をすることができるとされている。この場合の審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内にしなければならない。

- ① 所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるとき。
- ② 法人税法第130条第1項に規定する連結確定申告書等に係る更正に不服があるとき。
- ③ 国税局長がした処分に不服があるとき。
- ④ 処分をした税務署長又は税関長が、その処分について異議申立てをすることができることを教示しなかったとき。
- ⑤ 国税庁、国税局・沖縄国税事務所、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分に不服があるとき。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、税理士法（昭26年法律第237号）に規定されており、税理士業務は、印紙税、登録免許税などを除く租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければ

ならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできないこととなっており、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。

これらの税理士会により、全国で一の税理士の自治的団体として、日本税理士会連合会が設立されている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分の審議を行っている。

なお、昭和26年に税理士法が制定されて以降、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年、平成26年と改正が行われてきている。

【相互協議】

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続である。

我が国が締結している56の租税条約等（適用対象国・地域は67か国・地域/平成26年6月末現在）全てに、相互協議に関する規定が置かれている。

移転価格課税により国際的な二重課税が生じた場合、納税者が二国間の事前確認を求める場合等には、外国税務当局との相互協議を実施して問題の解決を図っている。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。

物納が認められるためには、①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申請者において書類の整備を行っていた期間等について利子税が課される。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、よくある税の質問に対する一般的な回答をインターネット（携帯電話サイトを含む。）を通じて情報提供を行っ

ているシステムである。

このシステムは、年々増加する税務相談需要に対応するため、国税庁が推進している税務行政全般の事務機械化の一環として、昭和62年（1987年）1月に電話音声によるタックスアンサーを導入し、平成4年（1992年）6月からは、ファクシミリ・サービスを開始している。また、平成9年（1997年）1月からは、インターネットで情報の提供を開始し、平成12年（2000年）7月からは、携帯電話からも情報の閲覧が可能となっている。

なお、電話音声・ファクシミリによるサービスの利用件数は著しい減少傾向にあることから、平成21年（2009年）11月末をもって終了している。

【地方税当局との協力】

国と地方団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における収受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力など、現行制度の下において可能な限り協力を図っているところである。

なお、平成9年4月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

また、平成23年1月からは、地方団体に対し、所得税申告書等のデータ提供を開始している。

【徴収手続】

国税債権を確保するための措置として、実面的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

すなわち、国税は全ての公課（雇用保険料等）及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、私法秩序との調整の観点から、国税の優先権が制限される場合（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先等）がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待っているのは国税の徴収ができなくなるおそれがあるようなときには、納期限前においても強制徴収措置を採ることが認められている。他方、納税者の実情などによっては、直ちに滞納処分を行うことが適当でない場合もあり、このような場合には法令に基づく納税の猶予により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納となった国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差し押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差し押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うもの

である。差し押えを行ってもなお国税が完納されない場合は、差し押財産の強制的な売却である「換価」を行い、その換価代金を滞納国税その他一定の債権に「配当」する。

ただし、納税者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、上記の差し押え、換価に代わる手続として、先行の強制換価手続の執行機関に対して交付要求を行うことにより配当を受けることができる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行えばよいが、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れようとしたり、破産するなど特別の事情が生じ、国税の徴収ができなくなるおそれがある場合には、一定の要件の下に特別の保全のための手続（繰上請求、保全差し押え、繰上保全差し押え、保全担保）が認められている。

③ 納税の緩和の措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税の緩和の措置が設けられている。納税者が災害、病気、休廃業などにより納付困難となっている場合や差し押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づく納税の猶予により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない場合や滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が3年間継続すると、国税の納税義務は消滅する。

【電子帳簿保存制度】

平成10年度の税制改正において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の制度が創設され、平成10年7月から施行されている。この制度は、保存義務者が、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地の所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け及び保存に代えることができるものである。その他、保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができるものである。

また、平成17年度の税制改正では、保存義務者が、国税関係書類（決算関係書類並びに一部の契約書及び領収書を除く。）の全部又は一部について、その国税関係書類に記載されている事項をスキャナ（原稿台と一体となったものに限る。）により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができるスキャナ保存制度が創設され、平成17年4月から施行されている。

【内部事務一元化】

内部事務一元化は、これまで税務署内の複数の部署で行っていた内部事務を可能な限り一つの部署（管理運営部門）で一体的に処理することにより事務の効率化を目指すとともに、納税者に対する受付窓口を一本化することにより納税者の利便性向上を目的とする施

策であり、平成21年7月から全国の税務署で実施している。

【振替納税制度】

税金を納付する便利な方法として振替納税制度がある。これは、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関がその納税者の口座から納税者に代わって税金を納付するという仕組みである。納付後の領収証書は、その金融機関から納税者に直接送付されることになっている。

この制度は、納税者にとっては、納税額に見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な制度であり、また、税務署にとっても事務処理の効率化が図られるなどの効果がある。そこで、国税庁では、最も効果が大きいと認められる申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税者を対象として、確定申告の申告相談の際に利用を勧めたり、地方公共団体、金融機関、納税貯蓄組合等関係民間団体の協力を得ることなどにより、この制度の普及を図っている。

2 付 表

第1表

平成25年度租税及び印紙収入決算額調

(単位 金額：百万円、割合：％)

税目	区分	予 算 額		決 算 額	対 予 算 増 減 収 入 額		対 予 算 進 捗 率		区分	税 目
		当 初	補 正		対 当 初	対 補 正 後	対 当 初	対 補 正 後		
源泉所得	税	11,462,000	694,000	12,156,000	1,297,155	603,155	111.3	105.0	源泉所得	税
申告所得	税	2,436,000	193,000	2,629,000	335,658	142,658	113.8	105.4	申告所得	税
法人所得	税	8,714,000	1,351,000	10,065,000	1,779,718	428,718	120.4	104.3	法人所得	税
相続人所得	税	1,495,000	-	1,495,000	79,336	79,336	105.3	105.3	相続人所得	税
地価増減	税	-	-	-	116	116	-	-	地価増減	税
消費税率	税	10,649,000	-	10,649,000	180,301	180,301	101.7	101.7	消費税率	税
酒類税率	税	1,347,000	-	1,347,000	23,852	23,852	101.8	101.8	酒類税率	税
たばこ税率	税	991,000	-	991,000	46,548	46,548	104.7	104.7	たばこ税率	税
揮発油税率	税	2,566,000	-	2,566,000	8,263	8,263	100.3	100.3	揮発油税率	税
石炭税率	税	11,000	-	11,000	△	△	93.3	93.3	石炭税率	税
航空機燃料税率	税	50,000	-	50,000	2,188	2,188	104.4	104.4	航空機燃料税率	税
石油炭税率	税	650,000	△ 86,000	564,000	599,473	35,473	92.2	106.3	石油炭税率	税
電源開発促進税率	税	330,000	-	330,000	△ 1,708	△ 1,708	99.5	99.5	電源開発促進税率	税
自動車重量税率	税	386,000	-	386,000	△ 4,644	△ 4,644	98.8	98.8	自動車重量税率	税
関税	税	897,000	106,000	1,003,000	137,379	31,379	115.3	103.1	関税	税
とその他	税	10,000	-	10,000	△ 28	△ 28	99.7	99.7	とその他	税
収入印紙	収入印紙	805,000	-	805,000	△ 1,948	△ 1,948	99.8	99.8	収入印紙	収入印紙
印紙収入	現金収入	297,000	-	297,000	26,017	26,017	108.8	108.8	印紙収入	現金収入
計	計	1,102,000	-	1,102,000	24,069	24,069	102.2	102.2	計	計
一般会計分	一般会計分	43,096,000	2,258,000	45,354,000	3,856,947	1,598,947	108.9	103.5	一般会計分	一般会計分
地方道路税	税	-	-	-	0	0	-	-	地方道路税	税
地方揮発油税	税	274,500	-	274,500	936	936	100.3	100.3	地方揮発油税	税
石油ガス税(譲与分)	税	11,000	-	11,000	△ 735	△ 735	93.3	93.3	石油ガス税(譲与分)	税
航空機燃料税(譲与分)	税	14,300	-	14,300	611	611	104.3	104.3	航空機燃料税(譲与分)	税
自動車重量税(譲与分)	税	264,900	-	264,900	△ 3,160	△ 3,160	98.8	98.8	自動車重量税(譲与分)	税
特別とん税	税	12,500	-	12,500	△ 35	△ 35	99.7	99.7	特別とん税	税
地方法人特別税	税	1,768,500	250,000	2,018,500	232,489	17,511	113.1	99.1	地方法人特別税	税
たばこ特別税	税	153,300	-	153,300	7,226	7,226	104.7	104.7	たばこ特別税	税
復興特別所得税	税	309,500	10,000	319,500	24,347	14,347	107.9	104.5	復興特別所得税	税
復興特別法人税	税	914,500	179,000	1,093,500	289,813	110,813	131.7	110.1	復興特別法人税	税
総計	計	46,819,000	2,697,000	49,516,000	4,408,438	1,711,438	109.4	103.5	総計	計

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第2表

申告所得税の課税状況

区 分		平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分
人 員		千人	千人	千人	千人	千人
	事業 { 営業 等	1,340	1,294	1,383	1,418	1,448
	業 { 農 業	132	135	158	172	157
	その他	5,704	5,592	4,530	4,498	4,613
	計	7,176	7,021	6,071	6,088	6,218
所得 金額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 { 営業 等	52,648	51,439	54,004	55,937	57,621
	業 { 農 業	4,531	4,907	5,470	6,248	5,587
	その他	296,685	290,611	277,316	284,118	321,630
	計	353,865	346,958	336,790	346,304	384,838
申告 納税 額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 { 営業 等	4,643	4,620	4,874	5,043	5,268
	業 { 農 業	209	254	278	349	302
	その他	17,873	17,558	17,941	18,627	21,524
	計	22,725	22,431	23,093	24,019	27,093

(注) 各年分とも翌年3月31日現在である。

第3表

譲渡所得の課税状況

区 分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分
人 員	千人 453	千人 487	千人 450	千人 489	千人 954
	(249)	(264)	(210)	(229)	(661)
譲渡所得金額	億円 32,839	億円 35,103	億円 39,010	億円 44,869	億円 82,531

(注) 1 各年分とも翌年3月31日現在である。

2 かっこ書は、株式等の譲渡について確定申告をした者の数である。

第4表

青色申告の承認申請状況

区 分		平成22年分		平成23年分		平成24年分		平成25年分		平成26年分	
		千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
営 業 等 所 得 者	新規申請者数	101	107	111	109	119	107	138	116	168	122
	青色申告者数	3,346	101	3,377	101	3,419	101	3,474	102	3,559	102
農 業 所 得 者	新規申請者数	9	95	10	108	10	100	14	140	15	111
	青色申告者数	404	101	406	101	408	101	410	101	415	101
不 動 産 ・ 山林所得者	新規申請者数	55	98	58	104	63	109	71	113	83	117
	青色申告者数	1,709	102	1,739	102	1,776	102	1,816	102	1,865	103
合 計	新規申請者数	166	103	178	107	192	108	223	116	266	120
	青色申告者数	5,458	101	5,522	101	5,603	101	5,701	102	5,839	102

(注) 1 パーセントは、対前年比である。

2 新規申請者数は各年の3月15日現在、青色申告者数は翌年3月15日現在である。

第5表

記帳制度の適用者数（個人）の状況

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
千人 628	千人 595	千人 568	千人 539	千人 492	千人 439	千人 451	千人 435	千人 419	千人 417

(注) 調査時点：各年3月31日現在。

第6表

小企業者に対する記帳指導の状況

区 分	① 継続記 帳指導 対象人員	指 導 機 関 別 の 指 導 人 員													
		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧	
		税務署	② ／ ①	商工会 議所・ 商工会	③ ／ ①	税 務 相談所	④ ／ ①	日本税 務協会	⑤ ／ ①	青 色 申告会	⑥ ／ ①	税理士 会	⑦ ／ ①	その他	⑧ ／ ①
平成18年度	436	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
平成18年度	436	48	11	160	37	26	6	-	-	183	42	0.4	0	19	4
平成19年度	410	38	9	151	37	24	6	-	-	179	44	0.4	0	18	4
平成20年度	449	25	6	171	38	23	5	-	-	202	45	0.5	0	28	4
平成21年度	447	22	5	163	37	22	5	-	-	209	47	0.2	0	29	7
平成22年度	451	23	5	160	36	22	5	-	-	222	49	0.2	0	23	5
平成23年度	474	24	5	164	35	21	4	-	-	233	49	0.1	0	33	7
平成24年度	508	23	5	178	35	23	5	-	-	257	51	0.1	0	27	5
平成25年度	503	24	5	179	36	23	5	-	-	252	50	0.1	0	24	5

(注) 1 各年度とも翌年3月31日現在である。

2 平成22年度には、仙台局の宮古署、大船渡署、気仙沼署及び須賀川署の件数は含まれていない。

第7表

源泉徴収義務者の状況

区 分	平成21事務年度	平成22事務年度	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
	件	件	件	件	件
給 与 所 得	3,681,795	3,620,660	3,584,212	3,561,317	3,542,779
利 子 所 得 等	46,439	43,838	41,337	40,531	40,220
配 当 所 得	126,822	125,724	126,520	128,993	131,453
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	7,527	10,527	10,842	10,877	10,870
報 酬 ・ 料 金 等	2,930,253	2,884,102	2,848,648	2,826,861	2,819,056
非 居 住 者 等 所 得	23,303	23,381	24,486	28,051	30,980

(注) 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数による。

第8表

源泉所得税の課税状況

区 分	平成21事務年度	平成22事務年度	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
	億円	億円	億円	億円	億円
給 与 所 得	85,702	86,389	90,251	90,613	94,812
報 酬 ・ 料 金	11,477	11,498	11,527	11,631	11,710
退 職 所 得	2,446	2,309	2,301	2,400	2,239
利 子 所 得	6,199	5,196	4,553	4,367	4,607
配 当 所 得	14,154	16,701	16,769	21,389	26,225
特定口座内保管 上場株式等の 譲 渡 所 得 等	506	468	390	449	5,160
非居住者等所得	2,489	3,037	2,623	2,687	3,491
計	122,973	125,597	128,414	133,536	148,243
加 算 税	134	123	114	98	100
合 計	123,107	125,720	128,527	133,634	148,343

第9表

法人数の状況

区 分	平成21事務年度	平成22事務年度	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
	件	件	件	件	件
法 人 数	2,998,089	2,977,852	2,976,513	2,985,176	3,007,011
青 色 申 告 法 人 数	2,658,982	2,645,836	2,636,369	2,639,633	2,649,737
	%	%	%	%	%
青色申告法人割合	88.7	88.9	88.6	88.4	88.1

(注) 1 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数である。

2 清算中法人は除く。

第10表

資本階級別普通法人数

区 分	平成20年度分	平成21年度分	平成22年度分	平成23年度分	平成24年度分
	件	件	件	件	件
1 0 0 万 円 以 下	68,443	78,930	89,273	187,314	214,569
1 0 0 万 円 超	1,126,046	1,123,333	1,111,912	1,250,107	1,240,258
5 0 0 万 円 超	328,728	336,869	342,399	774,477	764,250
1 , 0 0 0 万 円 超	1,002,457	985,359	961,512	314,824	311,103
5 , 0 0 0 万 円 超	60,262	61,008	61,005	46,975	47,403
1 億 円 超	30,476	29,552	28,291	18,484	17,404
1 0 億 円 超	6,833	6,659	6,444	5,896	5,619
連 結 法 人	772	833	897	1,090	1,260
計	2,624,017	2,622,543	2,601,733	2,599,167	2,601,866

(注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、申告を行った内国普通法人数を集計している。

2 普通法人とは、株式会社等の会社、企業組合などである。

3 連結法人については、1グループを1社として資本金階級区分を「連結法人」として分類した。

4 平成22年度分以前における各資本金階級については「以上、未満」で区分しているため、各階級の法人数について、平成23年度分以降との連続性はない。

第11表

法人税の申告状況

区	分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分
		件	件	件	件	件
申告件数	1	2,786,167	2,762,210	2,763,258	2,761,003	2,770,939
		%	%	%	%	%
申告割合	2	89.2	89.2	89.6	89.7	89.9
所得申告割合	3	25.5	25.2	25.9	27.4	29.1
		億円	億円	億円	億円	億円
申告所得金額	4	338,310	361,836	372,883	451,874	532,780
申告欠損金額	5	273,632	208,969	217,343	168,226	127,744
申告税額	6	87,296	93,856	95,352	100,105	109,403

(注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月末までに申告があったものを集計している。

2 「所得申告割合」＝ $\frac{\text{所得申告件数}}{\text{申告件数}}$

第12表

法人税実地調査の状況

区	分	平成21事務年度	平成22事務年度	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
		件	件	件	件	件
実地調査件数	1	139,027	124,688	128,558	93,273	90,688
同上のうち更正・決定等件数	2	100,065	90,060	91,679	67,839	65,659
同上のうち不正申告があった件数	3	29,227	25,702	25,179	17,107	16,825
		億円	億円	億円	億円	億円
更正決定等による増加所得金額	4	20,493	12,557	11,749	9,992	7,515
同上のうち不正所得金額	5	4,047	3,475	3,052	2,758	2,184
		%	%	%	%	%
不正発見割合($\frac{3}{1}$)	6	21.0	20.6	19.6	18.3	18.6
		万円	万円	万円	万円	万円
不正申告1件当たり不正所得金額	7	1,385	1,352	1,212	1,613	1,298

第13表

相続財産の種類別価額表

区 分	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
土地	5,849,677	5,493,786	5,533,213	5,378,109	5,369,862
家屋	638,535	605,939	659,149	671,573	623,186
事業用財産	52,716	47,689	50,710	48,783	54,593
有価証券	1,568,061	1,330,734	1,388,949	1,520,924	1,435,076
現金・預貯金等	2,536,321	2,468,212	2,667,020	2,853,120	2,998,825
家庭用財産	17,060	15,448	16,323	16,181	15,815
その他の財産	1,139,315	1,097,478	1,140,112	1,215,659	1,227,413
合 計	11,801,685	11,059,285	11,455,476	11,704,349	11,724,770
相続時精算課税適用財産価額	91,986	110,794	110,361	143,557	138,580

(注) 1 平成21年分、平成23年分及び平成24年分はその年中の相続税でその年の翌年10月までに申告（修正申告を除く。）があったものを示す。

2 平成20年分はその年中の相続税で平成21年10月31日までに申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者の同日までに提出された申告を含む。）（修正申告を除く。）があったものを示す。

3 平成22年分はその年中の相続税で平成23年10月31日までに申告（修正申告を除く。）があったもの及び震災特例法により申告期限が延長され平成24年1月11日までに申告があったものを示す。

第14表

相続税の課税状況

区 分	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分
	人	人	人	人	人
相続人の数	139,797	134,547	143,324	146,366	148,024
	億円	億円	億円	億円	億円
課税価格	107,254	101,072	104,580	107,397	107,827
納付税額	12,505	11,618	11,754	12,520	12,514
	人	人	人	人	人
被相続人の数	48,016	46,438	49,891	51,559	52,572

(注) 1 平成21年分、平成23年分及び平成24年分はその年中の相続税でその年の翌年10月までに申告（修正申告を除く。）があったものを示す。

2 平成20年分はその年中の相続税で平成21年10月31日までに申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者の同日までに提出された申告を含む。）（修正申告を除く。）があったものを示す。

3 平成22年分はその年中の相続税で平成23年10月31日までに申告（修正申告を除く。）があったもの及び震災特例法により申告期限が延長され平成24年1月11日までに申告があったものを示す。

第15表

平成26年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最 高 路 線 価		最高路線価の 対前年変動率	
			平成26年分	平成25年分	平成26年分	平成25年分
			千円	千円	%	%
札幌	札 幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	2,660	2,560	3.9	3.2
仙 台	青 森	新町1丁目 新町通り	160	165	▲ 3.0	▲ 5.7
	盛 岡	大通2丁目 大通り	235	240	▲ 2.1	▲ 5.9
	仙 台	青葉区中央1丁目 青葉通り	1,680	1,660	1.2	▲ 1.2
	秋 田	中通2丁目 秋田駅前通り	135	140	▲ 3.6	▲ 6.7
	山 形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	170	170	0.0	▲ 5.6
	福 島	栄町 福島駅前通り	150	150	0.0	▲ 6.3
関 東 信 越	水 戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	260	275	▲ 5.5	▲ 8.3
	宇都宮	馬場通り2丁目 大通り	290	300	▲ 3.3	▲ 6.3
	前 橋	本町2丁目 本町通り	130	135	▲ 3.7	▲ 3.6
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	2,410	2,250	7.1	1.4
	新 潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	460	460	0.0	▲ 6.1
	長 野	大字南長野 長野駅前通り	285	300	▲ 5.0	▲ 6.3
東 京	千 葉	中央区富士見2丁目 千葉駅側通り	1,110	1,130	▲ 1.8	▲ 4.2
	東 京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	23,600	21,520	9.7	0.0
	横 浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	6,660	6,180	7.8	5.1
	甲 府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	245	250	▲ 2.0	▲ 3.8
金 沢	富 山	桜町1丁目 駅前広場通り	420	420	0.0	0.0
	金 沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	540	510	5.9	6.3
	福 井	中央1丁目 駅前電車通り	265	270	▲ 1.9	▲ 3.6
名 古 屋	岐 阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	410	400	2.5	▲ 2.4
	静 岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,110	1,100	0.9	▲ 0.9
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	6,600	6,000	10.0	2.4
	津	羽所町 津停車場線通り	195	195	0.0	▲ 2.5
大 阪	大 津	春日町 JR大津駅前通り	235	225	4.4	0.0
	京 都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	2,640	2,520	4.8	0.0
	大 阪	北区角田町 御堂筋	7,560	7,120	6.2	4.7
	神 戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	2,400	2,360	1.7	▲ 1.3
	奈 良	東向中町 大宮通り	520	510	2.0	0.0
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	▲ 5.3
広 島	鳥 取	栄町 若桜街道通り	120	130	▲ 7.7	▲ 7.1
	松 江	朝日町 駅通り	135	140	▲ 3.6	▲ 9.7
	岡 山	北区本町 市役所筋	940	900	4.4	▲ 2.2
	広 島	中区胡町 相生通り	1,860	1,770	5.1	0.0
	山 口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	150	155	▲ 3.2	▲ 8.8
高 松	徳 島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	310	320	▲ 3.1	▲ 5.9
	高 松	丸亀町 高松丸亀町商店街	310	(310) 310	0.0	▲ 8.8
	松 山	湊町5丁目 伊予鉄松山市駅前通り	590	600	▲ 1.7	▲ 4.8
	高 知	本町1丁目 電車通り	210	215	▲ 2.3	▲ 4.4
福 岡	福 岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	4,750	4,640	2.4	0.0
	佐 賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	160	165	▲ 3.0	▲ 5.7
	長 崎	浜町 浜市アーケード	730	750	▲ 2.7	▲ 3.8
熊 本	熊 本	中央区手取本町 下通り	1,150	1,170	▲ 1.7	▲ 2.5
	大 分	府内町1丁目 中央通り	370	380	▲ 2.6	▲ 7.3
	宮 崎	橘通西3丁目 橘通り	240	255	▲ 5.9	▲ 5.6
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	810	810	0.0	0.0
沖 縄	那 覇	久茂地3丁目 国際通り	580	550	5.5	5.8

(注) 1 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基として算定した価格の80%により評価しています。

2 高松市は最高路線価の所在地を変更しました。

なお、上段のかっこ書きは、変更前の所在地における平成25年分の路線価です。

第16表

土地の評価に係る標準地数

会計年度 (年分)	平成21年度 (22年分)	平成22年度 (23年分)	平成23年度 (24年分)	平成24年度 (25年分)	平成25年度 (26年分)
基幹標準地	千地点 73	千地点 73	千地点 73	千地点 72	千地点 69
地価公示地等	49	47	47	47	43
鑑定標準地	24	26	26	26	26
その他標準地	362	353	348	344	329
標準地数計	435	425	421	417	398

(注) 基幹標準地のうち、地価公示地等は、国土交通省の地価公示地と都道府県の地価調査の基準地であり、鑑定標準地は、国税局長が不動産鑑定士に鑑定評価を依頼する地点である。また、その他標準地は、基幹標準地の価格等を基として評価する標準地である。

第17表

贈与税の課税状況

	平成23年分			平成24年分			平成25年分		
	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額
相続時精算課税	千人 49	千人 3	億円 191	千人 46	千人 3	億円 162	千人 52	千人 3	億円 205
暦年課税	379	271	1,228	391	289	1,149	439	327	1,513
計	427	274	1,419	437	292	1,311	491	330	1,718

(注) 各年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

第18表

酒税の課税状況

区 分	課 税 数 量			課 税 額		
	25年度 (A)	24年度 (B)	対前年度比 (A／B)	25年度 (C)	24年度 (D)	対前年度比 (C／D)
	kℓ	kℓ	%	百万円	百万円	%
清 酒	587,461	583,006	100.8	67,543	67,072	100.7
合 成 清 酒	37,792	39,125	96.6	3,760	3,891	96.7
連続式蒸留しょうちゅう	439,393	439,209	100.0	104,163	103,888	100.3
単式蒸留しょうちゅう	511,976	506,161	101.1	122,707	121,213	101.2
み り ん	105,659	104,069	101.5	2,111	2,081	101.4
ビ ー ル	2,841,702	2,803,592	101.4	623,910	615,584	101.4
果 実 酒	364,260	344,226	105.8	28,893	27,337	105.7
甘 味 果 実 酒	8,854	7,907	112.0	1,071	979	109.4
ウ イ ス キ ー	109,575	100,747	108.8	39,210	37,371	104.9
ブ ラ ン デ ー	6,366	6,326	100.6	2,454	2,443	100.5
原 料 用 ア ル コ ー ル	148	147	100.7	74	79	92.6
発 泡 酒	761,486	785,896	96.9	102,399	105,450	97.1
そ の 他 の 醸 造 酒	620,889	669,968	92.7	50,139	54,073	92.7
ス ピ リ ッ ツ	374,641	333,267	112.4	34,720	31,311	110.9
リ キ ュ ー ル	2,267,690	2,138,087	106.1	187,607	176,999	106.0
粉 末 酒 } 雑 酒 }	1,668	1,714	97.3	74	76	96.9
合 計	9,039,565	8,863,450	102.0	1,370,836	1,349,846	101.6

(注) 1 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の課税数量及び課税額である。

2 税関分を含む。

第19表

酒類の生産状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千ℓ	千ℓ	千ℓ	千ℓ	千ℓ
清 酒	469	447	440	439	444
合 成 清 酒	45	43	41	39	37
連続式蒸留しょうちゅう	434	418	410	399	399
単式蒸留しょうちゅう	534	494	471	498	513
み り ん	106	102	97	90	92
ビ ー ル	3,036	2,954	2,895	2,803	2,862
果 実 酒	72	74	80	87	93
甘 味 果 実 酒	4	4	4	4	5
ウ イ ス キ ー	68	80	80	84	89
ブ ラ ン デ ー	5	5	5	5	5
発 泡 酒	1,103	948	773	626	527
そ の 他 の 醸 造 酒	748	718	697	659	607
原 料 用 ア ル コ ー ル	270	274	303	326	359
ス ピ リ ッ ツ					
リ キ ュ ー ル	1,562	1,714	1,838	1,891	1,996
粉 末 酒	2	2	2	1	1
雑 酒					
合 計	8,456	8,278	8,137	7,949	8,030

(注) 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の製成数量である。

第20表

酒類の製造及び販売業の免許場数

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
製 造 免 許 場 数	清 酒	外 145 1,761	外 150 1,736	外 154 1,709	外 151 1,684	外 154 1,652
	合 成 清 酒	外 71 3	外 73 2	外 71 2	外 73 2	外 71 2
	連 続 式 蒸 留 しょうちゅう	外 82 32	外 79 34	外 77 35	外 79 36	外 75 38
	単 式 蒸 留 しょうちゅう	外 506 379	外 507 375	外 499 374	外 500 366	外 497 363
	み り ん	外 78 30	外 78 30	外 81 30	外 82 32	外 79 32
	ビ ー ル	外 90 195	外 89 187	外 90 181	外 93 168	外 92 167
	果 実 酒	外 182 247	外 179 257	外 179 262	外 178 267	外 176 277
	甘 味 果 実 酒	外 354 12	外 344 10	外 332 10	外 325 13	外 318 11
	ウ イ ス キ ー	外 68 8	外 67 8	外 66 8	外 65 9	外 64 9
	ブ ラ ン デ ー	外 120 4	外 120 5	外 120 1	外 122 1	外 119 1
	原料用アルコール	外 96 11	外 95 11	外 95 10	外 96 7	外 96 8
	発 泡 酒	外 1,969 35	外 1,877 40	外 1,715 46	外 1,596 51	外 1,512 60
	その他の醸造酒	外 1,866 207	外 1,776 224	外 1,635 237	外 1,529 240	外 1,456 246
	ス ピ リ ッ ツ	外 2,463 26	外 2,348 28	外 2,165 26	外 2,046 29	外 1,959 30
	リ キ ュ ー ル	外 2,079 136	外 2,017 153	外 1,905 170	外 1,833 171	外 1,779 187
	粉 末 酒	外 11 2	外 11 2	外 10 2	外 11 2	外 11 2
	雑 酒	外 2,192 2	外 2,077 4	外 1,888 4	外 1,769 3	外 1,683 4
	合 計	外 12,372 3,090	外 11,887 3,106	外 11,082 3,107	外 10,548 3,081	外 10,141 3,089
販 売 業 免 許 場 数		外 457	外 480	外 490	外 515	外 570
(期限付免許場数を 含む。)		内 195,038 196,570	内 192,176 193,751	内 191,032 192,466	内 190,799 192,202	内 191,198 192,596

(注) 1 各年度末（翌年3月31日）現在の酒類の製造及び販売業の免許場数である。

2 「製造免許場数」欄の外書には、兼業しているもののうち従たるものを掲げた。

3 「販売業免許場数（期限付免許場数を含む。）」欄の内書には小売ができるものを、外書には販売の媒介業免許場数を掲げた。

第21表

揮発油税及び地方揮発油税の課税状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比
				(A)	(B)	(B)／(A)
	千ℓ	千ℓ	千ℓ	千ℓ	千ℓ	%
移出（引取）数量	内 318 56,555	内 572 56,647	内 567 55,765	内 743 55,095	内 629 54,269	98.5
課税標準数量	内 314 55,960	内 564 56,556	内 559 54,705	内 733 54,016	内 621 53,148	98.4
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税 額	内 16,904 3,006,077	内 30,368 3,038,025	内 30,105 2,938,485	内 39,454 2,901,434	内 33,407 2,854,699	98.4
控除税額	238	239	1,870	219	333	151.9
手持品課税	—	—	—	—	—	—
差 引 計	内 16,904 3,005,838	内 30,368 3,037,785	内 30,105 2,936,615	内 39,454 2,901,215	内 33,407 2,854,370	98.4
過少申告加算税	3	3	0	12	0	1.4
無申告加算税	18	15	59	4	10	221.1
合 計	内 16,904 3,005,859	内 30,368 3,037,802	内 30,105 2,936,674	内 39,454 2,901,232	内 33,407 2,854,380	98.4

(注) 各欄の内書は、税関分を示す。

第22表

現金納付による印紙税の課税状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度	対前年度比 (B)／(A)
					(B)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税 印 押 な つ	49	24	23	22	14	66.3
納 付 計 器	34,923	35,190	34,781	36,157	38,217	105.7
書 式 表 示	88,424	84,916	80,436	78,007	76,810	98.5
一 括 納 付	76,708	76,296	76,317	75,455	74,063	98.2
計	200,104	196,426	191,557	189,642	189,105	99.7
充 当 税 額	746	936	906	803	786	97.9
過 少 申 告 加 算 税	7	10	7	3	8	297.7
無 申 告 加 算 税	3	4	3	4	4	111.6
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
過 怠 税	6,587	5,361	4,503	3,811	3,945	105.6
	人	人	人	人	人	
納付計器設置者数	10,764	10,979	11,005	10,896	10,918	100.2
	台	台	台	台	台	
納付計器設置台数	15,089	15,331	15,405	15,051	15,052	100.0

第23表

たばこ税の課税状況

(単位：数量＝百万本、金額＝百万円)

区 分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)	
喫煙用の製造タバコ	紙巻たばこ (本 則)	課税数量	内 82,471 231,693	内 77,452 221,833	内 89,575 192,631	内 79,990 188,932	内 80,427 189,544	% 100.3	
		税 額	内 360,605 1,012,996	内 385,291 1,032,401	内 548,514 1,179,425	内 489,791 1,156,734	内 492,436 1,159,963	100.3	
	紙巻たばこ (暫 定)	課税数量	3,575	4,755	6,692	8,004	8,670	108.3	
		税 額	7,417	11,835	19,448	23,261	25,196	108.3	
	パイプ たばこ	課税数量	内 48 48	内 67 67	内 92 92	内 104 104	内 112 112	108.0	
		税 額	内 211 211	内 353 353	内 567 567	内 644 644	内 692 692	107.5	
	葉巻たばこ	課税数量	内 112 112	内 99 99	内 116 116	内 91 91	内 114 114	125.9	
		税 額	内 505 505	内 518 518	内 734 734	内 581 581	内 724 724	124.7	
	刻みたばこ	課税数量	内 0 1	内 0 2	内 1 3	内 2 3	内 2 4	126.2	
		税 額	内 1 5	内 2 11	内 6 18	内 10 20	内 13 25	126.1	
	かみ用の 製造たばこ		課税数量	内 0 0	内 1 2	内 1 1	内 0 0	内 1 1	168.3
			税 額	内 2 2	内 9 11	内 5 6	内 4 4	内 5 5	130.6
かぎ用の 製造たばこ		課税数量	内 0 0	内 0 8	内 0 4	内 1 2	内 1 2	95.5	
		税 額	内 1 1	内 1 41	内 3 25	内 5 15	内 6 15	98.9	
税 額 計			内 361,326 1,021,138	内 386,176 1,045,170	内 549,830 1,200,223	内 491,034 1,181,258	内 493,877 1,186,620	100.5	
手持品課税額			—	29,436	—	—	—	—	
合 計 税 額			1,021,138	1,074,606	1,200,223	1,181,258	1,186,620	100.5	
控 除 税 額			3,675	5,525	4,933	3,178	2,910	91.6	
差 引 税 額			1,017,463	1,069,082	1,195,289	1,178,080	1,183,709	100.5	
加 算 税 額		過少申告	—	—	—	—	0	皆増	
		無 申 告	—	—	—	—	0	皆増	
		計	—	—	—	—	0	皆増	
総計			1,017,463	1,069,082	1,195,289	1,178,080	1,183,709	100.5	

- (注) 1 各欄の内書は税関分を示す。
2 紙巻たばこ(本則)には携行品課税に係る数量税を含む。
3 平成10年12月1日から、たばこ特別税が課されている。

第24表

石油ガス税の課税状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
移出（引取）重量	千 t 1,409	千 t 1,370	千 t 1,295	千 t 1,231	千 t 1,177	% 95.7
税 額	百万円 24,685	百万円 23,988	百万円 22,586	百万円 21,541	百万円 20,610	95.7
控 除 税 額	32	31	36	36	44	122.3
差 引 計	24,652	23,956	22,549	21,507	20,567	95.6
過 少 申 告 加 算 税	0	0	0	1	1	106.8
無 申 告 加 算 税	1	1	1	1	1	90.0
合 計	24,653	23,958	22,550	21,509	20,569	95.6

第25表

航空機燃料税の課税状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
積 込 数 量	千kℓ 4,761	千kℓ 4,571	千kℓ 4,445	千kℓ 4,700	千kℓ 4,938	% 105.1
税 額	百万円 108,972	百万円 104,349	百万円 72,610	百万円 74,149	百万円 77,660	104.7
控 除 税 額	14,969	15,080	11,328	10,868	10,930	100.6
差 引 計	94,002	89,269	61,282	63,281	66,818	105.5
過 少 申 告 加 算 税	0	0	1	1	4	264.8
無 申 告 加 算 税	1	0	8	0	21	29515.7
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
合 計	94,003	89,269	61,292	63,282	66,843	105.6

（注）平成9年7月から沖縄航空路線に係る軽減税率が適用され、平成11年4月から特定離島路線に係る軽減税率が適用されている。

第26表

自動車重量税の課税状況

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度 (A)		平成25年度 (B)		対前年度比 (B)／(A)	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
検査自動車 乗用車 3年もの 2年もの 1年もの 小計 バス・トラック 小型二輪 計 届出軽自動車	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%	%
	2,804,156	77,914	2,583,311	47,005	2,643,578	42,049	2,770,918	36,301	2,909,892	29,612	105.0	81.6
	15,493,585	588,396	15,983,576	478,926	15,545,933	473,027	15,639,753	412,439	15,217,923	392,512	97.3	95.2
	373,885	3,965	373,076	3,637	375,752	3,884	382,752	3,411	390,735	3,439	102.1	100.8
	18,671,626	670,276	18,939,963	529,569	18,565,263	518,960	18,793,423	452,151	18,518,550	425,563	98.5	94.1
	6,463,734	207,047	6,554,044	181,217	6,429,395	177,538	6,298,225	163,739	6,323,612	172,018	100.4	105.1
	490,873	2,603	558,949	2,626	519,965	2,455	576,147	2,515	558,323	2,448	96.9	97.3
計	25,626,233	879,926	26,052,956	713,412	25,514,623	698,954	25,667,795	618,404	25,400,485	600,029	99.0	97.0
届出軽自動車	12,146,784	105,115	12,579,090	92,125	12,928,002	92,484	13,252,309	82,988	13,867,100	81,967	104.6	98.8
合計	37,773,017	985,041	38,632,046	805,537	38,442,625	791,438	38,920,104	701,392	39,267,585	681,996	101.0	97.2

第27表

電源開発促進税の課税状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
供給販売電気の電力量	千kw時 870,811,819	千kw時 928,918,943	千kw時 884,302,305	千kw時 877,296,639	千kw時 864,335,762	% 98.5
自家使用販売電気の電力量	2,769,537	2,913,170	2,707,737	2,663,545	1,875,707	99.0
合計	873,581,356	931,832,113	887,010,041	879,960,184	873,467,258	99.3
税額	百万円 327,593	百万円 349,437	百万円 332,629	百万円 329,985	百万円 327,550	99.3
過少申告加算税	—	1	—	—	—	—
無申告加算税	—	—	—	—	—	—
重加算税	—	—	—	—	—	—
合計	327,593	349,438	332,629	329,985	327,550	99.3

第28表

石油石炭税の課税状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税 額	内 541,279 547,670	内 556,809 563,246	内 573,819 580,282	内 616,958 624,151	内 665,341 672,797	107.8
控 除 税 額	内 0 1,168	内 0 1,550	内 0 1,518	内 0 2,032	内 0 2,216	109.1
差 引 額	内 541,279 546,502	内 556,809 561,696	内 573,819 578,764	内 616,958 622,119	内 665,341 670,580	107.8
過少申告加算税	3	2	—	0	—	皆減
無申告加算税	—	0	—	—	0	皆増
合 計	内 541,279 546,505	内 556,809 561,698	内 573,819 578,764	内 616,958 622,120	内 665,341 670,580	107.8

(注) 各欄の内書は、税関分を示す。

第29表

査察事件の処理事績

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
項 目						
着 手 件 数		件 213	件 196	件 195	件 190	件 185
処 理 件 数 (A)		210	216	189	191	185
告 発 件 数 (B)		149	156	117	129	118
告 発 率 (B / A)		% 71.0	% 72.2	% 61.9	% 67.5	% 63.8
脱 税 額	総 額	百万円 29,026	百万円 24,819	百万円 19,221	百万円 20,479	百万円 14,458
	同 上 1 件 当 たり	138	115	102	107	78
	告 発 分	25,475	21,315	15,686	17,466	11,731
	同 上 1 件 当 たり	171	137	134	135	99

- (注) 1 処理件数とは、査察事件としての処理を了したものをいう。
 2 脱税額には、加算税額を含む。

第 30 表

間接国税犯則事件の処理事績

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
繰 越 件 数		件 1	件 2	件 2	件 1	件 1
検 挙 件 数		48	47	75	61	73
要 処 理 件 数		49	49	77	62	74
処 理 済 件 数		47	47	76	61	72
処 理 済 件 数 の 内 訳	通 告 処 分	(95.7) 45	(95.7) 45	(100.0) 76	(96.7) 59	(95.8) 69
	直 告 発	—	—	—	—	(1.4) 1
	そ の 他	(4.3) 2	(4.3) 2	—	(3.3) 2	(2.8) 2
ほ 脱 税 額		千円 23,173	千円 13,081	千円 12,724	千円 77,631	千円 99,688

- (注) 1 「処理済件数の内訳」欄のかっこ内の数字は、それぞれの構成比（パーセント）を示す。
 2 ほ脱犯には、酒税法第54条犯を含む。

第31表

物納（物納の撤回）の処理状況

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
（物納の状況）	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (1)	1,404	130,370	938	69,344	650	53,429	417	29,890	279	13,676
（前年度処理未済を含む。）										
処 理 取 下 げ 等	203	13,911	149	9,755	125	8,959	100	5,773	67	2,028
許 可								外 66		
計 (2)	711	77,292	503	37,127	317	23,239	205	18,283	132	5,421
処 理 未 済	914	91,202	652	46,882	442	32,199	305	24,123	199	7,449
処 理 割 合 (2)	490	39,168	286	22,463	208	21,231	112	5,768	80	6,227
(1)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	65.1	70.0	69.5	67.6	68.0	60.3	73.1	80.7	71.3	54.5
（物納撤回の状況）	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（前年度承認未済を含む。）										
処 理 取 下 げ 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承 認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処 理 未 済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処 理 割 合 (4)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

（注）「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消し等により控除した件数及び金額である。

第32表

延納の処理状況

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (1)	3,993	130,162	3,359	106,433	2,755	83,897	2,446	68,901	2,082	56,651
（前年度処理未済を含む。）										
処 理 取 下 げ 等	559	20,053	524	16,782	401	12,468	405	12,396	390	9,499
許 可	2,538	76,594	2,176	66,906	1,623	47,075	1,503	44,329	1,236	33,637
計 (2)	3,097	96,647	2,700	83,688	2,024	59,543	1,908	56,726	1,626	43,136
処 理 未 済	896	33,515	659	22,745	731	25,354	539	12,180	456	13,516
処 理 割 合 (2)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
(1)	77.6	74.3	80.4	78.6	73.5	71.0	78.0	82.3	78.1	76.1

第33表

平成25年度徴収決定等の状況

区 分	本年度分		繰越分		総計	
		前年度決算額 との増減差額		前年度決算額 との増減差額		前年度決算額 との増減差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
徴収決定済額 (A)	50,201,614	3,279,943	1,813,970	△ 125,125	52,015,584	3,154,819
収 納 済 額 (B)	49,555,775	3,301,170	624,277	△ 39,078	50,180,052	3,262,092
不 納 欠 損 額 (C)	1,598	385	135,685	22,377	137,284	22,763
収納未済翌年度繰越額 (D)	644,241	△ 21,611	1,054,008	△ 108,424	1,698,249	△ 130,036
(D)のうち滞納処分停止額 (E)	564	△ 2,457	164,641	△ 17,786	165,204	△ 20,243
$\frac{(B)}{(A)}$	%		%		%	
	98.7	—	34.4	—	96.5	—
$\frac{(B)+(C)}{(A)}$	%		%		%	
	98.7	—	41.9	—	96.7	—
$\frac{(E)}{(D)}$	%		%		%	
	0.1	—	15.6	—	9.7	—

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第34表

平成25年度還付金等の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	百万円
源 泉 所 得 税	543,193
源泉所得税及復興特別所得税	1,260,763
申 告 所 得 税	98,206
申告所得税及復興特別所得税	45,165
法 人 税	975,178
消 費 税 及 地 方 消 費 税	3,139,174
そ の 他	149,368
計	6,211,046

- (注) 1 国税収納金整理資金支払命令済額報告書最終月分により作成した。
2 還付金等とは、還付金及び過誤納金並びにこれらに係る還付加算金をいう。
3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない。

第35表

平成25年度税目別徴収決定等の状況

区 分	徴収決定済額 (A)	収納済額 (B)	不納欠損額 (C)	収納未済翌年度へ繰越		{(B)+(C)} / (A) %
				金 額	内滞納処分の 停止 額	
源泉所得税	百万円 338,837	百万円 106,505	百万円 26,810	百万円 205,521	百万円 22,459	39.3
源泉所得税及復興特別所得税	14,751,481	14,733,718	26	17,736	16	99.9
申告所得税	502,583	168,237	21,658	312,688	60,525	37.8
申告所得税及復興特別所得税	2,840,903	2,803,526	1	37,376	11	98.7
法人税	11,675,044	11,468,895	27,334	178,814	19,322	98.5
復興特別法人税	1,213,937	1,211,285	67	2,585	17	99.8
相続税	1,821,753	1,629,323	20,198	172,232	17,760	90.5
地価税	1,270	116	296	857	53	32.5
消費税	14,579	927	1,761	11,892	1,811	18.4
消費税及地方消費税	13,031,266	12,480,911	39,068	511,287	43,129	96.1
酒税	1,290,532	1,290,132	8	392	8	100.0
たばこ税	26	19	1	6	0	75.4
たばこ税及たばこ特別税	707,274	707,274	—	0	—	100.0
石油炭税	5,479	5,295	—	184	—	96.6
旧税	865	6	35	824	64	4.7
電源開発促進税	328,292	328,292	—	0	—	100.0
揮発油税及地方道路路税	35	0	—	35	8	0.2
揮発油税及地方揮発油税	3,067,320	2,822,153	—	245,168	—	92.0
石油ガス税	20,765	20,536	5	225	9	98.9
自動車重量税	8,028	8,028	0	0	0	100.0
航空機燃料税	67,355	67,336	—	19	—	100.0
印紙収入	327,962	327,537	17	408	13	99.9
合 計	52,015,584	50,180,052	137,284	1,698,249	165,204	96.7

(注) 1 この表は、平成25年度国税収納金整理資金徴収済額報告書3月分、最終月分及び平成25年度国税収納金整理資金収納未済額繰越計算書により作成したものである。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第36表

振替納税利用状況

1 申告所得税及び復興特別所得税

(単位：千人、%)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 期	納税人員(A)	1,233	1,116	1,056	1,110	1,157
	振替納税利用者(B)	1,018	929	877	916	949
	利用状況((B)/(A))	82.6	83.3	83.0	82.5	82.1
2 期	納税人員(A)	1,239	1,119	1,089	1,120	1,169
	振替納税利用者(B)	1,026	935	909	927	963
	利用状況((B)/(A))	82.8	83.5	83.4	82.8	82.3
確 定	納税人員(A)	6,777	6,251	5,750	5,770	5,890
	振替納税利用者(B)	4,024	3,671	3,504	3,489	3,491
	利用状況((B)/(A))	59.4	58.7	60.9	60.5	59.3

(注) 平成22年度確定分については、青森・岩手・宮城・福島・茨城の5県を除いたものである。

2 消費税及び地方消費税（個人事業者）

(単位：千人、%)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
確 定	納税人員(A)	1,265	1,116	1,102	1,073	1,059
	振替納税利用者(B)	972	854	853	829	816
	利用状況((B)/(A))	77.0	76.5	77.4	77.2	77.1

(注) 平成22年度確定分については、青森・岩手・宮城・福島・茨城の5県を除いたものである。

第37表

滞納の発生及び整理状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要 整 理	期 首 滞 納	千件 4,135	千件 4,112	千件 4,034	千件 4,021	千件 3,857
		億円 15,538	億円 14,955	億円 14,201	億円 13,617	億円 12,702
	年間新規発生滞納	千件 1,661	千件 1,532	千件 1,509	千件 1,440	千件 1,331
		億円 7,478	億円 6,836	億円 6,073	億円 5,935	億円 5,477
整 理 済	整 理 済 滞 納	千件 1,694	千件 1,610	千件 1,521	千件 1,604	千件 1,594
		億円 8,061	億円 7,591	億円 6,657	億円 6,850	億円 6,765
	整 理 割 合 $\frac{(C)}{(A)+(B)}$	% 35.0	% 34.8	% 32.8	% 35.0	% 37.2
整 理 中 の も の		千件 4,112	千件 4,034	千件 4,021	千件 3,857	千件 3,594
		億円 14,955	億円 14,201	億円 13,617	億円 12,702	億円 11,414

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

第38表

1 億円以上の滞納整理中のものの業種別状況

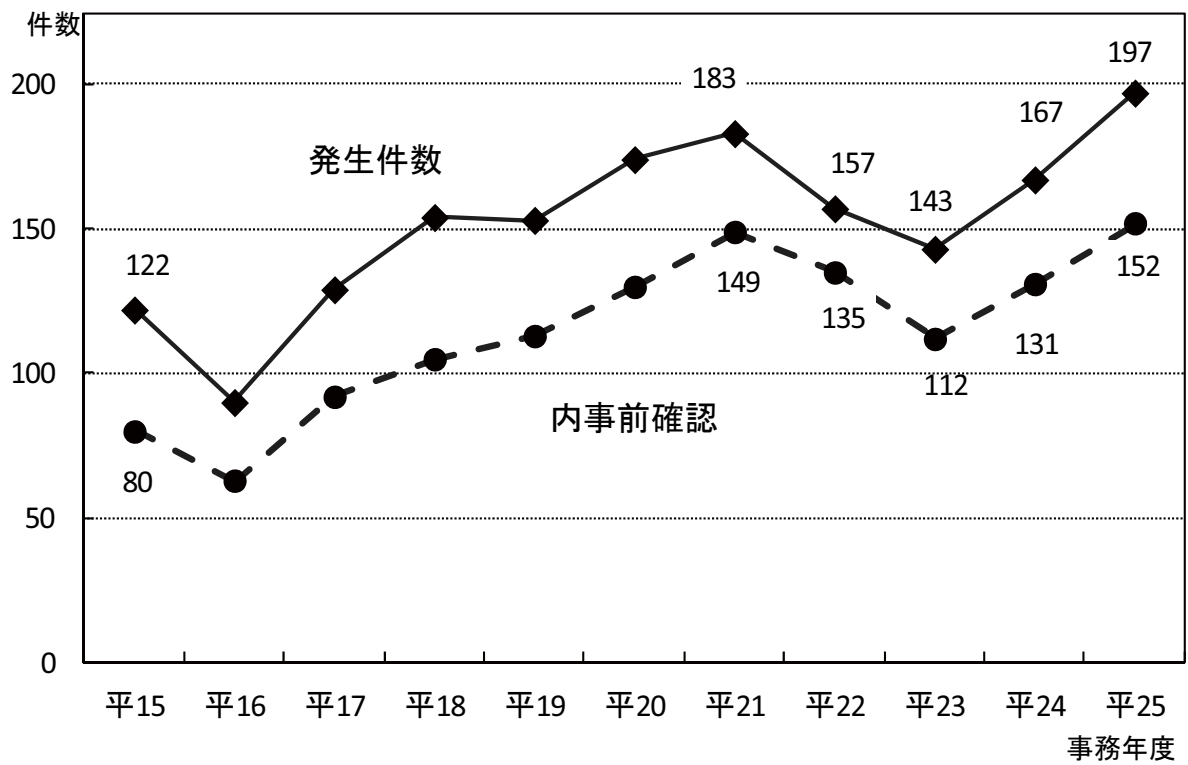
(単位：人、億円、%)

業種	平成 25 年 3 月末		平成 26 年 3 月末		前 年 同 期 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
製 造 業	(3.8) 38	(2.7) 76	(3.3) 30	(2.3) 60	78.9	78.9
販 売 業	(6.3) 64	(6.5) 184	(6.5) 58	(6.9) 181	90.6	98.4
不 動 産 ・ 建 設 業	(27.1) 273	(24.2) 689	(26.1) 234	(22.9) 602	85.7	87.4
料 理 飲 食 業	(6.7) 68	(4.0) 114	(6.5) 58	(3.8) 99	85.3	86.8
金 融 業	(2.3) 23	(4.3) 124	(2.5) 22	(4.6) 122	95.7	98.4
そ の 他 の 事 業	(32.1) 324	(29.1) 830	(31.2) 280	(26.7) 701	86.4	84.5
そ の 他	(21.7) 219	(29.2) 834	(23.9) 215	(32.8) 865	98.2	103.7
合 計	(100.0) 1,009	(100.0) 2,851	(100.0) 897	(100.0) 2,630	88.9	92.2

- (注) 1 () 書は、構成比 (%) を示す。
2 「その他の事業」とは、病院 (医師)、サービス業、レジャー産業等をいう。
3 「その他」とは、給与所得者、無職等をいう。
4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第39表

相互協議事案発生件数の推移



第40表

納税者支援調整官の派遣先税務署等の状況

局（所）	派遣先 税務署数	派遣先税務署名
札幌	—	—
仙台	6	青森、盛岡、仙台北、秋田南、山形、福島
関東信越	7	水戸、宇都宮、前橋、浦和、大宮、新潟、長野
東京	10	千葉東、松戸、麹町、芝、新宿、東京上野、渋谷、立川、横浜中、藤沢
金沢	2	富山、福井
名古屋	7	岐阜北、静岡、浜松西、熱田、豊橋、小牧、津
大阪	8	大津、下京、堺、豊能、枚方、東大阪、姫路、西宮
広島	4	松江、岡山東、福山、下関
高松	3	徳島、松山、高知
福岡	2	小倉、長崎
熊本	3	大分、宮崎、鹿児島
沖縄	—	—
合 計		12局（所）52署

第41表 電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	件	件	件	件	件
所得税	2,694,941	2,621,188	2,738,464	2,649,898	2,563,856
法人税	277,860	261,170	263,093	258,249	272,437
資産税	802,600	881,581	842,485	873,951	950,679
消費税	140,948	129,310	121,954	133,770	277,388
その他の間接税	184,870	174,437	179,987	163,513	187,335
徴収	322,383	278,742	264,489	252,300	249,971
その他	712,535	692,795	891,261	673,863	688,281
計	5,136,137	5,039,223	5,301,733	5,005,544	5,189,947
タックスアンサーの利用件数	35,994,508	40,760,269	48,034,758	53,338,045	65,274,661

第42表

叙勲及び褒章の状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	件	件	件	件	件
春 の 叙 勲	44	46	56	57	54
秋 の 叙 勲	44	45	57	48	50
藍 綬 褒 章	8	8	10	9	3
黄 綬 褒 章	4	6	6	5	7

第43表

納税表彰の実施状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
財務大臣表彰	団 体	—	—	—	—	—
	個 人	50	49	50	50	50
	計	50	49	50	50	50
国税庁長官表彰	団 体	—	—	—	—	—
	個 人	79	81	85	85	84
	計	79	81	85	85	84
国税局長表彰	団 体	—	—	—	—	—
	個 人	341	342	343	341	339
	計	341	342	343	341	339
税務署長表彰	団 体	—	1	—	—	—
	個 人	1,957	1,905	1,857	1,840	1,809
	計	1,957	1,906	1,857	1,840	1,809

第44表

国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	者	者	者	者	者
国 税 庁 長 官 感 謝 状	29	36	25	31	23
国 税 局 長 感 謝 状	71	71	107	110	118

第45表

異議申立ての処理状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		件	件	件	件	件
要 処 理 件 数	前年度未決繰越し	1,231	1,029	1,386	678	816
	新規申立て	4,795	5,103	3,803	3,424	2,358
	計 (A)	6,026	6,132	5,189	4,102	3,174
処 理 済 件 数	取下げ	799	627	568	559	328
	却下	806	628	413	396	272
	棄却	2,709	2,955	3,082	1,989	1,654
	全部認容	66	77	44	65	74
	一部認容	525	399	331	260	179
	審査請求とみなした件数	92	60	73	17	27
	変更その他	0	0	0	0	0
計 (B)		4,997	4,746	4,511	3,286	2,534
本年度未決件数(A)－(B)		1,029	1,386	678	816	640

(注) 取下げには、みなす取下げが含まれる。

第46表

審査請求の処理状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		件	件	件	件	件
要 処 理 件 数	前年度未決繰越し	2,166	2,827	2,194	2,808	2,788
	新規請求	3,162	3,024	3,508	3,583	2,828
	審査請求とみなした件数	92	60	73	15	27
計 (A)		5,420	5,911	5,775	6,406	5,643
処 理 済 件 数	取下げ	285	309	284	304	159
	却下	304	640	285	381	197
	棄却	1,620	2,289	1,994	2,482	2,481
	全部認容	143	153	119	150	73
	一部認容	241	326	285	301	163
	変更	—	—	—	—	—
計 (B)		2,593	3,717	2,967	3,618	3,073
本年度未決件数(A)－(B)		2,827	2,194	2,808	2,788	2,570

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

第47表

訴訟事件の終結状況

1 国側被告事件

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	件	件	件	件	件
前年度からの係属件数	354	373	369	380	337
本年度提起件数	339	350	391	340	290
計 (A)	693	723	760	720	627
本年度終結件数	取 下 げ	32	38	23	17
	却 下	14	11	29	21
	国 側 勝 訴	252	267	287	304
	国 側 敗 訴	16	27	51	24
	そ の 他	6	11	4	7
計 (B)	320	354	380	383	328
本年度末係属件数(A)－(B)	373	369	380	337	299

(注) 国側敗訴には、国側一部敗訴を含む。

2 国側原告事件

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	件	件	件	件	件
前年度からの係属件数	63	105	80	69	45
本年度提起件数	226	200	170	155	146
計 (A)	289	305	250	224	191
本年度終結件数	取 下 げ	19	16	15	8
	却 下	—	—	—	—
	国 側 勝 訴	56	50	38	35
	国 側 一 部 勝 訴	1	—	—	1
	国 側 敗 訴	1	—	—	3
	そ の 他	107	159	130	128
計 (B)	184	225	181	179	154
本年度末係属件数(A)－(B)	105	80	69	45	37

第48表

国税庁職員定員表

(平成 26. 3. 31 現在)

区 分		定 員
内 部 部 局	長 官 官 房	人
	課 税 部	499
	徴 収 部	183
	調 査 査 察 部	46
	計	59
		787
施 設 等 機 関 特 別 の 機 関	税 務 大 学 校	328
	国 税 不 服 審 判 所	472
	計	800
地 方 支 分 部 局	国 税 局 及 び 税 務 署	54, 269
合 計		55, 856

(注) 国税局には、沖縄国税事務所を含む。

第49表

提案受理件数及び国税庁入賞件数

区 分	国税局等受理件数	国税庁進達件数	国税庁入賞件数		
			優秀	佳作	計
	件	件	件	件	件
平成21年度	2, 759	98	3	9	12
平成22年度	2, 963	76	2	10	12
平成23年度	3, 521	91	1	12	13
平成24年度	3, 888	104	1	18	19
平成25年度	4, 488	127	1	16	17

(注) 各年度は前年の12月 1 日からその年の11月30日までである。

第50表

平成25年度予算の事項別内訳

【一般会計】

項	事 項	平成24年度	平成25年度	対前年度増△減額
		百万円	百万円	百万円
国 税 庁 共 通 費	国税庁一般行政に必要な経費	583,455	550,559	△ 32,895
	審議会に必要な経費	242	267	25
国 税 庁 施 設 費	国税庁施設整備に必要な経費	2,585	2,628	42
税 務 業 務 費	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	102,202	100,511	△ 1,691
	税務大学校に必要な経費	2,506	2,298	△ 208
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費	7,508	7,410	△ 98
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	338	407	70
国 税 不 服 審 判 所	国税不服審判所の運用に必要な経費	4,910	4,329	△ 581
	審査請求の調査及び審理に必要な経費	146	143	△ 3
独立行政法人酒類総合研究所運営費	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	992	965	△ 27
防災対策推進東日本大震災復興特別会計へ繰入	国税庁施設費の財源の東日本大震災復興特別会計へ繰入れに必要な経費	-	322	皆 増
国 税 庁 計		704,884	669,839	△ 35,045

【特別会計】

項	事 項	平成24年度	平成25年度	対前年度増△減額
		百万円	百万円	百万円
国 税 庁 共 通 費	国税庁一般行政に必要な経費	63	-	皆 減
国 税 庁 施 設 費	国税庁施設整備に必要な経費	560	322	△ 238
税 務 業 務 費	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	3,752	-	皆 減
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	7	-	皆 減
独立行政法人酒類総合研究所運営費	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	57	-	皆 減
国 税 庁 計		4,441	322	△ 4,118

(注) 1 各年度とも当初予算額である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第51表

徴税費及びその使途別構成のすう勢

区 分	人 件 費	旅 費	物 件 費	施 設 費	そ の 他	計	租 税 国 税 収 税 庁 及 び 印 紙 入 扱 い	税 収 徴 税 百 円 当 り 税 当 た 費
実 額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	円
平成21年度	557,126	9,143	119,980	5,023	907	692,179	35,828,437	1.93
平成22年度	540,341	8,658	117,266	2,753	750	669,768	38,340,741	1.75
平成23年度	568,320	7,718	114,395	3,021	740	694,194	39,012,386	1.78
平成24年度	529,094	7,652	112,741	2,295	606	652,389	40,737,803	1.60
平成25年度 ┌ 当初予算額	540,667	9,020	115,256	2,950	946	668,839	40,379,670	1.66
└ 補正後予算額	527,921	8,391	114,510	2,925	946	654,693	42,786,533	1.53
年度 決 算 額	521,815	6,906	111,507	3,301	847	644,376	43,969,006	1.47
構 成 比 率	%	%	%	%	%	%		
平成21年度	80.5	1.3	17.4	0.7	0.1	100.0	—	—
平成22年度	80.7	1.3	17.5	0.4	0.1	100.0	—	—
平成23年度	81.9	1.1	16.5	0.4	0.1	100.0	—	—
平成24年度	81.1	1.2	17.3	0.3	0.1	100.0	—	—
平成25年度 ┌ 当初予算額	80.9	1.4	17.2	0.4	0.1	100.0	—	—
└ 補正後予算額	80.6	1.3	17.5	0.5	0.1	100.0	—	—
年度 決 算 額	81.0	1.1	17.3	0.5	0.1	100.0	—	—
指 数								
平成21年度	97.8	94.5	104.1	205.5	15.9	98.5	72.7	—
平成22年度	94.9	89.5	101.7	112.6	13.2	95.3	77.8	—
平成23年度	99.8	79.8	99.2	123.6	13.0	98.8	79.1	—
平成24年度	92.9	79.1	97.8	93.9	10.7	92.9	82.6	—
平成25年度 ┌ 当初予算額	94.9	93.3	100.0	120.7	16.6	95.2	81.9	—
└ 補正後予算額	92.7	86.8	99.3	119.7	16.6	93.2	86.8	—
年度 決 算 額	91.6	71.4	96.7	135.1	14.9	91.7	89.2	—

(注) 1 使途別区分は、次による。

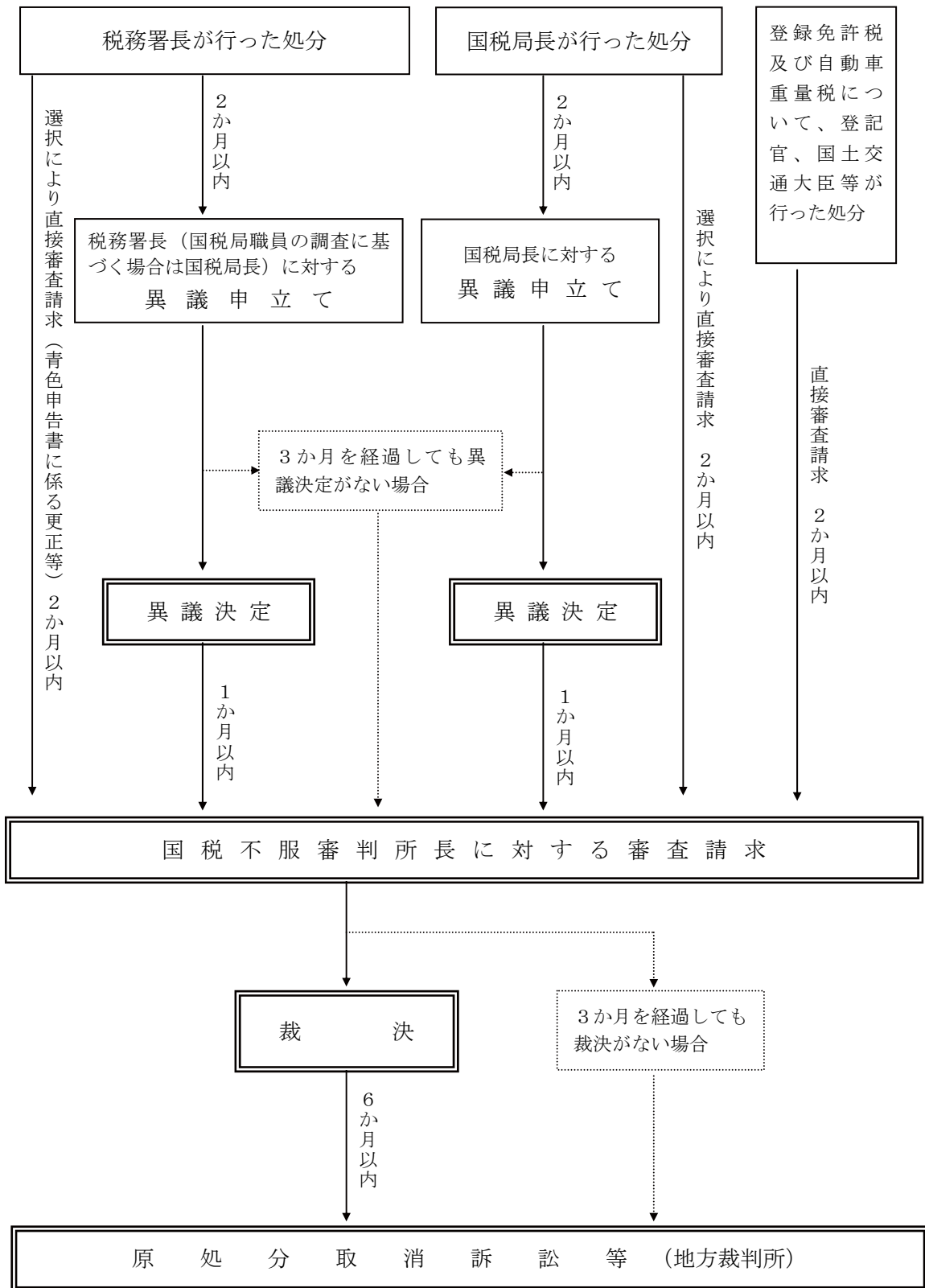
- (1) 人 件 費 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、委員手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、休職者給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、こども手当、国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金
- (2) 旅 費 職員旅費、政府開発援助職員旅費、税務調査旅費、不服審査旅費、滞納処分旅費、研修旅費、赴任旅費、外国税務調査旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費
- (3) 物 件 費 庁費、政府開発援助庁費、情報処理業務庁費、校費、税務特別庁費、証紙製造費、通信専用料、電子計算機等借料、土地建物借料、招へい外国人滞在費、各所修繕、捜査費、自動車重量税、成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費
- (4) 施 設 費 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、不動産購入費
- (5) そ の 他 諸謝金、政府開発援助諸謝金、報償費、褒賞品費、国有資産所在市町村交付金、交際費、賠償償還及払戻金、保証金、国有特許発明補償費、換地清算金

2 平成24年度以前「税収百円当たり徴税費」は、各年度とも決算額である。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第52表

国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要



3 参 考 資 料

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各

層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

(別表省略)

国 税 庁 の 使 命

使命 納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

・上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

・上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

・高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

税務運営方針（昭和51年4月1日）

第 一 総 論

1 税務運営の基本的考え方

租税は、国民が生活を営んでいく上で必要な公共的経費に充てるため、各自が負担するものである。

税務行政の使命は、税法を適正に執行し、租税収入を円滑に確保することにあるが、申告納税制度の下における税務行政運営の課題は、納税者のすべてがこのような租税の意義を認識し、適正な申告と納税を行うことにより、自主的に納税義務を遂行するようにすることである。税務運営においては、この課題の達成を究極の目標として、その基盤を着実に築き上げていくことを、その基本としなければならない。

このような理念に立って、税務運営の基本的考え方を示すと、次のとおりである。

(1) 納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うような態勢にすること

……近づきやすい税務署にすること……

納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うようになるには、納税者が租税の意義を理解し、その義務を自覚するとともに、税法を理解し、正しい計算のために記帳方法などの知識を持つことが必要である。このため、広報、説明会、税務相談などを通じて、納税についての理解を深め、税法等の知識を普及するとともに、記帳慣習を育成することに努める。特に課税標準の調査に当っては、事実関係を的確には握し、納税者の誤りを是正しなければならないことはもちろんであるが、単にそれにとどまらず、それを契機に、納税者が税務知識を深め、更に進んで納税意識をも高めるように努めなければならない。

このように、申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要であるが、そのためには、税務当

局が納税者を援助し、指導することが必要であり、我々は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。

また、納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところにしなければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない。

(2) 適正な課税の実現に努力すること

国民の納税道義を高め、適正な自主申告と納税を期待するには、同じような立場にある納税者はすべて同じように適正に納税義務を果たすということの保証が必要である。このため、申告が適正でない納税者については、的確な調査を行って確実にその誤りを是正することに努め、特に悪質な脱税に対しては、厳正な措置をとるものとする。

なお、このようにして適正な課税を実現することが、また、法の期待する負担の公平を図り、円滑に租税収入を確保するゆえんのものであることを忘れてはならない。

(3) 綱紀を正し、明るく、能率的な職場をつくること

国民の納税道義を高め、税務に対する納税者の信頼と協力を勝ち得るため、税務における職務の執行は、最も公正でなければならないし、職場における執務態勢は、規律正しく、明るくかつ能率的でなければならない。職員は、各自が国家財政を担っているということを自覚し、職場に誇りを持ち、厳正な態度で自らを律しなければならない。

ない。そのことがまた、納税者にとって近づきやすい税務官庁にするゆえんでもある。

また、すべての職員が自発的かつ積極的に、それぞれの能力を十分に発揮しながら、打ち解けて明るい気持で勤務できる職場をつくるよう、管理者はもちろん、職員の一人一人が努力しなければならない。

2 事務運営に当たっての共通の重要事項

(1) 調査と指導の一体化

イ 申告納税制度の下における税務調査の目的は、すべての納税者が自主的に適正な申告と納税を行うようにするための担保としての役割を果たすことにある。すなわち、適正でないと認められる申告については、充実した調査を行ってその誤りを確実に是正し、誠実な納税者との課税の公平を図らなければならない。

更に、調査は、その調査によってその後は調査をしないで自主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的効果を持つものでなければならない。このためには、事実関係を正しくは握し、申告の誤りを是正することに努めるのはもちろんであるが、それにとどまることなく、調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたり適正な申告と納税を続けるように指導していくことに努めなければならない。調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるであろう。

ロ 他方、現状においては、記帳に習熟していないことなどから、自らの力では正しい申告を行うことが困難な納税者が多く、また、問題点を指摘し、又は助言することによって適正な申告が期待できる納税者も少なくない。このような納税者

について、何らの指導もしないでその申告を待つことは、自主的に適正な申告ができる納税者を育成していくためにも、また、調査事務を重点的、効率的に運営していく見地からも適当でない。従って、このような納税者については、必要に応じて、記帳、決算、課税標準の計算などについて、個別的又は集团的に指導を行う。

この場合においても、その納税者の実態を的確には握していないと、効果的な指導をすることは難しい。また、同業者など類似の納税者の経営諸指標との対比で説明しなければ説得力を欠く場合が多い。従って、このような指導を行うに当たっても、その納税者の実態をは握し、あるいは、業種別の経営の実態を知るために、必要な調査を的確に行っておくことが肝要である。

(2) 広報活動の積極化

イ 広報は、申告納税制度の基盤を築き上げていく上で、調査及び指導と並んで重要な意義を持つものである。

広報のねらいは、このような目的との関連で、①納税道義の高揚を図ること ②税法、簿記会計等税務に関する知識の普及と向上を図ること ③申告期限、納期限等について、納税者の注意を喚起すること ④納税者と税務当局との相互の理解を深め、両者の関係の改善を図ること、に大別される。

広報活動の展開に当たっては、そのねらいを明確にし、ねらいに即して対象、テーマ、時機及び媒体などを適切に選ぶことが肝要である。

(イ) 納税道義の高揚をねらいとする広報は、国民一般を対象とし、租税が国の財政にとってどのような意義を持っているか、租税が国民生活にどのように還元されているか、国民の各階層がどのように税を負担しているか、また、これらが諸外国でどうなっているか、などをテーマとし、現代民主主義国家

における租税の意義、福祉国家における租税の重要性などに対する国民一般の理解を深めることによって、国民の納税義務に対する自覚を高めることに資する。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれの分野で行うものとするが、特に庁は、各種の資料を局署に提供するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の広域的な広報媒体を通じて、全国的な広報活動を行う。

なお、小学校の児童や中学校・高校の生徒に対して、租税に関する正しい知識を広めることは、納税道義の高揚に寄与するところが大きいため、各種の学校に対し租税教育用教材を提供することに努めるほか、教師の租税及び財政に関する研究の便を図ることに配慮する。

- (ロ) 税務に関する知識の普及と向上をねらいとする広報は、納税者の所得などの規模、税務についての知識の程度などに応じて、税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な知識を平易な表現で提供し、自主的に正しい申告と納税を行える納税者を多くすることに努める。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれ担当するものとし、庁局は、主として、テレビ、ラジオ等を利用する広域的な広報を担当するほか、局署に対し、パンフレットなどの資料を提供する。署は、主として、各種の講習会や説明会を開催し、地域的な広報を行う。

なお、税務大学校における租税の理論的研究の成果を積極的に発表し、税制の理念、租税の理論についての国民の理解を深めることに努める。

- (ハ) 申告期限、納期限等については、庁局署がそれぞれ効果的な時機と効率的な媒体を選び、その周知の徹底を図る。
- (ニ) 納税者と税務当局との関係の改善を図る広報としては、納税者にとって近づき

やすく、また、納税者に信頼される税務署というイメージをつくることが特に必要である。このため、納税者に税務行政の現状等を紹介して、税務に対する理解を得ることに努めるとともに、特に税務に携わる職員のすべてが自ら広報担当者であるという心掛けを持って、納税者に接するようにしなければならない。

- ロ 税務の広報は、実施に当って様々な制約が多く、ともすれば消極的な姿勢に陥る傾向がある。従って、庁局署の幹部は、広報のテーマ、発表内容、時機などについて、自ら責任を持って適切な判断を下し、積極的かつ効果的な広報を行うことに努める。

- ハ 広報活動を行うに当っては、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体の協力を得るように努める。

(3) 税務相談活動の充実

納税者が自ら積極的に納税義務を遂行するためには、納税者が気軽に相談できるような税務相談体制を整備することによって、納税者を援助することが大切である。このため、テレホンサービスの拡充、地区派遣相談官制度の増設等国税局税務相談室の機能を一層充実し、併せて税の相談日による面接相談の活用を図るとともに、税理士会等関係民間団体が行う税務相談との緊密な連携に配慮する。

- イ 税務相談に当っては、正確で適切な回答をするとともに、納税者の有利となる点を進んで説明し、納税者に信頼感と親近感を持たれるように努める。また、苦情事案については、納税者が苦情を申立てざるを得ないこととなった事情を考え、迅速、適切に処理する。

- ロ 税務相談室においては、それぞれの実情に応じて最も効果的な方法で相談事務の一層の充実を図るとともに、苦情事案については、特に優先的に処理するように配慮する。

ハ 税務署における税務相談については、「税の相談日」のあり方に更に一段と工夫を凝らし、納税者の利用の便に配慮する。

また、苦情事案については、幹部職員がこれに当り、積極的に解決に努める。

(4) 納税者に対する応接

イ 税務という仕事の性質上、納税者は、税務官庁をともしれば敷居の高いところと考えがちであるから、税務に従事する者としては、納税者のこのような心理をよく理解して、納税者に接することが必要である。

このため、税務署の案内や面接の施設の改善に努め、納税者が気楽に税務相談に来ることができるよう配慮するとともに、窓口事務については、納税者を迎えるという気持ちになって、一層の改善に努める。また、国税局の税務相談室及び税の相談日がより一層利用されるようにする。

なお、納税者に来署を求めたり、資料の提出を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑を掛けないように注意する。

ロ 納税者の主張には十分耳を傾けるとともに、法令や通達の内容等は分かりやすく説明し、また、納税者の利益となる事項を進んで知らせる心構えが大切である。

ハ 税務行政に対する苦情あるいは批判については、職員のすべてが常に注意を払い、改めるべきものは速やかに改めるとともに、説明や回答を必要とする場合には、直ちに適切な説明や回答を行うよう配慮する。

(5) 不服申立事案の適正かつ迅速な処理

イ 不服申立ての処理に当っては、原処分にとらわれることなく、謙虚に納税者の主張に耳を傾け、公正な立場で適切な調査を行い、事実関係の正しいは握、法令の正しい解釈適用に努めるとともに、事案の早期処理を図り、納税者の正当な権

利、利益の保護に欠けることのないように配慮する。

特に、国税不服審判所においては、それが税務行政部内における第三者的機関として設けられている制度的趣旨に顧み、その運用に当っては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かしながら、充実した合議を行い、権利救済の十全を期する。

ロ 不服申立事案の適正、円滑な処理を通じて反省を行い、税務行政の改善に努める。

また、広報活動を活発に行って、納税者のための権利救済制度の周知に努める。

(6) 部内相互の連絡の緊密化

経済取引の多様化、広域化等につれ、税務部内における横の連絡を緊密にすることがますます必要となっている。横の連絡が十分でないと、仕事にそごを来し、事務処理の遅延、課税漏れ、徴収漏れ等を来す原因となり、また、納税者に迷惑を掛け、税務の信用を失うことにもなる。

従って、事務計画の作成に当っては、関係部門と十分な連携をとるとともに、個々の事務処理に当って、各自が常に関係部門との連絡に配慮することが必要である。また、幹部会、賦課徴収連絡会議等の会議を効果的に運営し、関係部門間の緊密な連絡に努める。特に、資料及び情報の収集活用、関連調査などについて、関係部門間の積極的な連携を図る。

(7) 地方公共団体及び関係民間団体との協調

イ 地方公共団体とは、相互に資料・情報の交換を行うなど連絡を密にし、適正な課税の実現に協力するとともに、それぞれの事務が一層効率的に運営されるように努める。

ロ 税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体との協調を図るとともに、これらの団体相互の協力態勢にも十分に配慮して、

納税者特に小企業者の記帳指導等を積極的に推進する。

ハ 税務の公正円滑な運営を期するためには、税務当局と納税者との間において税理士が果たす役割は極めて重要である。関係部課は相互に連絡を密にし、税理士業務が適正に運営され、その機能が健全に発揮されるように努めなければならない。

(8) 電子計算組織の利用と事務合理化の推進

事務量の増大と取引態様の複雑化等事務内容の高度化に対応して、事務運営の効率化を図るため、電子計算組織の利用と事務の簡素合理化を進める。

イ 手作業を機械によって代替し省力効果を生み出すための申告所得税及び法人税の内部事務並びにこれら両税の債権管理事務の電子計算処理等既に実施中の各種システムについては、更に改善合理化に努め、着実に拡大していくこととする。

ロ 最近における電子計算組織利用技術の発展にかんがみ、①調査、滞納処分等の外部事務を支援するシステム ②各段階の管理者ごとに適時適切な情報を提供し、その意思決定を改善するためのシステム ③税務行政の長期的な計画の立案を可能ならしめるシステム等電子計算組織を高度に利用するシステムの開発を進めるよう努力する。

ハ 庁局の通達を平易で明解なものにするとともに、必要最小限度のものにとどめるほか、既存の通達の整理統合を図る。

ニ 事務の簡素、合理化を一層強力に推進するため、引続き事務提要、帳簿様式等に検討を加え、その改善を図るほか、庁局に対する報告、上申事項等の整理統合に努める。また、事務の管理方式、実施の手順等についても、更に検討を加える。

3 組織管理と職場のあり方

(1) 庁局署の関係

イ 庁局署は、それぞれの立場に応じてその役割を遂行し、相互に信頼し、一体と

なって税務の運営に当らなければならない。

(イ) 税務行政は、社会経済の発展、変化に適応していかなければならない。税務行政を取巻く諸条件の現状及び将来の的確な見通しの上に立って、予想される税務行政上の諸問題に対処していくため、定員及び機構、職員の採用及び養成、人事、事務の機械化、施設などについて長期の計画を立案し、着実な遂行に努めることは、庁の重要な任務である。

局は、管内の社会経済の見通しと庁のこの長期計画の下で、その局において予想される諸問題に対処するため、必要な事項について長期の対策を立て、実施していかなければならない。

なお、庁局は、税務行政のより一層円滑な運営に資するため、税務行政上の制度、慣行についてその改善に努めることとする。

(ロ) 庁は、税務運営の基本方向を示すとともに、事務運営の重要事項を指示し、局は、これに基づき、その事務の現状及び社会経済の実態に即して、署に対し事務運営の具体的施策を指示する。

庁局が事務運営について局署に指示する場合には、その基本的な考え方を明確に、かつ、分かりやすく指示し、実施の方法などについては大綱だけを示し、局署が創意と自主性を持って、それぞれの実情に即し最も効率的に事務を遂行できるようにしなければならない。

(ハ) 法令の解釈及び適用を統一することは、税務にとって基本的なことであり、庁あるいは局の重要な任務である。また、税務の行政水準について地域間あるいは事務間の均衡を図ることも、税務にとって重要な課題である。庁及び局は、事務視閲及び調査事績検討会などを通じて、局署及び各事務の行政水準をは握することに努めなければならない。なお、税務の行政水準をより適切には握する方

法についても、検討を進めることが必要である。

地域間及び事務間で税務の行政水準の均衡を図るために重要なことは、定員の配置及び人事などを適切にすることである。庁局は、定員、機構及び人事が、局署及び各事務の実態並びに社会経済の発展、変化に即して常に適切なものとなるようにしなければならない。

- ロ 庁局が局署を指導するに当っては、計数に表れた実績だけでその事務運営を評価することをしないで、例えば、①事務運営が全体として税務運営の基本方向にのっているかどうか ②事務計画が局署の実態からみて適切であるかどうか ③事務運営に当って管理者の処置が適切かどうか ④定員の配置及び人事、予算措置などが適切かどうか ⑤職員各自が積極的意欲を持って仕事に取り組んでいるかなど、庁局署が一体となって事務改善の方策を見出すという観点から指導することに努める。

なお、事務運営における総合性を確保し、責任体制を明確にするため、庁局の局署に対する重要な指示は、局長又は署長を通ずることを原則とする。

- ハ 庁局は、会議その他の機会において局署の実情や法令通達などについて局署の意見や進言が自由に表明されるよう配慮するとともに、適切な意見は積極的に採り入れ、その実現を図る。

また、会議等の開催に当っては、マンネリ化した会議等はないか常に見直しを図り、真に必要と認められる会議等に限って開催するように努め、可能な限り会議等の整理縮少を図る。

(2) 適正な事務管理と職員の心構え

- イ 管理者は、職員のすべてがそれぞれの適性を生かしてその能力を十分発揮できるようにするとともに、すべての職員が互いに打ち解け、互いに助け合い、明るいふんい気で仕事ができるような職場をつ

くることに努めなければならない。

このため、事務運営の方針、計画を決定するのはもとより管理者の職務と責任であるが、管理者は、努めて職員と対話の場を持ち、職員の建設的な意見を事務運営面に採り入れるように努め、職員が参加意識を持って職務に当ることができるよう心掛けなければならない。また、そのような接触を通じて職員の実情をよく理解することに努め、親身になって部下の指導に当ることが大切である。

なお、管理者は、常に研さんを積み、識見を広め、管理能力を高め、部下職員の範となるよう努めなければならない。

- ロ 各職員は、税務運営の基本的な考え方をよく認識し、各自の一つ一つの事務処理が税務運営全体に持つ意義を自覚して、積極的にそれぞれの創意工夫を凝らして職務の遂行に当るようにしなければならない。

また、税務は高度な専門的知識と経験とを必要とする仕事である。従って、このような事務に従事する職員は、税法の知識及び税務に関する技術的能力の向上に努め、おう盛な責任感を持って、事務処理に当らなければならない。特に、専門官は、このような専門的知識と経験を兼ね備えた職員として、税務の中核的存在であることを認識し、その責任を十分自覚して、その職務の遂行に当らなければならない。

なお、納税者の税務に対する信頼と協力を得るためには、日々納税者に接する職員が、ただ単に税務の専門家であるだけでなく、人間的にも信頼されることが要請される。従って、職員は、常に常識を豊かにし、品性を高めるよう心掛けなければならない。

- ハ 特に、署にあっては次の点に留意する必要がある。

(イ) 署長は、管内の納税者の状況、その署の職員の実態等を的確には握するとともに、専門官制度を柱とする署の機

構が全体として有機的かつ効率的にその所期の機能を発揮するように努める。更に、その事務運営が税務運営の基本方向に沿って着実に行われるよう、署務の全般を方向付けし、調整し、推進するとともに、その結果を的確に見極めていかなければならない。

(ロ) 特別国税調査（徴収）官はその豊富な知識と経験を生かして、自ら積極的に調査、滞納整理等に当ることとし、その執務を通じて専門官全体の模範となる必要がある。

(ハ) 課長及び統括官は、各部門の事務遂行の責任者として署長の意図を体し、適切な計画の下に、部下職員を指揮して、的確な事務運営に努めなければならない。このため、事務の管理に当っては、重複した管理や不必要に細かい管理を行うことによって、管理事務が増大し、職員の自主性が減殺されて、効率的な事務運営が損われることがないように配意しなければならない。また、課長及び統括官は、部下職員の個々の案件の処理が適正に行われるよう、必要な指導と指示を行う。

(3) 職員の教育訓練

イ 職員の資質の向上を図ることは、税務運営を円滑適正に行うための基礎となるものである。管理者は、日常の事務を通じて職員を指導するとともに、職場研修等を計画的に実施して、職員の職務遂行能力の向上を図るよう努める。

なお、経験年数の少ない職員に対しては、個別指導を適切に行うよう特に配意する。

ロ 税務大学校においては、教育内容の一層の改善合理化を図り、税務行政における諸情勢の推移に即応した各種研修等を計画的に実施して、職員の資質の向上に寄与するよう格別の配慮を行う。管理者に対する監督者研修についても、これを充実して管理者の管理能力の向上を期する。

なお、税務大学校における租税理論及び税法の運用に関する研究体制を整備強化することにより、租税理論の研究水準の向上と職員の教育訓練の充実に資する。

(4) 綱紀の粛正

一部の職員の間にかつ起した不正事件であっても、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。

税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引起すようなことがあってはならない。

また、管理者は、部下職員の範として自らを律しなければならないことはもちろん、部下職員に対しては、単に職場における業務上の監督指導を行うだけでなく、職員の身上を常には握するとともに、職場に正しい倫理観を確立して非行の未然防止に努め、万一事件が発生した場合には、機を失することなく所要の措置を講ずるとともに、速やかに実情を調査した上、厳正に処置する。

(5) 職場秩序の維持

職員は、税務職員としての職責を自覚し、国家公務員法等に定める服務規律を遵守して良識ある行動をとるとともに、それぞれの職務に専念し、職場秩序が整然と維持されるよう努めなければならない。

管理者は、平素から部下職員の指導訓練を通じて、職員の自覚を高め、職場秩序の確立に努めるとともに、職場の秩序を乱す行為に対しては、厳正な態度をもって臨まなければならない。

(6) 職場環境の整備

イ 納税者にとって近づきやすい税務署とするためにも、また、職員が明るい気持ちで能率よく仕事を行うためにも、職場環境の整備が必要である。このため、庁舎の施設、備品等の整備改善に一層の努力

を払うとともに、整理整頓、火災盗難の防止その他適正な管理に十分配慮する。

- ロ 住宅事情が職員の勤務意欲に重大な影響を及ぼすことに顧み、宿舍の増設及び質的向上に努め、職員の住居の安定を図る。

(7) 職員の健康管理

- イ 明るく、能率的な職場をつくるには、職員が健康であることが重要である。このため、診療所の医療施設等を充実するとともに、健康管理を適正に実施し、疾病の早期発見と疾患者に対する健康指導の徹底を図り、また、休暇等職員の休養について適切な配慮をし、職員の健康の保持増進に万全を期する。

殊に40歳以上の職員が全職員の約半数を占め、高齢化する傾向にある現在、いわゆる成人病といわれる疾病の早期発見のため、健康診断の充実を期する。

- ロ 職員の元気を回復し、職員相互の連帯感を高めるため、職員の意向及び事務の繁閑に配慮しながら職場におけるレクリエーション活動を活発に実施する。なお、レクリエーション指導者の養成にも一層の努力を払う。

また、明るく健康な職場とするための福利厚生施設の拡充に努める。

第 二 各 論

1 直税関係

(1) 直税事務運営の目標と共通の重点施策

直税事務は、社会の各層にわたる極めて多数の納税者を対象とし、加えて、納税者の生活や業務に直接影響するところが多い所得又は資産などを課税の対象としていることから、その運営の適否は、単に直税事務にとどまらず、広く税務行政全般に対する信頼感、ひいては国民一般の納税道義に影響を持つものである。

従って、直税事務を適正に運営し、もって納税者間の負担の公平を図ることは、税務行政全体にとって極めて重要なことであ

る。

申告納税制度の下における直税事務の目標は、すべての納税者が自ら正しい申告を行うようにすることにある。

このため、事務の運営に当っては、納税者の税歴、所得又は資産の規模、税額などに応じて、それぞれの納税者に即した調査と指導を一体的に行うことが必要である。

このような見地から、直税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 青色申告者の育成

自主的に正しい申告のできる納税者を育成するについて、その中核をなすものは青色申告であるから、青色申告者の増加と育成に一層努力する。

このため税理士会との協調を図りつつ、商工会議所、商工会、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携強化を更に進め、これらの団体の指導を通じて、納税者の記帳慣行の醸成と自主的な申告納税の向上が行われるようにする。

ロ 調査の重点化

限られたか働力で最も効率的な事務運営を行うため、調査は納税者の質的要素を加味した上、高額な者から優先的に、また、悪質な脱漏所得を有すると認められる者及び好況業種等重点業種に属する者から優先的に行うこととする。

このため、調査の件数、増差割合等にとらわれることなく、納税者の実態に応じた調査日数を配分するなど、機動的、弾力的業務管理を行うよう留意する。

ハ 調査方法等の改善

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。

なお、納税者との接触に当っては、納

税者に当局の考え方を的確に伝達し、無用の心理的負担を掛けないようにするため、納税者に送付する文書の形式、文章等をできるだけ平易、親切なものとする。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることになるので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

二 有効な資料・情報の収集とその活用

資料・情報は、調査対象の選定、調査ポイントの抽出などに役立つことにより、調査事務を効率化するとともに、各税事務を有機的に結び付け、調査の内容を充実するものである。その収集に当っては、活用効果が特に大きいと認められるものに重点を置き、調査に当っては、収集した資料・情報を十分活用することに努める。また、この趣旨を生かすよう、その事績についても的確な管理を行う。

ホ 納税秩序の維持

税務調査は、納税者相互間の負担の公平を図るため、国民からの信託を受けてこれを実施するものであり、すべての納税者は、本来その申告の適否について調査を受ける立場にある。従って、各種の妨害行為をもって税務調査を阻む者に対しては、納税秩序を維持し、かつ、課税の適正を期するため、これらの妨害行為に屈することなく、的確な調査を行い、一般納税者との間に、不均衡が生ずることのないよう特段の配慮をする。

ヘ 各事務システムの連携の強化

直税各税の事務は、経済活動の高度化とともに、ますます密接な関連を持ってきたことに加え、部門制の採用による事務の専門化と統括官の増加により、直税事務を一体的に運営することの必要性がますます高くなってきている。従って、事務の運営に当っては、資料の効率的収集及び活用、同時調査、同行調査、連鎖調査の効果的な実施などにより、所

得税、法人税及び資産税の各税事務が、有機的連携の下に行われるよう配慮する。

なお、必要に応じ局署間、事務系統間の応援を積極的に行う。また、直税職員は、納税者の転出入に伴う処理その他徴収部門に対する所要の連絡を迅速確実に行うことはもちろん、徴収部門から賦課交渉があった場合などには、速やかに見直しなど所要の処理を行い、あるいは調査等で知り得た徴収上参考となる事項を確実に徴収部門に連絡するなど、徴収事務との連絡協調に努める。

ト 事務管理のあり方

事務の管理に当っては、重複した管理を行うことにより管理事務の増大を来すことのないよう、効率的な事務管理に努めるほか、次の諸点に配慮する。

- (イ) 事務計画の策定に当っては、職員、特に上席調査官等経験豊富な者の意見を聴取し、職員の建設的な意見を事務計画に採り入れるよう配慮する。
- (ロ) 事務の分担の付与に当っては、職員の経験、適性、事案の難易等を総合勘案し、適切な分担付与を行うことに努める。特に上席調査官には重要かつ困難な事案を付与する。
- (ハ) 事務の進行管理に当っては、職員の創意工夫を生かすよう、職員の経験、能力、事案の内容等に応じて、それぞれ適切な管理を行うことに努める。

(2) 各事務の重点事項

イ 資料関係

- (イ) 資料の収集については、調査事務との関連において、収集すべき資料の種類及びその収集先に工夫を凝らし、いたずらに収集枚数にとらわれることなく、調査に直結する有効な資料の収集に努める。特に、調査の過程でなければ得られない資料について、収集の徹底を図る。

また、管理者は、重点調査対象業種の選定に役立つ資料・情報の収集につ

いても、特段の配慮をする。

- (ロ) 資料の活用については、一枚の資料であっても関連する税目の調査にそれぞれ使用するなど、その多角的な活用に努めるものとする。また、調査は資料を十分に活用することによって深められるものであるから、管理者は、資料が確実に活用されているかどうかについて、徹底した管理を行う。
- (ハ) 資料源の開発については、担当者が当るほか、一般の調査、法定資料の監査等の機会を通じて、積極的に有効資料源の開発に努める。
- (ニ) 個々の資料・情報が関連して相互にその内容を補完し合い、納税者の実態は握に十分その効果を発揮するよう、資料・情報を長期にわたって蓄積し、継続して管理することに努める。
- (ホ) 資料事務の運営に当っては、収集された資料の活用結果をは握し、どのような資料が有効か、また、どのような収集方法が効率的かについて分析を行い、じ後における資料収集事務の改善を図る。

ロ 所得税関係

申告納税制度の趣旨に沿った事務運営を行うため、次の点に配慮しつつ事後調査体系の一層の定着に努める。

- (イ) 納税者が、自ら課税標準について正しい計算を行い、また、その経営を合理化していくためには、日々の取引を正確に記録する慣習がその前提となる。

この記帳慣習を育成していくため、青色申告制度はその中核をなすものであるから、今後も引続き、青色申告者の増加に積極的に努力するとともに、適切な指導又は調査を通じて、青色申告者の質的水準の向上を図る。

なお、その普及及び指導については、地方公共団体及び関係民間団体の協力を積極的に求め、また、これらの団体の指導の対象となった事案につい

ては、それぞれの実情に応じ、その指導の効果が生かされるよう配慮する。

- (ロ) 確定申告期における納税相談は、そのための来署依頼を原則として行わず、申告書の作成に必要な事項について相談を行うこととし、納税者自身による自発的な申告の慣行を定着させるよう努める。
- (ハ) 調査は、事後調査を主体として実施するが、調査対象選定のための申告審理事務は、細かいものを省略して効率的な処理を図るなど合理的運営に努める。

また、事後処理についても高額中心に行うとともに、適正申告を行う納税者を長期的に育成していく見地から運営する。

- (ニ) 営庶業所得者については、白色申告者と青色申告者の別及び所得者層の別に応じて適切な指導及び調査を行うこととし、白色申告者に対しては青色申告者より高い調査割合を確保するとともに、高額所得者を中心として調査内容の充実に努める。
- (ホ) その他所得者については、所得のは握が困難であるので、その管理及び調査について相当の努力をする必要がある。従って、調査技法の開発に努めるとともに、都会署におけるその他所得の調査事務量を増加し、適切な調査対象を選定し、充実した調査を行う。
- (ヘ) 一般農家に対する標準課税の事務及び農外所得のは握については、地方公共団体及び農業団体の積極的協力を求めることとし、特殊経営農家については、個別調査・指導方式による。

ハ 法人税関係

- (イ) 申告納税制度の下での法人税事務は、自主的に適正な申告を行う法人を着実に育成することを目標としなければならない。

このため、個々の法人の申告内容的確には握し、その内容に応じた質的な区分を行い、指導によって適正な申

告が期待できる法人に対しては、きめ細かな指導を根気よく行うとともに、他方、大口、悪質な不正を行っている法人又は不正計算を繰返している法人に対しては、常に徹底した調査を行い、調査を通じてその是正を図るなど、その実態に即した指導又は調査を行う。

(ロ) 法人の質的区分に応じた事務運営の体制は、年々の法人税事務の着実な積重ねの上にはじめて可能となるものであるから、法人に対する指導又は調査の際には握したその人的構成、帳票組織、内部けん制の状況等の情報は、申告内容の検討結果とともに、その都度確実に記録保存し、法人の長期的管理に資することに努める。

(ハ) 法人数が年々増加し、取引が大型化かつ複雑化している現状において、法人の実態を的確には握するためには、職員一人一人の創意工夫によって、事務処理の効率化を図る必要がある。

このため、事務分担の方式については、あらかじめ業種又は地域等により分担を定め、同一の職員に調査・指導対象の選定から調査・指導及びその事後措置に至る一連の事務を担当させることを原則とし、個々の職員の責任を明確にし、その能力を最大限に発揮できる体制を確立することに努める。

二 源泉所得税関係

源泉徴収制度の運営の適否は、源泉徴収義務者のこの制度に対する理解と認識のいかんによって影響されるところが大きいことに顧み、指導をその事務運営の基本として、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。また、管理が多元化している現状に対処し、源泉所得税事務に関する責任体制を明確にして、その事務処理の的確化が図られる管理体制を確立する。

このため、源泉所得税事務における施策の重点を次の諸点に置く。

(イ) 源泉徴収義務者の把握は、源泉所得税事務の基盤となるものであるから、あらゆる機会を通じて源泉徴収義務者を確実に把握することに努める。また、その業種、業態、規模等に応じて適切な指導を行い、関係法令、通達等その制度の周知徹底を図り、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。

(ロ) 法源同時調査及び所源同時調査の体制は、調査事務の効率的な運営、納税者感情などの見地から設けられたことに顧み、一層これを推進する。

源泉単独調査をはじめとするその他の事務については、専担制による事務運営の体制を確立し、これを中軸として源泉所得税事務に従事する職員の源泉徴収制度に対する認識を高め、事務処理の的確化に資する。

(ハ) 源泉所得税に関する事務を所掌する所得税及び法人税に関する部門並びに管理・徴収部門の各職員は、他の事務系統で所掌している事務との関連性を十分認識し、それぞれの事務が一体として運営されるよう、各事務系統間の連絡協調について特段の努力を払う。

ホ 資産税関係

国民の生活水準の向上、資産の蓄積の増大等に伴い、資産税の課税の適正化に対する社会的要請がますます大きくなっている。

従って、資産税事務の運営に当たっては、次の諸点に配意して適正な課税の実現に努める。

(イ) 資産税事務について、限られた人員で適正かつ効率的な運営を行うため、事務又は事案の重要度に応じてか働量の重点的配分を行い、合理的な運営の徹底に努める。

この場合、例えば譲渡多発署にあっては譲渡所得事務に重点を置くなど、各署の実情に応じて各事務への適切な事務量の配分を行うほか、必要に応じ局員又は他署職員による応援を適切に

実施し、局署を通ずる機動的な事務運営に努める。

- (ロ) 資産税関係の納税者は、関係法令などになじみが薄い場合が多いので、地方公共団体及び税理士会、農業協同組合等の関係民間団体を通じて積極的な広報活動を行い、関係法令等の周知を図る。

また、税の相談日、譲渡所得の集合説明会等の機会を活用して、自主的に適正な申告がなされるよう適切な指導を行うとともに、納付方法についても必要な説明をする。

なお、来署依頼による納税相談を実施する場合、その対象の選定に当たっては、少額事案を極力省略して高額重点の考え方を徹底するとともに、その後の事務処理が効率的にできるように十分配慮する。

- (ハ) 調査事務量を確実に確保するため、納税相談事務の合理化、内部事務の簡素化など事務処理の一層の効率化に努める。

実地調査は、資産税の各税目を通じて脱漏税額の大きいと認められるものに重点を置き、各事案の内容に応じ必要かつ十分な調査日数を投下してこれを処理する。

特に譲渡所得事案については、事務年度内の処理の完結にこだわることなく、他事務系統との連携調査等又は同行調査を積極的に展開するよう配慮する。

- (ニ) 財産評価の適否は、相続税、贈与税の適正・公平な課税に極めて大きな影響を及ぼすものであるから、評価基準の作成に当たっては、その精度の向上に努め、評価基準の適用に当たっては、評価財産の個別事情に即応した的確な運用に配慮する。

2 調査査察関係

- (1) 調査課事務運営の目標と重点事項
調査課所管法人及びその役職員は、我が

国経済界を主導する重要な役割を果たしており、その社会的、経済的影響力は極めて大きく、それらの納税義務履行の動向が全納税者の納税道義に心理的效果を及ぼすという面からも、また、取引全体の公正明朗化を左右するという面からも、全納税者に与える影響は、極めて大きいといわなければならない。

従って、所管法人の実態を的確には握し、その法人に対し適正な課税を行い、また、必要に応じ役職員の当該法人と関連のある所得についても実態を明らかにし、その正しい課税の実現に資することは、全納税者の納税道義を高めるという税務行政の究極の目標を達成するために不可欠の課題である。

このような見地から、調査課の事務運営においては、所管法人の申告水準の向上を通じて、所管法人を含めた全納税者が自主的にその納税義務を履行する基盤を形成することをその究極の目的とし、次の事項を基本とする。

イ 不正所得等のは握

調査の基本目的は、取引の内容を解明してその実態をは握することにある。従って、調査に当たっては、単なる期間損益の修正に意を用いすぎることなく、この目的に従って取引の実態をは握し、特に、大口、悪質な不正所得の発見に重点を置くこととする。

ロ 申告水準向上策の積極化

所管法人に対する充実した調査を基として、申告に対する姿勢の改善を図るよう十分な指導を行い、申告が優良な法人の育成に努める。

また、この指導の効果をその法人の所属業界、系列企業等に浸透させていくための施策を計画的かつ積極的に実施する。

ハ 不正取引に係る資料源開発

不正取引の多くが取引当事者相互間の通謀によっている現状に顧み、こうした不正取引を徹底的に解明し、その一連の

資料を収集することは、調査の充実のため不可欠の要件である。所管法人は、取引系列の中枢をなしており、また、取引範囲も広いので、全税務的見地から、これを資料源として積極的に開発するよう努める。

(2) 査察事務運営の目標と重点事項

査察事務は、税務行政の一環として、悪質な脱税に対する刑事責任を追及して納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持とその健全な発展に資することを目標としており、査察に期待される役割は今後ますます増大するものと考えられる。

このため、査察事務の運営に当っては、次の点を基本とする。

イ 悪質、大口な脱税の摘発

査察事務の目的にかんがみ、真に社会的非難に値する悪質かつ大口な脱税の摘発に努めることとし、このため情報活動を一層充実し、情報源の新規開拓、情報技術の改善等を図って、査察対象の的確な選定を期する。

ロ 申告水準向上への十分な寄与

査察事務は、一般の税務運営の動向に即し、全税務的基盤に立って運営されるべきものであり、このため課税部門との密接な連携の下に査察の効果が申告水準の向上に十分寄与するよう配慮する。

ハ 組織的、効率的な事務の推進

最近における脱税の広域化、手口の巧妙化に顧み、広域調査態勢の確立、調査技術の開発、向上等を図り組織的、効率的な事務運営に努める。

3 間税関係

(1) 間税事務運営の目標と共通の重点施策

間税事務運営においても、その目標は、もとより正しい自主的な申告と納税が行われるような態勢を確立することにある。このため、納税者に対して適切な指導を行うとともに、調査及び犯則取締りについては、納税者の実態に応じて一層の重点化を図る。

今後の社会経済の発展に伴い、経済取引

の複雑化と広域化が進み、また、消費税関係を中心に課税対象が増加し、多様化するものと考えられる。これに伴い、間税行政の一層の多様化と高度化が要請されるが、税務行政全体の中における間税事務のあり方に配慮しながら、この要請にこたえていくためには、間税事務全般にわたって、その刷新改善を進めることが必要である。

このような見地から、今後における間税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 調査及び犯則取締りの重点化

調査事務については、網羅的又は画一的な運営に流れることのないよう、経営内容、取引形態、過去の諸事績などからみて必要度が高いと認められる調査対象を選定し、また、調査に当って重点を置くべき項目を抽出し、効率的かつ深度のある調査を行う。

また、犯則取締りは、大口かつ悪質な事案を対象をしぼって実施する。なお、小口又は軽微な事案については、調査と指導に重点を置いて処理し、じ後における適正な申告と納税が得られるよう配慮する。

ロ 調査事務の簡素化

調査事務の簡素化を図るため、的確な質的管理の下に重点的に調査対象を選定し、少額事案については極力調査省略を図るなど合理的な調査事務の運営に配慮する。

ハ 広域運営の推進

間税関係の納税者の数、種類及び規模は、署によってかなり異なっており、このような傾向は今後とも大きくなるものと考えられる。従って、納税者に対する調査を各署単位で処理する事務方式では、大口又は重要な事案に対し徹底した調査及び犯則取締りを行うことが困難となる事態が生じ、また、間税職員の調査技能の向上の機会も十分に得られなくなるおそれがある。

このような事態に対処するため、調査

及び犯則取締りの広域的運営を進めていくものとし、局間税部監視部門による犯則取締りに加えて、局間税部調査部門において、大口又は複雑困難な事案に対する調査を行い、また、署段階における調査及び犯則取締りにについても、署間の広域運営を積極的に推進する。

二 間税事務の一体的運営

間税関係の税目は多岐にわたっているので、事務計画の策定に当っては、各税目を通じて事務の重要度を総合的に判断し、重点的な計画を策定するよう配意する。また、間税事務にあつては、限られた職員が多く税目を分担しているので、その執行に当っては、酒税、消費税を通ずる事務の一体的運営に努める。

ホ 直税間税統合統括官制署の犯則調査権限の適切な行使

直税間税統合統括官制度の下においては、職員が常時又は随時、直税及び間税の両者について調査権限を有することになるので、間税の犯則取締りのための収税官吏の権限の付与及び行使に特に慎重を期する。

(2) 各事務の重点事項

イ 酒税関係

(イ) 酒税調査は、酒類製造者に重点を置く。調査事務の運営に当っては、調査対象を十分検討して選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、重点的、効率的かつ深度のある調査を実施する。

なお、酒類の販売業者等に対する調査は、酒類製造者に対する調査を補完する観点から実施する。

また、有効な資料・情報を組織的かつ計画的に収集し、その活用を図ることとし、対象の選定を的確に行うよう配慮する。

(ロ) 犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に重点を置いて行うものとし、取締りに当っては、早期に事案の全ぼうをは握して、適切な処理を図る。

なお、酒類の密造及び密輸入の防止のため、啓発宣伝と効果的な取締りを行う。

(ハ) 酒類販売業免許については、免許制度を必要とする行政目的に配意するほか、酒類流通の効率化及び消費者の利便を十分考慮し、適正かつ弾力的な運用に努める。

(ニ) 酒類業界を取巻く環境は極めて厳しく、今後は従来のような量的な拡大を期待することは困難であると認められる。

このような情勢に対処するため、業者及び業界は自主的な合理化努力を一層進めるとともに、節度ある生産と過当な販売競争の是正に努め、企業基盤の強化を図ることが要請される。

この考え方にに基づき、業者及び業界団体に対し、適時適切な指導を行うこととする。

(ホ) 酒税保全担保の提供については、酒類業者の経営状況等を常に的確には握し、個々の実情に応じ、必要な限度において担保を徴求するようその運営に配意する。

ロ 消費税関係

(イ) 消費税は価格に織込まれて消費者へ転嫁される建前のものであるから、納税者に対し課否判定、課税標準の算定などについて適切な事前指導を行わなければ、じ後において事務執行上困難な問題が生ずるおそれがある。このため、庁局署は、関係業界の動向及び納税者の実態のは握に努め、新製品の開発、生産取引の形態の変化などに常に留意し、時宜に応じた的確な指導を積極的に行う。この場合、新規又は異例なものなど先例により難しい事案については、庁局署の連絡を密にして、その取扱いの統一と迅速な処理を図る。

なお、業種に共通な事項については、業者団体、間税協力会業種別部会等を通じ効果的な指導を行う。

(ロ) 調査は、大口又は重要な事案を対象に重点的に実施する。このため、納税者の実態を十分には握し、資料・情報を積極的に活用して、適切に調査対象を選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、効率的な調査を行う。この場合、全国的規模の事案については、庁の指導の下に局間の連携を密にして企業単位の調査を行う。

また、少額納税者については、調査を簡略化し、指導に重点を置いて処理する。

なお、適正な申告を行わず、税務調査を妨害する者に対しては、き然たる態度でこれに臨み、課税の適正と納税秩序の維持に努める。

(ハ) 犯則取締りについては、資料・情報活動を充実して的確に対象を選定するとともに、徹底した調査により早期にその全ぼうをは握し、適切な見通しの下に効率的に処理する。

なお、軽微な非違事項については、指導によりその誤りを是正させるように配意する。

(ニ) 資料・情報事務については、直税関係部門との連携を保ちつつ、組織的かつ計画的に有効な資料・情報の収集に努め、一元的な管理の下にその効果的な活用を図る。

ハ 鑑定関係

(イ) 酒類、揮発油等の分析、鑑定に当たっては、これが間接税の適正かつ公平な課税を実現するための基礎であることを深く認識し、正確かつ迅速に行うとともに、関係部課等と緊密な連携を保ち、その適正な運営に努める。

(ロ) 酒類製造者に対する技術指導に当たっては、酒類行政全般の動向をは握し、企業の合理化と業界の近代化を技術面から推進して、良質な酒類の安定的供給に資するよう努める。また、公害防止に関しては、主務官庁と連携を保ち

つつ適切な指導を行う。

(ハ) 近年、分析法は顕著な発展を遂げ、また、技術革新に伴い石油工業をはじめとする関係業界の技術水準が急速に進歩しているので、常に新知識の吸収に努め、分析、鑑定能力の向上を図るとともに、調査手法の開発に努める。

4 徴収関係

(1) 徴収事務運営の目標と共通の重点施策

税務行政は、賦課事務とともに徴収事務が適正に行われることによって、はじめてその目的を達成することができる。徴収事務の遂行に当っては、このことを十分に認識し、租税債権の確実な管理と、その的確な徴収に努めることが必要である。

徴収事務の運営については、従来から確実な債権管理を図るとともに、事務の合理化、効率化について格段の努力を払ってきた結果、事務能率の向上には著しいものがあるが、更に今後の社会経済の進展に即応するため、事務の合理的、効率的運営を図ることが一層要請される情勢にある。

このような見地から、今後における徴収事務運営の施策の重点を次の諸点に置く。

イ 自主納付意識の高揚

徴収事務の終極的な課題は、自主納付態勢を確立することにある。

そのためには、的確な滞納整理の実施とあいまって、平素の事務を通じて、あらゆる機会を生かし、納税者の自主納付意識の高揚を図ることが肝要である。このため、賦課部門と一体となった納付指導、広報活動等による納税道義の高揚を図るとともに納税貯蓄組合、青色申告会、法人会等の関係民間団体の協力を得て納税思想の水準を高めるよう努める。

ロ 確実な事務処理と事務の合理化

徴収事務の基本は、租税債権を確実に管理することにある。

今後においても、この基本にのっとり、事務の簡素化の要請と事務処理の確実性の保持との調整を図りつつ、一層の合理化に努める。

特に、電子計算組織による事務処理は、今後における事務合理化の基幹となるものであるので、徴収事務においてもその対象範囲の拡大を図るとともに、この組織の採用に伴って派生する諸問題についても、技術上の要請と行政上、事務上の要請との調和を図りつつ解決に努め、事務処理体制を整備する。

ハ 機動的な事務運営と重点的な滞納整理

(イ) 限られた人員で事務を能率的かつ円滑に遂行するため、事務の重要度、時宜に応じた合理的な事務計画を策定するとともに、管理・徴収両事務の特質と差異に着目しつつ管理事務の平準化を図るため、時期的な繁閑に応じて、両事務を通ずる機動的運営を図る。

(ロ) 滞納整理に当っては、情報管理を的確にし、滞納者個々の実情に即した整理の進展を図るとともに、整理対象事案の増大に対処するため、その質的管理に十分配慮し、重点的、効率的な滞納整理を行う。

(2) 各事務の重点事項

イ 管理関係

(イ) 租税債権を確実に管理するには、賦課部門との連絡を円滑に行うことが肝要であり、このため、申告書、更正決定決議書等の回付、納税者の異動に伴う処理、事故原符の調査等につき、連携の強化、協力体制の確立に努める。

(ロ) 管理事務の現状に顧み、繁忙期における事務処理を円滑に行うことは、運営上特に留意を要することであり、今後における事務量の増加に対処するためにも、その事務の実態を十分には握し、分析した上、実情に応じて、非常勤職員の活用、各種事務の処理時期の調整、納付相談事務の合理化及びその際における賦課部門との協調等について検討し、総合的、重点的な事務運営を図る。

(ハ) 物納延納の許可事務については、常に進行管理を的確にするとともに、許可

の方向を速やかに決定し、迅速、適正な事務処理を行うことに努める。このため、賦課部門との連絡協調、財務局等の関係機関との協議、納税者の指導等を積極的に行うよう配慮する。

(ニ) 振替納税制度については、引続きその普及を図ることとし、勧奨に当っては、納税貯蓄組合、青色申告会、金融機関等の協力を得るよう特に配慮する。

(ホ) 納税貯蓄組合の指導に当っては、税務行政全般に対するよき理解者、よき協力者層の拡大に資する見地から、納税資金の貯蓄、期限内納付の指導等のほか税務に関する広報を中心とした諸施策を推進するとともに、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携等を通じて活発な活動を行えるよう配慮する。

ロ 滞納整理関係

(イ) 租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによってはじめて達成されるものであり、滞納整理に当っては、この点を十分に認識し、国税徴収法その他関係諸法の定めるところに従い、適正に処分を執行しなければならないものである。

また、常に、賦課部門との連携に心掛け、納税者から課税についての疑問が出された場合には、早急に賦課部門へ連絡してその解決を図るなど適切な措置を講ずる。

なお、租税の徴収に当っては、第三者の権利と競合する場合が少なくないので、その権利の尊重に留意するとともに、法律に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分を行うことのないよう配慮する。

(ロ) 滞納整理に当っては、大口滞納者、悪質滞納者、その他の早期に保全を要する滞納者に対する処理の充実を図

り、必要に応じて訴えを提起するなど、継続的な質的整理を促進する。これらの滞納者以外のものについては、通信による催告を主体とした滞納整理方式の活用を図る。

(ハ) 管理者は、効率的な滞納整理を推進するため、大局的見地からの諸施策の決定、重点整理対象の選定、整理の進ちよく状況のは握などに十分留意し、進行管理の徹底に努める。

(ニ) 滞納整理事務を効果的に運営するため、局署の実情に応じて、職員の重点的配置を行い署間の広域運営による滞納整理の推進を図る。また、滞納の都市集中化に対処して署の滞納整理を促進するため、局国税徴収官による機動的な応援体制の強化を考慮する。

5 不服申立て関係

(1) 異議申立て関係

イ 異議申立事案の調査に当っては、その異議の申立てが原処分に対する不満から生じたものであることに顧み、その申立てがなされた事情等について、その異議のあるところを十分くみ取り、公正妥当な処理に努めることはもちろんであるが、他面、安易な妥協を排除して、正しい課税標準のは握に努める。

ロ 異議申立事案の早期処理については、改善の跡が認められるが、更に一層処理の促進に努め、いやしくも事務の進行管理が不十分なためにいたずらに日時を経過することのないよう、また、処理の内容については、審理が不十分であるため異議申立段階で処理することができる問題についてまで、その解決を審査請求段階に持越したりすることのないよう、管理の充実を図る。

(2) 審査請求関係

国税不服審判所における裁決は、賦課徴収に当る処分庁から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であるから、事案の処理に関係のあるすべての者は、それぞれ次の諸点に十分配意

するとともに簡易迅速な手続による国民の権利救済が行政不服審査制度の主要な目的となっていることにかんがみ、審査請求事案の効率的な処理に努める。

イ 総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審理するのであるから、審査を申立てられた事項、答弁書に記載された事項、更に審査請求人の反論内容を基礎として審理を行う。

このため、必要がある場合には、審査請求の趣旨、理由が明らかになるよう補正を求めるなどの措置を講ずるとともに、他方、原処分庁においても、当該趣旨、理由に対し具体的に答弁することによって、争点の明確化に努める。

ロ 合議体の構成員は、議決につきそれぞれ独立した権能を与えられている趣旨に顧み、合議に当っては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽す。

ハ 調査、審理に当っては、不服申立手続上の諸権利を尊重するとともに、質問検査権の行使に当たっても、審査請求人の正当な権利利益の救済の趣旨に反しないよう留意する。

なお、審査請求人の主張に相当の理由があると認めるときは、支障のない限り、徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の措置を講ずるよう、徴収の所轄庁に求める。

平成 25 年度税制改正の大綱の概要

(平成 25 年 1 月 29 日 閣議決定)

現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。また、社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

個人所得課税

(1) 所得税の最高税率の見直し

○現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を創設

(2) 金融・証券税制

○10 年間、500 万円の非課税投資を可能とする日本版 I S A (非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設及び金融所得課税の一体化の拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)

(3) 住宅税制

○住宅ローン減税を平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年末まで 4 年間延長し、その期間のうち平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年末までに認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)を取得した場合の最大控除額を 500 万円に、それ以外の住宅を取得した場合には 400 万円にそれぞれ拡充

○自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税について拡充

○個人住民税における住宅ローン控除について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年末までの間、控除限度額を拡充(減収額は全額国費で補てん)

(4) 復興支援のための税制上の措置

○高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除の創設

○東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600 万円に引上げ(現行 360 万円)

資産課税

(1) 相続税・贈与税の見直し

- 相続税の基礎控除について、現行の「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」を「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」に引下げ
- 相続税の最高税率を 55%に引き上げる等、税率構造の見直し
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を 330 m²（現行 240 m²）に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地（貸付事業除く）の完全併用を可能とする等の拡充
- 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直し
- 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引下げ、受贈者に孫を加える拡充措置

(2) 事業承継税制

- 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（「事業承継税制」）について、適用要件の緩和（雇用確保要件の緩和等）、負担の軽減（利子税の引下げ等）、手続きの簡素化（事前確認の廃止等）など、制度の使い勝手を高める抜本的な見直し

(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円までを非課税とする措置を創設

(4) 復興支援のための税制上の措置

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を 1 年延長

法人課税

(1) 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

- 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は 3 %の税額控除ができる制度を創設
- 環境関連投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備を追加
- 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等を追加

○労働分配（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の 10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設するとともに、雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げ

（２）中小企業対策・農林水産業対策

○商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に 30%の特別償却又は 7 %の税額控除ができる制度を創設

○中小法人の交際費課税の特例を拡充（中小法人の支出交際費 800 万円まで全額損金算入）

（３）復興支援のための税制上の措置

○避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人に同様の措置の適用

消費課税

○衝突被害軽減ブレーキを搭載した先進安全自動車に係る自動車重量税の特例措置の対象に 5 トン以上の一定のバスを追加

納税環境整備

○延滞税・利子税・還付加算金について、現在の低金利の状況に合わせ引下げ（地方税の延滞金等も同様に引下げ）

平成25事務年度国税庁関係主要日誌

年 月	日	国 税 庁	国 会 ・ 税 制 改 正 等		
平成25. 7	2	国税不服審判所次長異動 (新) 濱田 敏彰 (旧) 井阪 喜浩 (3月31日発令済)			
	10	福岡国税局長異動 (新) 中村 信行 (旧) 高木 隆 (6月28日発令済)			
	16	国税専門官採用試験第2次試験実施 (～23日)			
	23	税務大学校本科第50期生197人研修開始 (～26年6月19日)			
平成25. 8	6	第63回税理士試験 (～8月8日)	第184回臨時国会召集 (2日)		
	21	税務大学校専科第40期生869人研修開始 (～26年2月27日) 税務大学校地方研修所 (札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本) において専攻税法研修第4期生742人研修開始 (～9月19日)			
		22		税務大学校国際科第35期生100人研修開始 (～12月25日) 税務大学校評価特別研修第1期生19人研修開始 (～12月4日)	
	平成25. 9	5		税務大学校酒税行政研修第1期生13人研修開始 (～26年1月30日)	
8		税務職員採用試験第1次試験実施			
11		税務大学校専攻科第7期生98人研修開始 (～12月25日)			
19		税務大学校地方研修所 (札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本) において専攻税法研修第4期生742人研修終了			
平成25. 10	14	第43回アジア税務長官会同開催 (～17日)	第185回臨時国会召集 (15日)		
	17	税務職員採用試験第2次試験実施 (～25日)			
	18	国税庁永年勤務者表彰式 (長官表彰1,756人、審判所長表彰17人) 第59回国税審議会税理士分科会開催			
平成25. 11	13	秋の勲章・褒章伝達式において国税庁関係者60人 (勲章50人、褒章10人) 受章 (3日発令)			
平成25. 12	4	税務大学校評価特別研修第1期生19人研修終了	「平成26年度税制改正大綱」閣議決定 (24日)		
	5	第60回国税審議会税理士分科会開催			
	13	第63回税理士試験合格者905人発表			
	25	税務大学校国際科第35期生99人研修終了 税務大学校専攻科第7期生98人研修終了			
		26		第61回国税審議会税理士分科会開催	
	平成26. 1	30		税務大学校酒税行政研修第1期生13人研修終了	第186回通常国会召集 (24日) 平成26年度予算案閣議決定 (24日)
平成26. 2	27	税務大学校専科第40期生863人研修終了			
平成26. 3	26	税務大学校地方研修所 (東京・大阪) において普通科第73期生180人研修終了	「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方法人税法案」成立 (20日) 平成26年度予算成立 (20日)		
	31	国税庁幹部異動			
		官 職		新	旧
		金沢国税不服審判所長		深井 剛良	岸野 悦朗
		広島国税不服審判所長		岸野 悦朗	澤田 正
		高松国税不服審判所長		佐々木 幸男	山内 克巳
		熊本国税不服審判所長		角田 元幸	堀田 和人
国税不服審判所沖縄事務所長	高倉 明	佐々木 幸男			

平成26. 4	1	国税不服審判所長異動 (新) 畠山 稔 (旧) 生野 考司	
		国家公務員総合職試験等合格者12人採用	
		国税専門官採用試験合格者1,068人採用	
		税務職員採用試験合格者393人採用	
		税務大学校税務理論研修第33回生5人研修開始(～6月25日)	
	2	第23回日韓税務長官会同開催	
		税務大学校研究科第50期生23人研修開始(～27年6月11日)	
	3	税務大学校地方研修所(東京・大阪)において普通科第74期生393人研修開始(～27年3月26日)	
	4	税務大学校専門官基礎研修第44期生1,067人研修開始(～6月18日)	
	8	第15回国税審議会本会開催	
平成26. 5		第14回国税審議会酒類分科会開催	
	11	東京国税不服審判所長異動 (新) 畑野 隆二 (旧) 杉垣 公基	
	30	福岡国税不服審判所長異動 (新) 作田 隆史 (旧) 青柳 達朗	
	10	稲垣長官が人事院事務総長を訪ね、人事院総裁宛の給与等改善要望書を手渡し、税務職員の給与等の改善を強く要望する。	
	13	税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第1期生643人研修開始(～6月26日)	
	16	春の勲章伝達式において国税庁関係者48人が受章(4月29日発令)	
平成26. 6	23	第62回国税審議会税理士分科会開催	
	27	第63回国税審議会税理士分科会開催	
	8	国税専門官採用試験第1次試験実施	
	10	税務大学校研究科第49期生20人研修修了	
	16	国税庁実務研修第18期生17人研修修了	
	18	税務大学校専門官基礎研修第44期生1,065人研修修了	
	19	税務大学校本科第50期生194人研修修了	
	23	第64回国税審議会税理士分科会開催	
	25	税務大学校税務理論研修第33回生5人研修修了	
	26	税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第1期生642人研修修了	

